

みんなの  
確定申告

〈平成 29 年分申告用〉

操作マニュアル

# はじめに

本書では『みんなの確定申告〈平成 29 年分申告用〉』（以降、本書では本製品と記述します）の機能の操作方法について説明しています。

## 本製品の使用に際しましては、以下の点にご注意ください。

- ・ 本製品の著作権はソリマチ株式会社にあります。
- ・ 本製品の複製は、お客様自身の使用目的以外、いかなる場合でも禁じられています。
- ・ 本製品を使用した結果につきましては、弊社は一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本製品のプログラムおよびマニュアルなどの内容の一部または全部を、どのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・複製などを行うことは禁じられています。
- ・ 本製品の仕様およびマニュアルなどの内容は、将来予告なしに変更することがあります。
- ・ 本製品のマニュアルの内容は、製作時点の法令に基づいています。
- ・ 本製品のマニュアルの内容は、本製品の操作に関する内容が中心になります。Windows の操作については専門の書籍を参考にしてください。確定申告の詳細などは、税務署にお問い合わせください。
- ・ 本製品のマニュアルは、Windows 10 での画面および操作を基準としております。
- ・ 本製品のマニュアルで使用しております画面などは開発中のものですので、変更される場合があります。
- ・ 本製品のマニュアルの画面上で使用されておりますデータは架空のデータです。

※Windows は米国マイクロソフトコーポレーションの米国およびその他の国における商標です。  
※その他、記載されている商品名は、各社の商標または登録商標です。

## 本書の記号類

 **注意** : 操作中の注意事項について説明しています。

 **ポイント** : 知っておくと役に立つ情報を説明しています。

# 目次

はじめに

目次

## 第 1 章 概要と処理手順 1

1. 本製品の概要 2

2. インストール／アンインストール 3

■動作環境..... 3

■インストール..... 4

■アンインストール..... 8

3. インストール後に行うこと 9

## 第 2 章 運用の前に 13

1. 起動と終了 14

■本製品の起動..... 14

■本製品の終了..... 14

■オンラインアップデートの設定を行うには..... 15

2. 申告者設定 16

■電子申告を利用する場合..... 17

3. マイナンバー（個人番号）について 18

■マイナンバー（個人番号）の入力箇所..... 18

■マイナンバー（個人番号）の削除方法..... 18

■マイナンバー（個人番号）はバックアップに含まれません..... 19

■セキュリティを強化するには..... 19

4. 添付書類ナビゲーション 20

5. 環境設定 21

6. データのバックアップについて 22

■データバックアップ..... 22

■データ復元..... 24

7. データ選択 25

■申告者の選択..... 25

■申告者の追加..... 25

■申告者の訂正..... 26

■申告者の削除..... 26

■前年データの取り込み..... 27

## 第3章 ガイダンス入力で申告書Aを作成

31

<b>1. ガイダンス入力</b>	<b>32</b>
■ 主な収入の入力	33
■ その他の収入の入力	36
■ 申告者設定	37
■ 各控除の設定・その他の内訳設定	38

## 第4章 申告書の作成

41

<b>1. 申告書の共通操作</b>	<b>42</b>
■ 金額の入力	42
■ 金額が連動する項目について	43
■ 申告書の印刷	45
■ 申告書の終了時	48
<b>2. 確定申告書A（第一表、第二表）</b>	<b>49</b>
■ 内訳の入力画面について	50
■ その他の情報の入力	58
<b>3. 確定申告書B（第一表、第二表）</b>	<b>59</b>
■ 内訳の入力画面について	61
■ その他の情報の入力	71
■ 他システムからのデータ取り込み	72
<b>4. 分離課税用申告書（第三表）</b>	<b>74</b>
■ 内訳の入力画面について	75
■ その他の情報の入力	76
<b>5. 損失申告用申告書（第四表）</b>	<b>77</b>
■ 退職所得を入力するには	78
<b>6. 修正申告書を作成するには</b>	<b>79</b>
■ 第五表への転記について	79
■ はじめて修正申告書を作成するには	80
■ 次回からの第五表の表示について	84
■ 修正申告によって異動した事項の入力	87
<b>7. 電子申告（e-Tax 連携オプション）</b>	<b>88</b>

## 第5章 添付資料の作成

89

<b>1. 添付資料の共通操作</b>	<b>90</b>
■ 入力欄について	92
■ 明細行の追加	92
■ 明細行の訂正	92
■ 明細行の削除	93
■ 明細行の複写	93
■ 明細行の並べ替え	94

■添付資料の印刷.....	94
<b>2. 所得の内訳書</b>	<b>95</b>
<b>3. 医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書</b>	<b>96</b>
■医療費控除の明細書.....	97
■セルフメディケーション税制の明細書.....	99
<b>4. 寄附金・寄附金特別控除額の計算明細書</b>	<b>100</b>
<b>5. 譲渡所得計算明細書</b>	<b>102</b>
<b>6. 土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書</b>	<b>103</b>
<b>7. 財産及び債務の明細書</b>	<b>104</b>
<b>8. 肉用牛の売却による所得の税額計算書</b>	<b>105</b>
<b>9. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書</b>	<b>106</b>
<b>10. 損益の通算の計算書</b>	<b>111</b>
<b>11. 事業専従者一覧表</b>	<b>112</b>
<b>12. 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書</b>	<b>113</b>
<b>13. 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書</b>	<b>114</b>
<b>14. 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書</b>	<b>116</b>
<b>15. 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書</b>	<b>119</b>
<b>第6章 過年度比較資料の作成</b>	<b>121</b>
<b>1. 過年度データ比較表</b>	<b>122</b>
<b>索引</b>	<b>123</b>



# 第 1 章

## 概要と処理手順

# 1. 本製品の概要

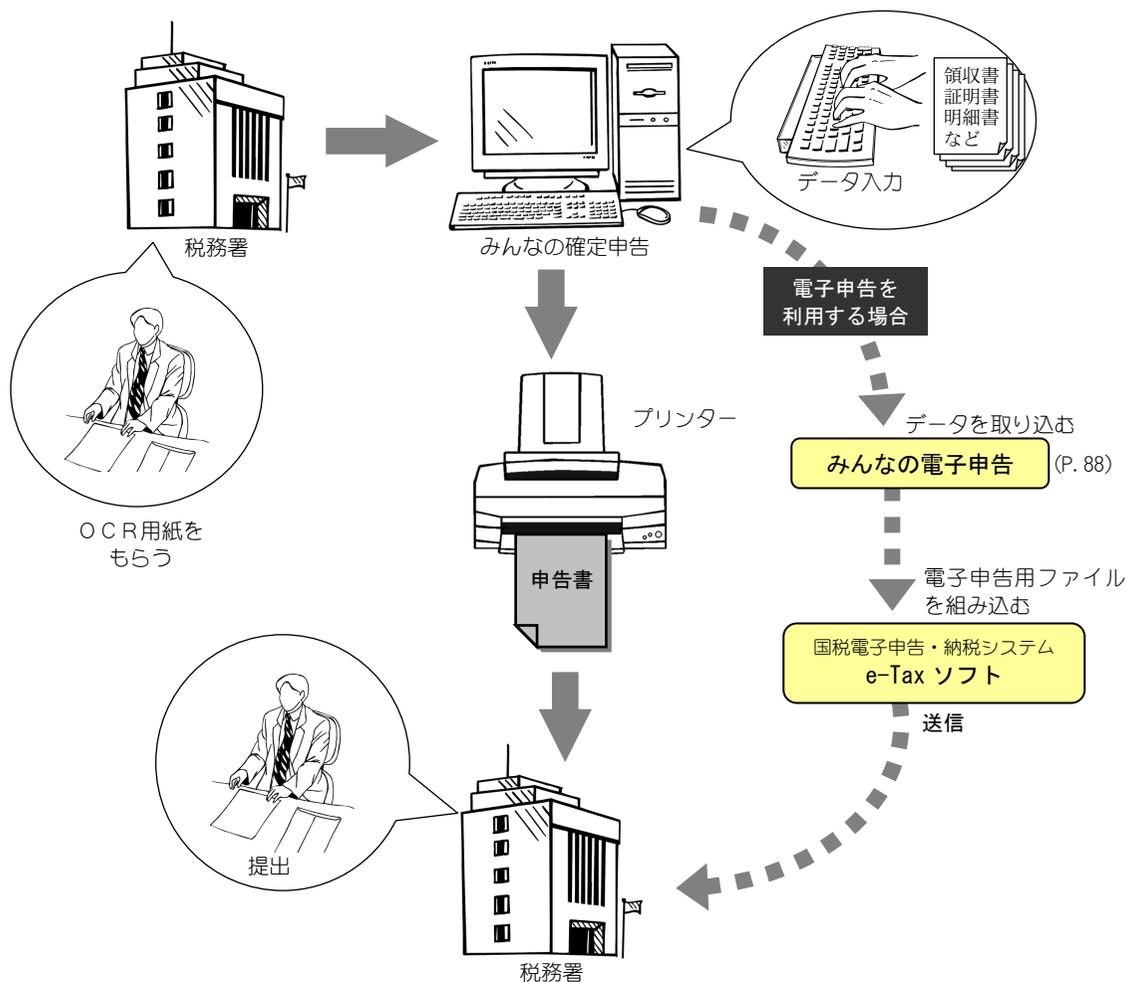
本製品は、確定申告書作成ツールです。確定申告書と添付資料の作成が行えます。本製品では、ガイダンス入力機能で質問に答えていくだけで申告書が作成され（申告書Aのみ）、また、添付資料ナビゲーション機能では、該当する事項を選択するだけで必要書類を決定することができます。

必要書類が決定したら、各処理で必要な項目を入力していきます。金額の自動計算はもちろん、確定申告書と添付資料の間に連動する項目は、一方を入力するだけで他方へ自動的に転記されますので、入力の手間が省けます。

さらに、確定申告書Bでは、「会計王」などのソリマチ製品※をお使いの場合は、情報を取り込むことができます。

また、作成した申告書は税務署から配布された用紙（OCR用紙）に印刷すればそのまま税務署に提出できます（電子申告を利用する方は、「みんなの電子申告（e-Tax 連携オプション）」（P.88）が必要です）。

※「青色申告決算書」画面または「収支内訳書」画面から本製品にデータを出力する機能がある製品



## 2. インストール／アンインストール

### ■動作環境

動作 OS	Windows 10(64bit/32bit)/8.1/8 (64bit/32bit)/7 (64bit/32bit)/ Vista (64bit/32bit) SP2 以降
対応機種	動作 OS が稼動するコンピューター
メモリ	Windows 10/8.1/8…1GB 以上(32bit)/2GB 以上(64bit) Windows 7/Vista…512MB 以上(推奨 1GB 以上)
ディスプレイ	本体に接続可能で、動作 OS に対応のディスプレイ 解像度 1024×768 以上 HighColor(16ビット)以上
ハードディスク	空き容量最低 50MB
ディスクドライブ	CD-ROM ドライブ必須
Web ブラウザー	Internet Explorer 8.0 以降
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・本製品をインストール／アンインストール／運用する際は、コンピューターの管理者権限を有するユーザーで、ログオンする必要があります。</li><li>・2017 年 4 月 12 日(日本時間)をもって Microsoft 社の Windows Vista へのサポートとセキュリティ更新プログラム等の提供が終了しています。Windows Vista コンピューターを利用し続けることは、コンピューターの脆弱性を解決しないままで使用し続けることになり、セキュリティ上、危険な状態になります。最新環境への移行をご検討ください。</li></ul>

## ■インストール

- ① 本製品の CD-ROM を CD-ROM ドライブにセットします。  
お使いの OS により、動作が異なります。

### Windows 10/8.1/8 の場合

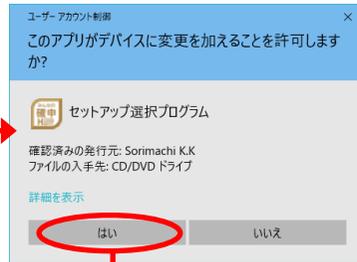
画面右上に以下のメッセージが表示されますので、クリックします。



※メッセージが消えてしまった場合は、再び CD-ROM を CD-ROM ドライブにセットしてください(または以下の「上記の画面が自動的に表示されない場合」の操作を行います)。

次に表示される画面で「SSetup.exe の実行」をクリックします。

「ユーザーアカウント制御」画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。



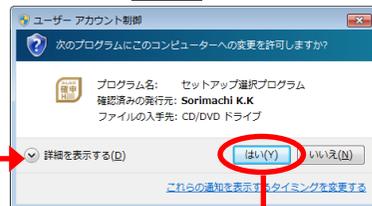
※OS によっては画面の内容が多少異なります。

次ページの手順②に進みます。

### Windows 7/Vista の場合

「自動再生」画面が表示されますので、「SSetup.exe の実行」をクリックします。

「ユーザーアカウント制御」画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。



※OS によっては画面の内容が多少異なります。

次ページの手順②に進みます。

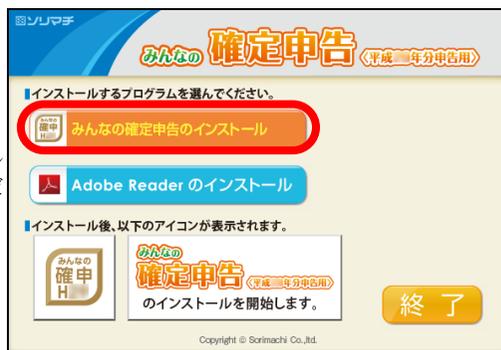
#### 上記の画面が自動的に表示されない場合

- ① キーボードの Windows キー (⊞) を押しながら [E] キーを押します。
- ② エクスプローラー画面が表示されます。  
画面左側の一覧から本製品の CD-ROM を入れたドライブを右クリックします。  
(例: 「DVD RW ドライブ (D) : SKS」)  
※画面左側の一覧に本製品の CD-ROM を入れたドライブが表示されない場合は、PC (またはコンピューター) をダブルクリックし、CD-ROM を入れたドライブを表示します。
- ③ 表示されたメニューの中から「自動再生を開く」をクリックします。

## 2 インストールトップメニュー画面が表示されますので

**みんなの確定申告のインストール** ボタンをクリックします。

※Adobe Reader は本製品のマニュアル (PDF) をコンピューターでご覧いただくために必要です。  
インストールされていない場合にクリックし、インストールしてください。



▲インストールトップメニュー画面

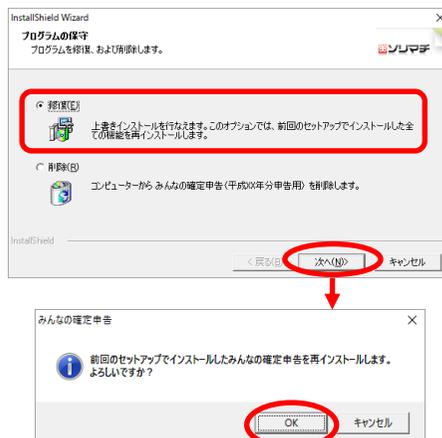
## 注意

本製品を再インストールする場合は、必ずその前にデータのバックアップ (P. 22) を行ってください。

### 再インストールする場合

右画面が表示されます。  
「修復」を選択して **次へ** ボタンをクリックします。

確認画面が表示されます。  
**OK** ボタンをクリックすると、インストールが開始されます。



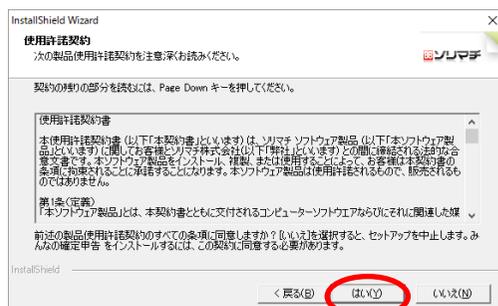
## 3 右の画面が表示されます。

**次へ** ボタンをクリックします。



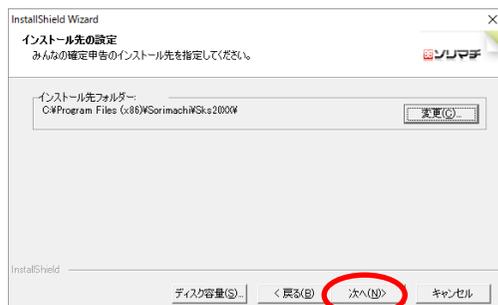
#### ④ 使用許諾契約書が表示されます。

表示されている内容をよくお読みになり、**はい** ボタンをクリックしてください。



#### ⑤ 本製品のインストール先を設定し、**次へ** ボタンをクリックします。

※ **ディスク容量** ボタンをクリックすると、ハードディスクの必要容量と空き容量を確認できます。

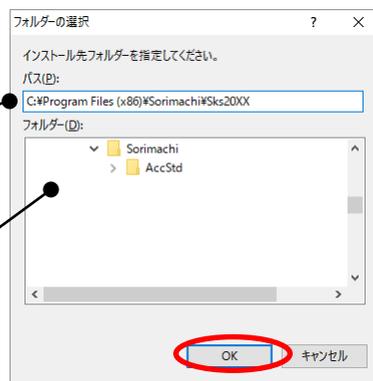


#### インストール先を変更する場合

**変更** ボタンをクリックします。

下のリストでフォルダーを選択すると、パスが表示されます。新規にフォルダーを作成する場合は、作成先ドライブとフォルダー名を入力します。

インストール先のフォルダーを選択します。



#### ⑥ 設定内容を確認します。

**インストール** ボタンをクリックすると、インストールが開始されます。



- 7 インストールが完了しました。  
完了 ボタンをクリックします。

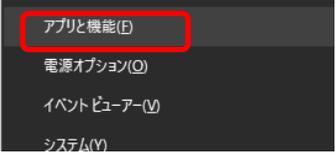


#### 再起動が必要な場合

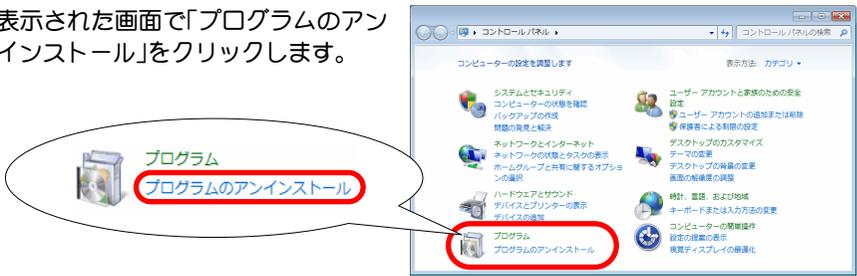
コンピューターの再起動が必要な場合は⑦の画面ではなく、コンピューターの再起動をうながす画面が表示されます。  
必ず「はい、・・・再起動します。」を選択してください。完了 ボタンをクリックするとコンピューターが再起動されます。

## ■ アンインストール

### Windows 10/8.1/8 の場合

- 1 キーボードのWindows キー(⊞)を押しながら[X]キーを押します。  
表示されたメニューから「アプリと機能」(または「プログラムと機能」)をクリックします。
- 2 現在インストールされているプログラムのリスト画面が表示されます。  
「みんなの確定申告」をクリックし、表示された「アンインストール」(または画面上部の「アンインストールと変更」)をクリックします。
- 3 「プログラムの保守」画面が表示されます。  
「削除」を選択し、「次へ」ボタンをクリックします。
- 4 確認画面が表示されます。  
アンインストールする場合は、「OK」ボタンをクリックします。  
本製品のアンインストールが開始されます。
- 5 アンインストールが完了すると、確認画面が表示されます。  
「完了」ボタンをクリックして、アンインストール処理を終了してください。

### Windows 7/Vista の場合

- 1 Windows の[スタート]ボタンをクリックし、[コントロール パネル]をクリックします。
- 2 表示された画面で「プログラムのアンインストール」をクリックします。

この後は上記「Windows10/8.1/8 の場合」の手順②以降と同様です。

# 3. インストール後に行うこと

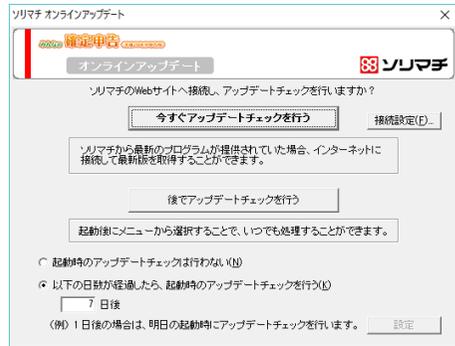
本製品をインストールしたら、まず以下の手順に従って申告者の設定と必要書類の決定を行います。

- ① デスクトップ画面から[みんなの確定申告]のアイコンをダブルクリックします。



- ② 「オンラインアップデート」画面が表示される場合があります。

詳しくは、「■オンラインアップデートの設定を行うには」(P. 15)をご覧ください。



### 前年の「みんなの確定申告」がインストールされており、コンピューター内にデータがある場合

本年データに利用できる情報が自動的に情報が取り込まれますので、この後は手順⑤に進みます。

※取り込まれる情報はP. 28をご覧ください。

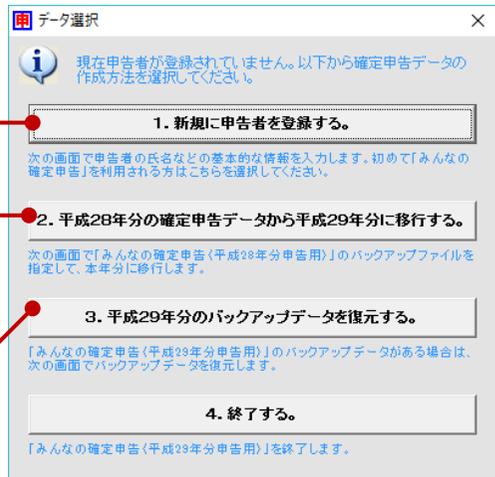
※取り込みにより、[過年度データ比較表] (P. 122) で過年度データを印刷することができます。

- ③ 右の確認画面が表示されます。データの作成方法を選択します。

初めて「みんなの確定申告」を利用される方はこちら  
→ 次ページ④に進みます。

前年の「みんなの確定申告」のバックアップデータを復元したい場合はこちら  
→ P. 27に進みます。

今年の「みんなの確定申告」のバックアップデータを復元したい場合はこちら  
→ P. 24に進みます。



#### 4 [申告者設定]画面が表示されます。

申告者設定

氏名 申告 太郎 姓と名の間、  
フリガナ ショウ 太郎 空白を入れて  
ください

郵便番号 123-4567  
住所 東京都品川区〇〇〇

1月1日の住所  
が現住所と異なる

性別  男  女

生年月日 S.38/12/10  
個人番号 123456789012 個人番号削除(D)

電話番号 0123-456-7890  
 自宅  勤務先  携帯電話

世帯主名 申告 太郎  
世帯主との続柄 本人

職業 △△小売業  
屋号・雅号 申告商店  
税務署名 品川  
整理番号 00000001

税理士情報  
税理士名 税理 太郎  
住所 東京都品川区◎◎◎◎  
電話番号 0213-456-7777

申告種類  
 申告書Aタイプ  
 申告書Bタイプ  第三表(分離課税)あり  
 第四表(損失申告)あり  
 青色  
 特農

電子申告する  
利用者識別番号 9999 9999 9999 9999 特記事項(I)

住所地の地方自治体 東京都 品川区  
1月1日の " 東京都 品川区

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

※この画面の項目の詳細はP.16をご覧ください。

各項目を入力し、**登録**ボタンをクリックします。

#### 5 [データ選択]画面に、申告者が登録されます。

入力を行う申告者の行をクリックし、**選択**ボタンをクリックします。

データ選択

ヘルプ 追加 訂正 削除 前年取込 選択 終了

入力したい人を選び、「選択」ボタンをクリックしてください。

選	氏名	フリガナ	郵便番号	住所	屋号	税務署名	申告 種別	分離 有無	損失 有無
▶	申告 太郎	ショウ 太郎	123-4567	東京都品川区〇〇〇	申告商店	品川	B		
*									

※家族の分の申告書を作成したい場合、この画面で**追加**ボタンをクリックすると、再び[申告者設定]画面が表示されますので、入力します。

[データ選択]画面について詳しくはP.25をご覧ください。

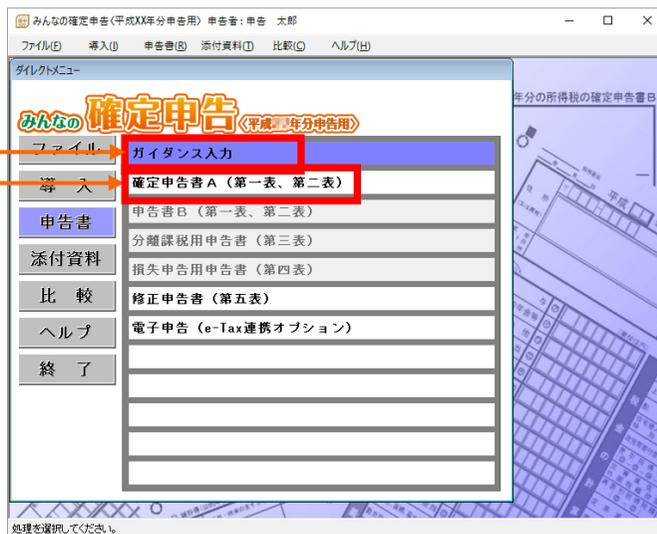
## ⑥ ダイレクトメニュー画面が表示されます。

<[申告者設定]の「申告種類」で「申告書 A タイプ」を選択した場合>

「ガイダンス入力」を選択し、申告書 A の作成を行います。

ガイダンス入力は、給与所得者で還付申告を受ける場合など確定申告書 A を提出する場合に、質問事項に答えながらお手元の源泉徴収票などの書類を見て入力するだけで簡単に申告書 A が作成できる機能です。

「ガイダンス入力」について詳しくは P. 32 をご覧ください。



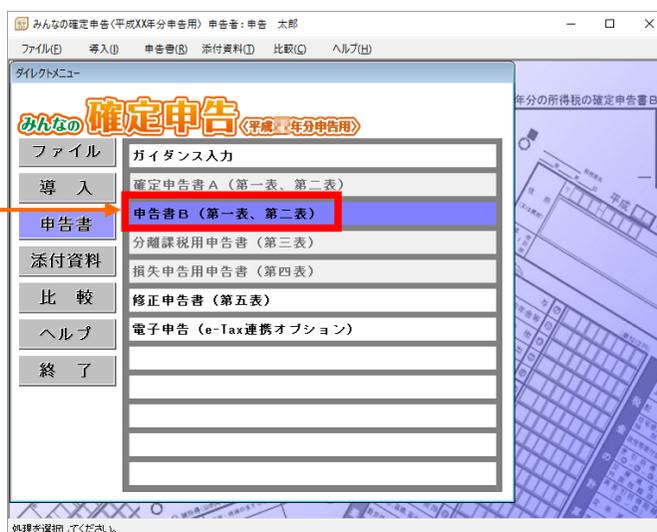
直接「確定申告書 A (第一表)」を入力して作成したい場合は、「**確定申告書 A (第一表、第二表)**」(P. 49) で入力を行います。

※金額の修正は [ガイダンス入力] でも [確定申告書 A (第一表、第二表)] でも行えます。

<[申告者設定]の「申告種類」で「申告書 B タイプ」を選択した場合>

「申告書 B (第一表、第二表)」を選択し、内容を入力します。

確定申告書 B の内容について詳しくは、P. 59 をご覧ください。



添付書類の決定は、ナビゲーション画面での項目の選択により、必要書類が決定される「添付書類ナビゲーション」機能で行います。

詳しくは P. 20 をご覧ください。

添付書類ナビゲーション

必要書類を判定します。

No	添付書類選択その一 (分離課税所得に関連)	選択	書類
1	お売りになった土地や建物の所有期間が5年を超えている方	<input type="checkbox"/>	譲渡所得計算明細書

No	添付書類選択その二	選択	書類
2	支払った医療費が10万円以上ある方、またはセルフメディケーション税制を受ける方	<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書
3	肉用牛の売却により、課税の特例を受ける方	<input checked="" type="checkbox"/>	肉用牛の売却による所得の計算明細書

決定(F12)  
キャンセル(Esc)  
ヘルプ(F1)

## 第 2 章

# 運用の前に

---

# 1. 起動と終了

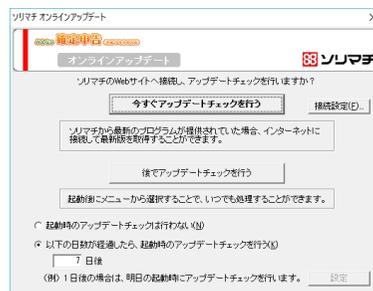
## ■本製品の起動

- ① デスクトップ画面から[みんなの確定申告]のアイコンをダブルクリックします。



- ② 「オンラインアップデート」画面が表示される場合があります。

詳しくは、次ページの「■オンラインアップデートの設定を行うには」をご覧ください。



- ③ 本製品が起動します。

[環境設定] (P. 21) でパスワードを設定した場合、パスワードを求められます。正しいパスワードを入力することで起動できます。

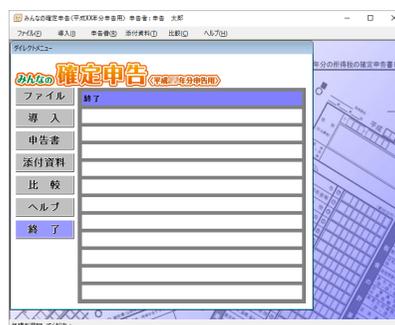


※パスワードは大文字 (A, B, C, …) と小文字 (a, b, c, …) は区別されます。  
※パスワードを忘れた場合は、サポートセンターまでご連絡ください。



## ■本製品の終了

- ① ダイレクトメニューから[終了]を選択します。



- ② 本製品が終了します。

## ■ オンラインアップデートの設定を行うには

オンラインアップデートを行うことで、ソリマチホームページから自動的に本製品のサービスパック(最新プログラム)がダウンロードされ、システムを最新の状態に更新できます。

なお、このオンラインアップデートはインターネット回線を通じて行われます。インターネットへの接続方法に関しましては、お使いのコンピューター・ネットワーク機器の製造元、もしくは加入しているインターネットサービスプロバイダー・サーバー管理者・ネットワーク管理者にお問合せください。

### 起動時にアップデートを行うには

起動時にアップデートを行う設定になっている場合は、本製品を起動すると以下の画面が表示されます。

アップデート開始  
表示される画面に従って操作します。

アップデートを行わずに本製品を起動します。

設定を変更した場合は、「設定」ボタンをクリックすると反映されます。

起動時のアップデートチェックは行わない	次回の起動から起動時のアップデートチェックを行わない場合 に選択します。
以下の日数が経過したら、 起動時のアップデートチェックを行う	定期的に起動時のアップデートチェックを行う場合に 選択し、次回起動時のアップデートチェックを何日後に 行うか入力します。毎日起動時にアップデート チェックを行いたい場合は、「1 日後」に設定 します。

### プロキシサーバーを使用している場合

「接続設定」ボタンをクリックします。

ON にします。

ブラウザーの設定を利用する場合は、ON にします。OFF にした場合は、「アドレス」「ポート」「User ID」「Password」を必要に応じて入力します。

### 本製品を使用中にアップデートを行うには

メニューバーから[ヘルプ]-[オンラインアップデート]を選択すると、[オンラインアップデート]画面が表示されます。

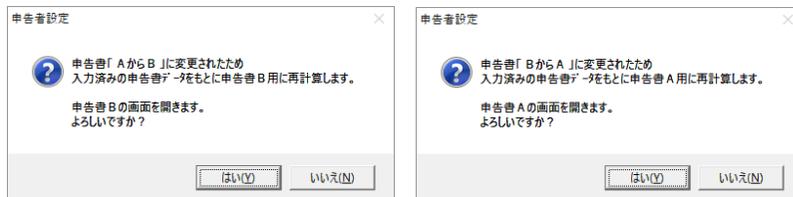
表示される画面は、起動時のアップデートと同様です。



## ポイント

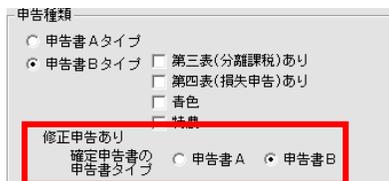
- 申告種類の選択により、申告書の様式(申告書AまたはB)が決定されます。この選択を変更(AからB または BからA)した場合は、再計算が必要になる部分ができます

**登録** ボタンをクリックすると以下のメッセージが表示されますので、**はい** ボタンをクリックし、該当の申告書を表示させて、確認してください。



そのほかに申告額に影響がある項目(性別、生年月日、申告種類)を修正した場合も同様に、メッセージが表示されます。**はい** ボタンをクリックし、該当の申告書を表示させて、確認してください。

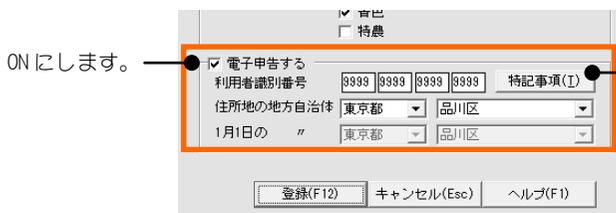
- [申告書B(第一表、第二表)]画面で「修正」チェックボックスがON状態であると、[申告者設定]には「修正申告あり」の項目が表示されます。この設定は、提出済みの「確定申告書」がAかBのどちらであるかの設定です。



## ■ 電子申告を利用する場合

[申告者設定](P.16)の「電子申告する」をONにして利用者識別番号などの情報を入力します。

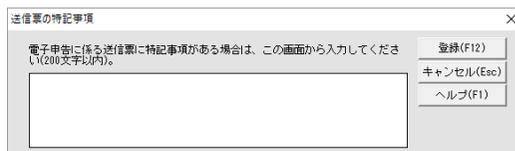
これにより、本製品で入力したデータを「みんなの電子申告(e-Tax 連携オプション)」(P.88)に組み込むことができますので、電子申告をスムーズにご利用いただけます。



ON にします。

**特記事項** ボタンでは国税庁の「e-Tax ソフト」の帳票のうち、「平成〇〇年分の申告書等送信票(兼送付書)」の「特記事項」に記載する内容を入力できます。

以下の画面が表示されますので、200文字以内で入力します。



※「e-Tax ソフト」での送信票の「特記事項」欄の表示は3行分です。

この画面で入力した内容が送信票の4行以降になる場合は送信票では3行までの表示となります(情報としては送信されます)。

# 3. マイナンバー (個人番号) について

## ■ マイナンバー (個人番号) の入力箇所

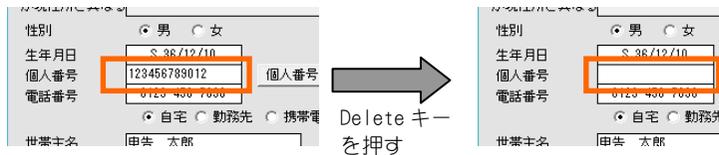
平成 28 年分の申告書よりマイナンバー (個人番号 (12 桁)) が必要です。  
本製品では以下の画面に個人番号を入力する欄があります。必要に応じて入力してください。

帳票	項目	本製品の画面	マニュアルページ	
			申告書 A	申告書 B
申告書 第一表	個人番号	申告者設定	P. 16	
		ガイダンス入力 - 申告者設定	P. 37	
申告書 第二表	配偶者 (特別) 控除	配偶者 (特別) 控除	P. 53	P. 68
	扶養控除	扶養控除	P. 54	P. 68
	16 歳未満の扶養親族			
	事業専従者に関する事項	事業専従者一覧表		P. 112

## ■ マイナンバー (個人番号) の削除方法

### 申告者のマイナンバー (個人番号) のみ削除するには

[申告者設定] の「個人番号」欄でキーボードの Delete キーで削除します。



### 全員のマイナンバー (個人番号) を一括で削除するには

申告者のマイナンバー (個人番号) だけでなく、上記表の項目にて入力済みである申告者以外のマイナンバー (個人番号) もすべて削除するには、[申告者設定] の「個人番号」欄の隣にある「個人番号削除(D)」ボタンをクリックします。

※ [データ選択] で選択している申告者データのみ対象です。



該当のマイナンバー (個人番号) がすべて削除されます。

## ■マイナンバー(個人番号)はバックアップに含まれません

[データバックアップ]にて、本製品のバックアップファイルを作成できますが、マイナンバー(個人番号)は含まれません。

## ■セキュリティを強化するには

マイナンバー保護のため、本製品にパスワードを設定できます([環境設定](P.21))。

設定したパスワードは、本製品の起動時に必要になります。パスワードを忘れないよう、ご注意ください。

## 4. 添付書類ナビゲーション

該当する事項を選択し、必要書類を決定します。必要書類には、ダイレクトメニューの右端に「☆」が表示されます。

①左の質問に該当する場合は、  
チェックボックスをONにします。

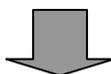
②「決定」ボタンを  
クリックします。

添付書類ナビゲーション

必要書類を判定します。

No	添付書類選択その一 (分離課税所得に関連)	選択	書類
1	お売りになった土地や建物の所有期間が5年を超えている方	<input type="checkbox"/>	譲渡所得計算明細書
No	添付書類選択その二	選択	書類
2	支払った医療費が10万円以上ある方、またはセルフメディケーション税制を受ける方	<input checked="" type="checkbox"/>	医療費控除・セルフメディケーション税制の届出書
3	肉用牛の売却により、課税の特例を受ける方	<input checked="" type="checkbox"/>	肉用牛の売却による所得の計算明細書

決定(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)



ダイレクトメニュー

みんなの確定申告 (平成30年中適用)

ファイル	所得の内訳書	
導入	医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書	☆
申告書	寄附金・寄附金特別控除額の計算明細書	
添付資料	財産及び債務の明細書	
比較	肉用牛の売却による所得の税額計算書	☆
ヘルプ	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書	
終了	損益の通算の計算書	
	事業専従者一覧表	
	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書	
	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	
	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	
	認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書	

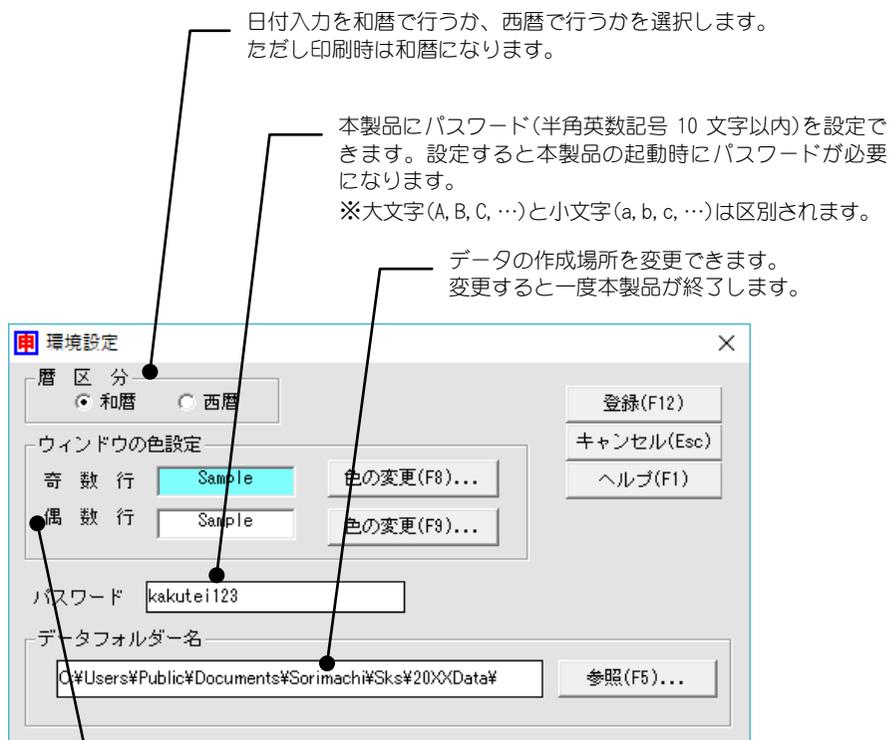
決定された必要書類には、  
ダイレクトメニュー（添付資料）の右端に「☆」が表示されます。

## 5. 環境設定

本製品の環境を設定します。

日付入力形式(和暦または西暦)、ウィンドウの色、パスワード、データフォルダーを設定することができます。

※パスワードはお客様の自己責任において管理してください。



ウィンドウの行の色を設定します。  
色の変更 ボタンをクリックすると、以下の画面が表示されます。



長期・短期の区分	議
短期	← 奇数行
長期	← 偶数行
長期	← 奇数行

任意の色を選択し、登録 ボタンをクリックします。

## 6. データのバックアップについて

ハードディスクが壊れてしまった場合や、入力ミスなどで前の状態に戻したい場合、本製品が途中で止まったり、プログラムや Windows が異常終了しデータが壊れてしまったなどの場合に備えて、本製品のデータの複製(控え)をとっておく処理を「データバックアップ」といいます。

万が一の事態に備えて必ずバックアップを行ってください。

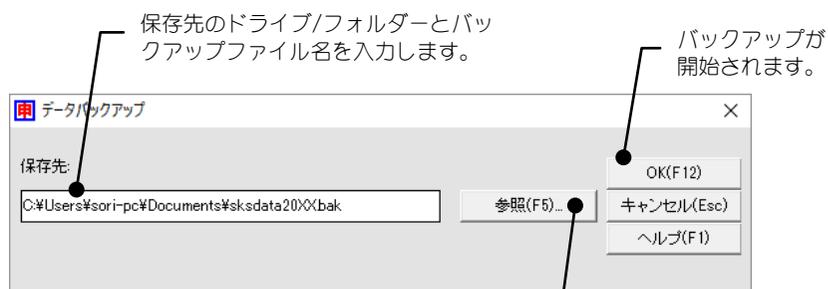
また、バックアップしたデータは「データ復元」により、本製品のデータフォルダーに戻すことができます。

※バックアップファイルにマイナンバー(個人番号)は含まれません。

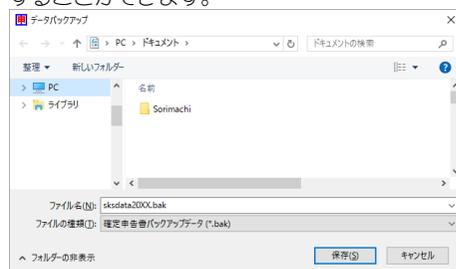
### ■ データバックアップ

指定した保存先にバックアップファイルを作成します。

申告者のデータが複数ある場合はまとめてバックアップされます。



「保存先」を入力しなくても、「参照」ボタンにて指定することができます。



## ポイント

### CD-R または CD-RW でバックアップを取るには

通常、CD-R または CD-RW (以降 CD-R/RW) にデータを書き込む際には専用の書き込みソフトを使用する必要があります。(直接書き込みません)

直接、CD-R/RW へ書き込むためには「パケットライト」という方法で行います。この方法では、「パケットライトソフト」をシステムにインストールしておくことで、MO などのリムーバブルメディアと同じように、CD-R/RW 上でのファイルを直接読み書きできるようになります。これにより本製品のバックアップを直接書き込めるようになります。

※パケットライトソフトは通常 CD-R/RW のドライブに付属しています。詳しくはそちらをご覧ください。

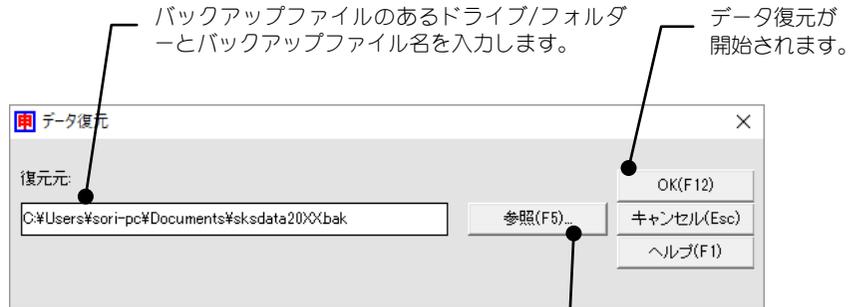
※パケットライトで書き込んだ CD-R/RW はパケットライトソフトをインストールしていないコンピュータでは読み込むことができません。読み取るには専用のリーダーソフトが必要になります。

## 注 意

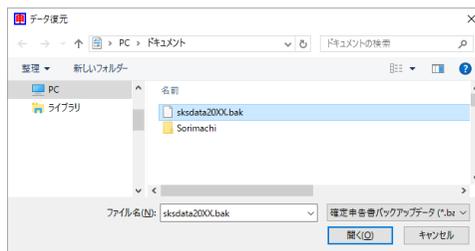
- ・メディア (CD-R/RW など) に書き込みができない場合は、お使いのコンピューターまたはライティングソフトのマニュアルをご覧ください。なお、メディア (CD-R/RW など) に関するご質問等は、お使いのコンピューターまたはハードウェア、ライティングソフトの製造元にお問い合わせください。
- ・本製品を再インストールする場合は、必ずその前にデータのバックアップを行ってください。

## ■データ復元

バックアップファイルを本製品のデータに上書きコピーします。  
(過年度の「みんなの確定申告」のバックアップファイルはデータ復元できません。)



「復元元」を入力しなくても、**参照** ボタンにて指定する  
ことができます。



## 7. データ選択

[データ選択]では、家族の分の申告書を作成したい場合などの申告者の追加（5人まで）や削除、申告者情報の修正を行えます。

複数の申告者を登録したときには、これから入力を行う申告者をここで選択し、データを切り替えます。

また、前年のデータから本年データに利用できる情報（[申告者設定]など）を取り込むことができます。

データ選択										
ヘルプ		追加	訂正	削除	前年取込			選択	終了	
入力したい人を選び、"選択"ボタンをクリックしてください。										
選	氏名	フリガナ	郵便番号	住所	屋号	税務署名	申告種別	分離有無	損失有無	
<input type="radio"/>	申告 太郎	シヨウカ タロウ	123-4567	東京都品川区〇〇〇	申告商店	品川	A			
<input type="radio"/>	申告 花子	シヨウカ ハナコ	123-4567	東京都品川区〇〇〇		品川	A			
<input checked="" type="radio"/>	申告 一郎	シヨウカ イチロウ	123-4567	東京都品川区〇〇〇		品川	B	<input type="radio"/>		
*										

### ■ 申告者の選択

入力を行うデータ(申告者)を選択します。

- ① これから入力を行う申告者の行をクリックして選択します。
- ② 画面上部の「**選択**」ボタンをクリックします。
- ③ [データ選択]が終了し、選択した申告者のデータが読み込まれます。

### ■ 申告者の追加

申告者を登録し、データを作成します。

- ① 画面上部の「**追加**」ボタンをクリックします。
- ② [申告者設定]画面が表示されますので、各項目を入力します。  
詳しくはP. 16をご覧ください。

申告者設定		
氏名	<input type="text"/>	姓と名の欄は空白を入れてください
フリガナ	<input type="text"/>	
郵便番号	<input type="text"/>	
住所	<input type="text"/>	
<input type="checkbox"/> 1月1日の住所が現住所と異なる		
性別	<input type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
生年月日	<input type="text"/>	
個人番号	<input type="text"/>	個人番号削除(D)
電話番号	<input type="text"/>	
<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯電話		
世帯主名	<input type="text"/>	
世帯主との続柄	<input type="text"/>	
職業	<input type="text"/>	
屋号・符号	<input type="text"/>	
税務署名	<input type="text"/>	
整理番号	<input type="text"/>	00000000
税理士情報		
税理士名	<input type="text"/>	
住所	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>	
申告種別		
<input checked="" type="radio"/> 申告書Aタイプ	<input type="checkbox"/> 第三表(分離課税)あり	
<input type="checkbox"/> 申告書Bタイプ	<input type="checkbox"/> 第三表(損失申告)あり	
	<input type="checkbox"/> 青色	
	<input type="checkbox"/> 特選	
<input type="checkbox"/> 電子申告する		
利用者識別番号	<input type="text"/>	特記事項(D)
住所地の地方自治体	<input type="text"/>	指定なし
1月1日の	<input type="text"/>	指定なし
登録(F12)		キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

- ③ **登録** ボタンをクリックすると、明細行に追加されます。

## ■申告者の訂正

登録されている申告者情報を訂正します。

- ① 訂正したい申告者の行をクリックして選択します。
- ② 画面上部の **訂正** ボタンをクリックします。
- ③ 訂正する行が「選択」になります。
- ④ [申告者設定]画面が表示されますので、訂正します。  
詳しくは P. 16 をご覧ください。
- ⑤ **登録** ボタンをクリックします。  
申告額に影響がある項目(性別、生年月日)を修正した場合は、申告書 A または申告書 B を表示させて再計算するかどうかを確認するメッセージが表示されます。

### 注 意

[データ選択]から[訂正]で[申告者設定]を開いた場合、申告種類は変更できません。  
申告種類を変更する場合は、[データ選択]後、[導入]-[申告者設定](P. 16)で変更してください。

## ■申告者の削除

登録されているデータ(申告者)を削除します。

※削除する前は、必ずデータのバックアップ(P. 22)を行ってください。

- ① 削除したい申告者の行をクリックして選択します。
- ② 画面上部の **削除** ボタンをクリックします。
- ③ 削除確認のメッセージが表示されますので、**はい** ボタンをクリックします。

## ■ 前年データの取り込み

前年の「みんなの確定申告」のバックアップファイルがある場合は、本年データに利用できる情報を取り込むことができます（[申告者設定]など）。取り込まれる情報は P.28 をご覧ください。

※前年より過去のバックアップファイルやデータファイルは取り込めません。

※前年の「みんなの確定申告」がインストールされており、そのデータがある場合は、本製品を最初に起動したときに前年のデータが取り込まれていますので行う必要はありません。

### ポイント

前年データの取り込みにより、[過年度データ比較表] (P.122) で過年度データを印刷することができます。

#### ① **前年取込** ボタンをクリックします。

取込元には、前年の「みんなの確定申告」のバックアップファイルまたはデータファイルを指定します。



前年データ取り込み

取込元:  
C:\Users\sori-pc\Documents\sksdata20\X\bak

OK(F12)  
キャンセル(Esc)  
ヘルプ(F1)  
参照(F5)\_

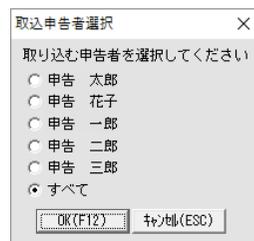
取込元に前年の「みんなの確定申告」のバックアップファイルまたはデータファイルを指定してください。

#### ② **OK** ボタンをクリックします。

前年のデータが 2 件以上あるときは、取込申告者選択画面が表示されます。

前年データより取り込む申告者を選択し、**OK** ボタンをクリックします。

※他の画面が開いているときは、「すべて」は選択できません。



取込申告者選択

取り込む申告者を選択してください

申告 太郎  
 申告 花子  
 申告 一郎  
 申告 二郎  
 申告 三郎  
 すべて

OK(F12) キャンセル(Esc)

### 注 意

- ・すでに本製品で本年分の入力を行っているデータに対して、「取込申告者選択」画面で「すべて」を選択して取り込みを行った場合は、入力されている本年のデータはすべて削除されて取り込んだデータの内容に置きかわります。
- ・登録済みの申告者のデータ上に取り込みを行った場合は、その申告者のデータはすべて削除されて取り込んだデータの内容に置きかわります。
- ・現在選択中のデータ上に取り込んだ場合や、「取込申告者選択」画面で「すべて」を指定してデータを取り込んだときは、選択中の状態が解除されますので、[データ選択]画面でデータの選択を行う必要があります。

## 取り込まれる前年データ情報

[前年データ取り込み]により、取り込まれる情報(○)と、取り込まれない情報(×)の一覧は以下のとおりです。

説 明		処 理
[申告者設定]の内容		○、「1月1日の住所が現住所と異なる」はチェックオフで住所は「同上」とする。 「電子申告する」がチェックオンの場合、利用者識別番号、「住所地の地方自治体」を引き継ぐ。 ただし以下の場合は自動設定。 ・「住所地の地方自治体」が未入力・・・郵便番号をもとに自動設定。 ・「住所地の地方自治体」で入力していた自治体が統廃合などで変更があった・・・統廃合後の地方自治体を自動設定。
申 告 書	第一表 確定申告書A、収入金額及び所得金額	×
	第一表 確定申告書B、収入金額及び所得金額	
	第一表 税理士の署名押印	○
	第三表 分離課税用	×
	収入金額等および所得金額	○、金額欄を0にクリア。
	第二表：社会保険料控除	×
	第二表：小規模企業共済等掛金控除	×
	第二表：生命保険料控除	○、金額欄を0にクリア。
	第二表：地震保険料控除	○、金額欄を0にクリア。
	第二表：寡婦、寡夫控除	○、控除額は再計算される。
	第二表：勤労学生、障害者控除	○、控除額は再計算される。
	第二表：配偶者(特別)控除	○、控除額は再計算される。
	第二表：扶養控除	○、控除額は再計算される。
	第二表：雑損控除	×
	第二表：寄付金控除	×
	第二表：特例適用条文等	×
	第二表：住民税・事業税に関する事項	○、所得税で控除対象配偶者などとした専従者の給与、配当に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額を0にクリア。
	第二表：税理士の署名押印	○
	第二表：事業専従者に関する事項	○、従事月数・程度・仕事の内容をクリア。専従者給与(控除)額を0にクリア。
	第二表：事業税に関する事項	×
分離課税用：分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項	×	
分離課税用：退職所得に関する事項	×	
分離課税用：特例適用条文	×	
損失申告用：損失額または所得金額	青色/白色申告共通：×	
損失申告用：損失額または所得金額 (株式等の譲渡等、商品先物取引) 特例適用条文	青色/白色申告共通：×	
損失申告用：損益の通算	青色/白色申告共通：×	

説 明	処 理
損失申告用：翌年以後に繰り越す損失額	青色/白色申告共通：×
損失申告用：翌年以後に繰り越す損失額 (被災事業用資産の損失額)	青色/白色申告共通：×
損失申告用：繰越損失を差し引く計算	<p>青色/白色申告共通：○、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3年前の④へ 前年の損失申告書の2年前の◎を転記。※</li> <li>・ 2年前の④へ 前年の損失申告書の前年の◎を転記。※</li> </ul> <p>※山林以外の所得の損失(青色)から雑損失まで</p> <p><b>青色申告の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年(青色の山林以外の所得の損失)の④へ 前年の損失申告書が <math>71 \leq \text{◎} \leq 0</math> のときに 絶対値(71)－絶対値(◎)を転記 上記以外は0を転記</li> <li>・ 前年(青色の山林の所得の損失)の④へ 前年の損失申告書が <math>\text{◎} \leq 0</math> のときに 絶対値(◎)を転記 上記以外は0を転記</li> </ul> <p><b>白色申告の場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年(白色の変動所得の損失)④へ 前年の損失申告書の絶対値(74)を転記</li> <li>・ 前年(白色の被災事業用－山林以外)④へ 前年の損失申告書の絶対値(79)を転記</li> <li>・ 前年(白色の被災事業用－山林)④へ 前年の損失申告書の絶対値(78)を転記</li> </ul> <p><b>青色/白色申告共通</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年(特定居住用財産の譲渡損失)の④へ 前年の損失申告書の絶対値(73)を転記</li> <li>・ 前年(雑損失)の④へ 前年の損失申告書の絶対値(84)を転記</li> </ul> <p>◎列を0クリアし、◎列を再計算する。 (注) 80, 81, 82 欄は0となる</p>
損失申告用：翌年以降に繰り越される 雑損失の金額 と 翌年以後に繰り越される 株式等に係る譲渡損失の 金額 と 翌年以後に繰り越される 先物取引に係る損失の金額	青色/白色申告共通：×

説 明		処 理
添 付 資 料	所得の内訳明細	○、収入金額、必要経費等、源泉徴収額、支払確定年月を0にクリア。
	医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書	○、金額欄を0にクリア。
	寄附金・寄附金特別控除計算明細書	×
	譲渡所得計算明細書	×
	土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書	×
	財産及び債務の明細書	○、財産の価額又は債務の金額を0にクリア。
	肉用牛の売却による所得の税額計算書	×
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書	○ 「住宅借入金等の年末残高の合計額⑨」を0にクリア。 「(特定増改築等)住宅借入金の特別控除額」を0にクリア。 「5 家屋や土地等の取得対価の額」および 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の欄は、「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書(二面)」の項目を引き継いだ上で、③と⑤欄を0にクリアする。 その後、再計算。
	連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書	○、⑩および⑫欄を0にクリアし再計算。
	損益の通算の計算書	×
	事業専従者一覧表	○、従事月数・程度・仕事の内容をクリア。 専従者給与(控除)額を0にクリア。
	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書	×
	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	×
	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	×
認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書	○、金額は0にクリア。 前年の「翌年に繰り越す控除未済税額控除額」の金額があった場合は「前年から繰り越された控除未済税額控除額」に転記。	
比 較 表	過年度データ比較表	○

## 第 3 章

# ガイダンス入力で 申告書 A を作成

---

# 1. ガイダンス入力

[ガイダンス入力]は、給与または公的年金の所得のある方で還付申告を受ける場合など確定申告書Aを提出する場合に、質問事項に答えながらお手元の源泉徴収票などの書類を見て入力するだけで簡単に確定申告書Aが作成できる機能です。

金額等の修正を行う場合、[ガイダンス入力]からでも[確定申告書A(第一表、第二表)](P.49)からでも入力を行うことができます。



「確定申告書A」  
の完成

以下では、[ガイダンス入力]画面について説明します。

すでに[ガイダンス入力]を行っている場合、再度[ガイダンス入力]を行うときに内容を変更すると、前回の入力情報はクリアされる場合(※)がありますので、ご注意ください。

## ■主な収入の入力

1)～6)までの選択肢から当てはまるもので「はい」を選択します。

選択したら、**次へ** ボタンをクリックします。

(選択した答えによって次画面が変わります。下表をご覧ください。)

次の画面に進みます。

Q 1. 主な収入はどれですか？

選択肢	次へ ボタンで表示される画面	参照
1) 給与所得が 1 箇所で、 年末調整を済ませられている方	「給与所得の源泉徴収票」の 入力画面	34
2) 給与所得が 2 箇所以上の方 または 年末調整を受けなかった方 または 中途退職された方		
3) 公的年金の所得のある方	「公的年金収入」の入力画面	35
4) 事業・不動産・農業所得がある方	確定申告書 B になるため、 [ガイダンス入力]を終了します。	-
5) 土地や建物や株式等を譲渡した方		
6) 昨年、損失申告をした方		

### ※クリアされる場合

すでに登録した主な収入で、

”給与所得の源泉徴収票”から”公的年金収入”に変更した場合には、”給与所得の源泉徴収票”の入力内容がクリアされます。

”公的年金収入”から”給与所得の源泉徴収票”へ変更した場合には、”公的年金収入”の入力内容がクリアされます。

”給与所得の源泉徴収票(複数有)”から”給与所得の源泉徴収票(単票)”に変更した場合には、”給与所得の源泉徴収票(複数有)”の入力内容がクリアされます。

## 「給与所得の源泉徴収票」の入力画面

Q 1. の質問で、

「1) 給与所得が1箇所、年末調整を済まされている方」

「2) 給与所得が2箇所以上の方 または 年末調整を受けなかった方

または 中途退職された方」

を選択した場合に表示される画面です。

すでにお手元にある、源泉徴収票の内容や金額をこの画面に入力します。

※この入力データは各控除へ連動しますが、各控除の設定画面での変更はこの画面には反映されません。

電子申告にて  
添付資料の郵送を  
省略する場合に入  
力します。

Q 1. の質問で、2) を選択した場合は、以下  
のように「追加」ボタンが表示されます。  
源泉徴収票画面を追加できます。

「その他の収入の入力」  
画面が表示されます。  
(P. 36)

前の源泉徴収票画面に戻ります。

## ポイント

### 「生命保険料の控除額」は自動計算されます

「生命保険料の控除額」は、各保険料の金額を入力することにより自動計算されます。  
計算方法について詳しくは、P. 51 をご覧ください。

## 「公的年金の所得」の入力画面

Q 1. の質問で、

### 「3) 公的年金の所得のある方」

を選択した場合に表示される画面です。公的年金収入についての内容や金額を入力します。すでにお手元にある「公的年金等の源泉徴収票」の内容や金額をこの画面に入力します。

種 目	支払金額	(内)未徴収税額		支払者の住所・所在地		
		源泉徴収税額		支払者の氏名・名称	支払者の電話番号	
〇〇年金	3,117,096	0	74,850	〇〇市△△町		
	0	0	0	〇〇組合	xxx-xxxx-xxxx	
	0	0	0			
	0	0	0			
合 計	3,117,096	0	74,850			

「その他の収入の入力」画面が表示されます。(P. 36)

## ■その他の収入の入力

Q 2～5の質問に答えます。

「はい」を選択した場合は、「所得の内訳書」ボタンをクリックして、「所得の内訳書」画面(P.95)で内容を入力します。



質問		所得の内訳書 ボタンで表示される画面	参照
Q 2	配当所得がある方	[所得の内訳書]画面	95
Q 3	原稿料等の雑所得がある方		
Q 4	一時所得がある方		
Q 5	公的年金所得のある方		
	※Q 1の質問で、1)または2)を選択したときのみ表示されます。		

## ■ 申告者設定

すでに導入時に申告者設定をしていますが、設定済みの内容の確認と、本人障害者などの項目についての設定を行います。

「各控除の設定・その他の内訳設定」画面(P.38)が表示されます。

## ■各控除の設定・その他の内訳設定

Q 6～21 の質問に答えます。

[各控除の設定]では、「はい」を選択した場合は、**控除の設定** ボタンをクリックして、各控除の設定画面で内容を入力します。

[その他の内訳設定]では、各ボタンをクリックし、表示された画面で内容を入力します。

これで[ガイダンス入力]は完了です。

確定申告書Aが作成されました。

**印刷** ボタンでは確定申告書Aの印刷が行えます。(P. 40)

印刷画面(P. 40)が表示されます。

ガイダンス入力が完了します。

### 各控除の設定

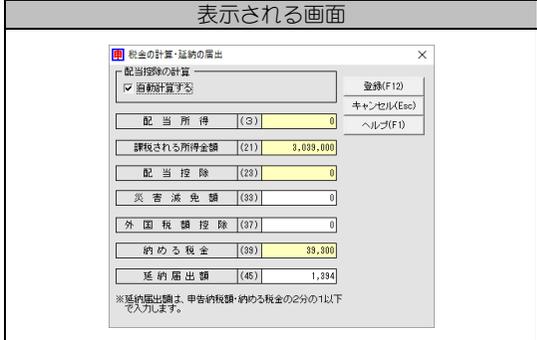
質問		控除の設定 ボタンで表示される画面	参照ページ
Q 6	社会保険料控除を受けますか	社会保険料控除の入力画面	51
Q 7	小規模企業共済等掛金控除を受けますか	小規模企業共済等掛金控除の入力画面	51
Q 8	生命保険料控除を受けますか	生命保険料控除の入力画面	51
Q 9	地震保険料控除を受けますか	地震保険料控除の入力画面	52
Q 10	寡婦、寡夫控除を受けますか	寡婦、寡夫控除の入力画面 給与所得の源泉徴収票から”寡婦、寡夫控除”の内容を入力している場合、”死別、生死不明、離婚、未帰還”の選択などを見直してください。	52
Q 11	勤労学生、障害者控除を受けますか	勤労学生、障害者控除の入力画面	53

Q 1 2	配偶者・配偶者特別控除を受けますか	→	配偶者(特別)控除の入力画面 給与所得の源泉徴収票から配偶者控除の内容を入力している場合、“氏名” “生年月日” “個人番号” などを見直してください。	53						
Q 1 3	扶養控除を受けますか	→	扶養控除の入力画面 給与所得の源泉徴収票から扶養控除の内容を入力している場合、“氏名” “続柄” “生年月日” “個人番号” などを見直してください。	54						
Q 1 4	住宅借入金等特別控除を受けますか	→	住宅借入金等特別控除の入力画面	106						
Q 1 5	雑損控除を受けますか	→	雑損控除の入力画面	55						
Q 1 6	医療費控除を受けますか	→	医療費控除の入力画面	96						
Q 1 7	寄附金控除を受けますか	→	寄附金控除の入力画面	56						
Q 1 8	政党等寄附金等特別控除を受けますか	→	政党等寄附金等特別控除の入力画面	56						
Q 1 9	住宅耐震改修特別控除を受けますか	→	住宅耐震改修特別控除の入力画面 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>耐震改修が</td> <td>平成 29 年 4 月 1 日以後</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 29 年 3 月 31 日以前</td> <td>113</td> </tr> </table>	耐震改修が	平成 29 年 4 月 1 日以後	116		平成 29 年 3 月 31 日以前	113	
耐震改修が	平成 29 年 4 月 1 日以後	116								
	平成 29 年 3 月 31 日以前	113								
Q 2 0	住宅特定改修特別税額控除を受けますか	→	住宅特定改修特別税額控除の入力画面 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>居住開始が</td> <td>平成 29 年 4 月 1 日以後</td> <td>116</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 29 年 3 月 31 日以前</td> <td>114</td> </tr> </table>	居住開始が	平成 29 年 4 月 1 日以後	116		平成 29 年 3 月 31 日以前	114	
居住開始が	平成 29 年 4 月 1 日以後	116								
	平成 29 年 3 月 31 日以前	114								
Q 2 1	認定住宅新築等特別控除を受けますか	→	認定住宅新築等特別税額控除の入力画面	119						

### その他の内訳設定

ボタン名	表示される画面	参照ページ
還付される税金の受取場所	→ 還付される税金の受取場所	58
特例適用条文等	→ 特例適用条文等	58
住民税に関する事項	→ 住民税に関する事項	58
税理士署名欄	→ 税理士署名欄	58

配当控除、災害減免額、外国税額控除、延納届出額を記載する必要がある場合は、以下のボタンで金額の入力をします。

ボタン名	表示される画面
税金の計算・延納の届出	→ 

※外国税額控除を受ける方で、控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額を超えるため復興特別所得税額から一定の控除を受ける(復興財確法 14 条 1 項の適用を受ける)場合は、[確定申告書 A]画面(P. 49)を開いて「外国税額控除」の区分に「1」を入力してください。

## [ガイドンス入力]からの印刷(確定申告書A)

画面下部の印刷ボタンをクリックすると以下の画面が表示されます。  
項目の詳細および注意は P. 46 をご覧ください。

印刷イメージの画面が表示されます。

印刷されます。

任意印刷項目

- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除
- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 養老(寡夫)控除
- 勤労学生控除
- 障害者控除
- 配偶者控除
- 配偶者特別控除
- 扶養控除

印刷用途

- 提出用
- 控用

帳票選択

- 第一表
- 第二表
- 添付書類台紙

印刷オプション

- すべての用紙の氏名・フリガナを印刷しない
- 個人番号を印刷する

帳票タイプ: A4 たて帳票  
プリンター: sori-printer

印刷(F12)

プレビュー(F7)

余白・倍率設定(F5)

プリンター・用紙設定(S)

閉じる(Esc)

ヘルプ(F1)

詳細設定(F8)

余白(マージン)や倍率などの調節の設定画面が表示されます。(P. 47)

印刷するプリンターや用紙の設定画面が表示されます。

「添付書類台紙」は、添付資料を提出する場合の書類を貼付する台紙です。  
「用紙選択」が「白紙」で、かつ「印刷用途」で「提出用」を選択している場合のみONにできます。

基本情報の印刷有無を設定できます。(P. 47)

Q 1 で「1」給与所得が1箇所、年末調整を済まされている方で「はい」を選択した場合のみ、確定申告書 A 第二表の該当控除を印刷する・しないの選択ができます。

※給与所得の源泉徴収票の内容と控除額が変わらないのであれば、確定申告書 A の第二表の該当箇所は印刷しなくてもよいですが、給与所得の源泉徴収票を添付しなければなりません。

## 第4章

# 申告書の作成

---

# 1. 申告書の共通操作

ここでは、申告書を入力するにあたり、共通する操作について、説明します。

## ■金額の入力

金額欄の入力可否などの属性は、項目の文字の色と金額欄の色により区別されています。

また、端数が出た場合は、小数点以下切り捨てとなります。

時	4	720,000
合計	5	7,375,000

項目

金額欄

項目の文字の色	金額欄の色	金額欄の性格
黒色	白色	直接入力します。
	黄色	自動計算されます。入力できません。
	水色	自動転記されます。入力できません。
青色	白色	<input type="button" value="内訳"/> ボタンで内訳を入力する画面が表示されます。内訳画面で必要な情報、金額を入力すると、申告書に自動転記されます。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"><p>内訳の入力方法</p><ol style="list-style-type: none"><li>①金額欄にカーソルを置く</li><li>②画面上部の <input type="button" value="内訳"/> ボタンをクリック</li><li>③内訳の入力画面が表示</li><li>④金額を入力</li><li>⑤内訳の入力画面で <input type="button" value="登録"/> ボタンまたは <input type="button" value="終了"/> ボタンをクリックすると金額が自動入力</li></ol></div>

## ■金額が連動する項目について

確定申告書と添付資料は、金額が一致すべき項目がありますが、本製品で自動連動をしていない項目もあります。

これらについては、手計算入力または手入力での転記してください。

- ← …… 連動帳票画面で金額入力後、主となる帳票画面へ金額が反映。
- …… 主となる帳票画面で金額入力後、連動帳票画面へ金額が反映。
- × …… 手入力での転記。

主となる帳票の項目名		連動帳票および項目		
		帳票名	項目名	
<b>確定申告書 A</b>				
医療費控除	1 8	←	医療費控除の明細書 セルフメディケーション税制の明細書	医療費控除額
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	2 4	←	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
政党等寄附金等特別控除	2 5 ～ 2 7	←	政党等寄附金特別控除額の計算明細書	政党等寄附金特別控除額
		←	認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書	認定NPO法人等寄附金特別控除額
		←	公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書	公益社団法人等寄附金特別控除額
住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	2 9 ～ 3 1	←	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書	住宅耐震改修特別控除額
		←	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	住宅特定改修特別税額控除額
		←	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額
		←	認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書	認定住宅新築等特別税額控除額
源泉徴収税額	3 8	←	所得の内訳書	源泉徴収税額の合計額
雑所得・一時所得の源泉徴収税額	4 2	←		雑所得・一時所得の源泉徴収税額
未納付の源泉徴収税額	4 3	←		源泉徴収税額の内書の合計値
<b>確定申告書 B</b>				
収入金額 事業・農業	イ	×	肉用牛の売却による所得の税額計算書	③欄の収入金額
所得金額 事業・農業	2	×		③欄の所得金額
所得金額 合計	9	→	確定申告書第三表(分離課税用)	総合課税の合計額 9
医療費控除	1 1	←	医療費控除の明細書 セルフメディケーション税制の明細書	医療費控除額
所得から差引かれる金額合計	2 5	→	確定申告書第三表(分離課税用)	所得から差引かれる金額 2 5
2 6に対する税額	2 7	←		税金の計算合計 8 6
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	3 0	←	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
政党等寄附金等特別控除	3 1 ～ 3 3	←	政党等寄附金特別控除額の計算明細書	政党等寄附金特別控除額
		←	認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書	認定NPO法人等寄附金特別控除額
		←	公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書	公益社団法人等寄附金特別控除額

住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	3 5 ～ 3 7	←	住宅耐震改修特別控除額の計算明細書	住宅耐震改修特別控除額
		←	住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	住宅特定改修特別税額控除額
		←	住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書	住宅耐震改修特別控除額 住宅特定改修特別税額控除額
		←	認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書	認定住宅新築等特別税額控除額
		×	肉用牛の売却による所得の税額計算書	⑬欄(税額)
差引所得税額	3 8			
源泉徴収税額	4 4	←	確定申告書第三表(分離課税用)	分離課税の源泉徴収税額の合計値
雑所得・一時所得の源泉徴収税額	5 2	←	所得の内訳書	源泉徴収税額の合計値 源泉徴収税額のうち雑所得・一時所得の分の合計値
		←	確定申告書第三表(分離課税用)	株式等の譲渡の源泉徴収税額
		←	所得の内訳書	源泉徴収税額の内書の合計値
未納付の源泉徴収税額	5 3	←	所得の内訳書	源泉徴収税額の内書の合計値
専従者給与(控除)額の合計額	5 0	←	事業専従者一覧表	専従者給与(控除)額の合計
収入金額および所得金額で集計した経常所得の通算前		→	確定申告書第四表(損失申告用)	A 経常所得 5 9
収入金額および所得金額で入力した譲渡短期の差引金額		→	確定申告書第四表(損失申告用)	「1 損失額または所得金額」の総合譲渡短期の「C 差引金額」の通算前
収入金額および所得金額で入力した譲渡長期の差引金額		→	確定申告書第四表(損失申告用)	「1 損失額または所得金額」の総合譲渡長期の「C 差引金額」の通算前
収入金額および所得金額で入力した一時の差引金額		→	確定申告書第四表(損失申告用)	「1 損失額または所得金額」の一時の「C 差引金額」の通算前
収入金額および所得金額で計算した一時の特別控除額		→	確定申告書第四表(損失申告用)	「1 損失額または所得金額」の一時の「D 特別控除額」

## ■ 申告書の印刷

申告書画面で、画面上部の「印刷」ボタンをクリックすると以下の画面が表示されます。

確定申告書 B 第一表、第二表

印刷してよろしいですか？

合計所得金額	11,508,000 円
総所得金額等	11,508,000 円

なお、配当控除は下記の金額です。  
3,500 円

このまま印刷する(Y)      見直す(N)

見直す場合に選択します。各申告書の「所得の合計計算詳細」画面が表示されます。

合計所得金額、総所得金額等が表示されます。

印刷イメージの画面が表示されます。

印刷されます。

余白(マージン)や倍率などの調節の設定画面が表示されます。(P. 47)

印刷するプリンターや用紙の設定画面が表示されます。

基本情報の印刷有無を設定できます。(P. 47)

「添付書類台紙」は、添付資料を提出する場合の書類を貼付する台紙です。  
「用紙選択」が「白紙」で、かつ「印刷用途」で「提出用」を選択している場合のみONにできます。

申告書Aのとき、または申告書Bの「修正」チェックボックスがONのときは表示されません。

用紙選択	印刷する用紙を選択します。	
	税務署配布用紙 (OCR 用紙)	税務署にて配布している申告書用の用紙 (OCR 用紙) に印刷する場合には選択します (帳票の枠線は印刷されません)。 ※税務署配布用紙には必ず印刷せず、次の順番で印字位置を調節してから印刷してください。 ①白紙 (普通紙) に試し印刷 (枠線なしで印刷) → ②税務署配布用紙 (OCR 用紙) を透かして印字位置を確認 → ③「余白・倍率設定」ボタンにて位置合わせ → ④税務署配布用紙 (OCR 用紙) に印刷
	白紙 (カラー)	A4 の白紙に印刷する場合には選択します。申告用の税務署配布用紙 (OCR 用紙) と同等の様式で印刷します (帳票の枠線は印刷されます)。
	白紙 (モノクロ)	税務署配布用紙 (OCR 用紙) と違って位置合わせは不要です。こちらで印刷した用紙を受理するかは税務署によって異なりますので、提出前に所轄の税務署にお尋ねください。
印刷用途	税務署にて配布している申告書用の用紙 (OCR 用紙) は 2 枚複写の綴りとなっていますが、このうち、どの面を印刷するかの指定をします。申告時は、この 2 枚の用紙が必要です。	
	提出用	1 枚目の用紙で、税務署で処理するものです。
	控用	2 枚目の用紙です。税務署で受け付けた後、申告者に控えとして返却されます。
	「帳票選択」を複数選択し、「印刷用途」も複数選択した場合、この画面の通り印刷される順番は、 ①申告書の第一表の提出用 ②申告書の第一表の控用 ③申告書の第二表の提出用 ④申告書の第二表の控用 ⑤添付書類台紙 (「白紙」かつ「提出用」を選択時のみ) となります。	
印刷タイトル	通常は、「確定」申告書ですので、「確定」を選択します。 確定以外に、以下の申告書のタイトルにも変更できます。 「訂正」→「訂正申告書」。提出後の間違いに気づき、確定申告期限内に再度提出する場合 「準確定」→「準確定申告書」。年の途中で死亡した場合や、年の中途に出国する場合	
印刷オプション	すべての用紙の氏名・フリガナを印刷しない	氏名とフリガナだけは手書きしたいなど、氏名の印刷をしたくない場合にチェックボックスを ON にします。【詳細設定】ボタンではその他の基本情報の印刷有無を設定できます。
	個人番号を印刷する	個人番号を印刷する場合にチェックボックスを ON にします。 なお、控用の申告書には個人番号は印刷されません。
	損失の場合でも控除等の金額を印字する ※申告書 B+損失以外のときは表示されません。	「印刷する申告書選択」が「申告書 B」で「第一表」を選択したときのみ設定できます。 損失申告を提出する場合でも、申告書 B 第一表の「所得から差し引かれる金額」欄に、各控除の金額を印刷したい場合にチェックボックスを ON にします。

## 注 意

- ・申告書 A・B の第二表をインクジェットプリンターで白紙印刷した場合、プリンターによっては下部の余白幅が大きいため一部印刷が欠けて印刷されることがあります。そのまま提出できるかは最寄りの税務署にご確認ください。
- ・控除対象親族または 16 歳未満の扶養親族が 4 名以上の場合、または申告書 B で事業専従者が 3 名以上の場合は、該当人数が収まる分の第二表が連続で印刷されます。このため税務署配布用紙 (OCR 用紙) をご利用になる際には相応枚数の第二表をプリンターにセットしてください。

## 余白(マージン)や倍率などを設定するには

印字位置を調節するには、**余白・倍率設定** ボタンを選択し、表示された画面で余白を調節します。

帳票名	左余白(mm)	上余白(mm)	印刷倍率(%)
申告書 A 第一表 OCR	5.0	5.0	100
申告書 A 第二表 OCR	9.0	7.5	100
申告書 A 第一表 白紙	5.0	6.0	100
申告書 A 第二表 白紙	9.0	7.5	100
申告書 B 第一表 OCR	5.0	5.0	100
申告書 B 第二表 OCR	10.0	7.0	100
申告書 B 第一表 白紙	6.0	7.0	100
申告書 B 第二表 白紙	10.0	7.0	100
分離課税用 第三表 OCR	5.0	5.0	100
分離課税用 第三表 白紙	5.0	7.0	100
損失申告用 第四表(一) OCR	5.0	5.0	100
損失申告用 第四表(二) OCR	5.0	5.0	100
損失申告用 第四表(一) 白紙	10.0	6.0	100
損失申告用 第四表(二) 白紙	10.0	6.0	100
修正申告用 第五表 OCR	5.0	5.0	100
修正申告用 第五表 白紙	6.0	7.0	100
添付書類台紙	5.0	5.0	100

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

## 基本情報の印刷有無を設定するには

お手持ちの税務署配布用紙(OCR用紙)に住所等がすでに印刷されている場合や、手書きしたい欄がある場合などは、**詳細設定** ボタンを選択し、表示される以下の画面で基本情報の印刷有無を設定します。

<b>第一表</b> <input checked="" type="checkbox"/> 表題の年(「平成××年分～」の××の数字) <input checked="" type="checkbox"/> 郵便番号 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 「1月1日の住所」欄の年 <input checked="" type="checkbox"/> 1月1日の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主の氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 世帯主との続柄 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 <input checked="" type="checkbox"/> 基礎控除額 以下 申告書Bのみ <input checked="" type="checkbox"/> 表題のタイトル(「確定」等の文字) <input checked="" type="checkbox"/> 種類 <input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 屋号・雅号 <input checked="" type="checkbox"/> 予定納税額	<b>第二表</b> <input checked="" type="checkbox"/> 表題の年(「平成××年分～」の××の数字) <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 整理番号 以下 申告書Bのみ <input checked="" type="checkbox"/> 屋号	<b>第三表</b> <input checked="" type="checkbox"/> 表題の年(「平成××年分～」の××の数字) <input checked="" type="checkbox"/> 表題のタイトル(「確定」等の文字) <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 屋号 <input checked="" type="checkbox"/> 整理番号	<b>第四表(一)</b> <input checked="" type="checkbox"/> 表題の年(「平成××年分～」の××の数字) <input checked="" type="checkbox"/> 表題のタイトル(「確定」等の文字) <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 整理番号	<b>第四表(二)</b> <input checked="" type="checkbox"/> 表題の年(「平成××年分～」の××の数字) <input checked="" type="checkbox"/> 表題のタイトル(「確定」等の文字) <input checked="" type="checkbox"/> 番号 <input checked="" type="checkbox"/> 繰越損失を差し引く計算の年	<b>添付書類台紙</b> <input type="checkbox"/> 整理番号 <input checked="" type="checkbox"/> 表題の年(「平成××年分～」の××の数字) <input checked="" type="checkbox"/> 住所
--	--	--	---	--	---

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

## ■申告書の終了時

申告書画面で、画面上部の「終了」ボタンをクリックすると以下の画面が表示されます。

確定申告書B 第一表、第二表

終了してよろしいですか？

合計所得金額	11,508,000 円
総所得金額等	11,508,000 円

なお、配当控除は下記の金額です。  
3,500 円

終了します。

見直す場合に選択します。  
「所得の合計計算詳細」画面が表示されます。

## 2. 確定申告書 A (第一表、第二表)

申告する所得が、給与所得や年金などの雑所得、配当所得、一時所得だけの方で予定納税額のない方は「確定申告書 A (第一表、第二表)」を提出します。本画面は第一表をイメージしています。ここで必要な内訳等を入力すると、それに応じた内容が第二表にも反映されます(第二表をイメージした画面はありません。印刷前のプレビュー(P. 45)などにてご確認ください)。

収入金額等	金額	課税される所得金額	金額
給与	10,850,000	課税される所得金額	21 6,895,000
公的年金等	0	上の21に対する税額	22 951,500
雑所得	0	配当控除	23 7,000
配当所得	70,000	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	24 140,000
一時所得	640,000	政党等寄附金等特別控除	25~27 0
所得区分	8,417,500	住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除	28~31 0
所得区分	2	差引所得税額	32 804,500
所得区分	0	災害減免額	33 0
所得区分	70,000	再差引所得税額(基準所得税額)	34 804,500
所得区分	320,000	復興特別所得税額	35 16,894
合計	8,807,500	所得税及び復興特別所得税の額	36 821,394
社会保険料控除	992,454	外国税額控除	37 0
小規模企業共済等掛金控除	0	源泉徴収税額	38 28,400
生命保険料控除	115,000	申告納税額(納める税金)	39 792,900
地震保険料控除	44,800	36-37-38 還付される税金	40 0
寡婦・寡夫控除	0	配偶者の合計所得金額	41 120,000
勤労学生・障害者控除	0	雑・一時所得の源泉徴収税額	42 0
配偶者(特別)控除	380,000	未納付の源泉徴収税額	43 0
扶養控除	0	申告期限までに納付する金額	44 776,006
基礎控除	380,000	延納届出額	45 16,894
6から15までの計	1,912,254		
雑損控除	0		
医療費控除	0		
寄附金控除	0		
合計	1,912,254		

- ※1 「給与」欄 区分  
特定支出控除を受ける場合は、その区分を入力します。
- ※2 チェックボックスをONにすると、この画面で直接金額を手入力できます。ただし、この画面で直接控除金額を手入力した場合、第二表のデータは作成されないで注意してください。
- ※3 「医療費控除」欄 区分・金額  
区分・金額とも、申告書での手入力はできません(P. 55 参照)。  
セルフメディケーション税制に該当する場合は区分に「1」が表示されます。
- ※4 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」欄 区分・金額  
金額はP. 106の控除額が転記されます。  
以下に該当する場合は区分に「7」~「9」を手入力します。  
住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合 →「7」を入力。  
従前家屋等に係る住宅借入金等特別控除の適用期間の特例を受ける場合 →「8」を入力。  
再取得住宅と従前家屋等について、住宅借入金等特別控除の重複適用の特例を受ける場合 →「9」を入力。
- ※5 「住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄 区分・金額  
区分・金額とも、申告書での手入力はできません(P. 57 参照)。
- ※6 「外国税額控除」欄 区分  
控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額を超えるため復興特別所得税額から一定の控除を受ける場合(復興財確法 14 条 1 項) →「1」を入力。

## ■内訳の入力画面について

申告書画面の青字の項目は、内訳を入力する画面が別途あります(以下)。この画面で必要な情報や金額を入力することで、申告書(第一表、第二表)に転記されます。内訳画面を表示するには、青字の項目の金額欄にカーソルを置き、画面上部の「内訳」ボタンをクリックします(または金額欄でダブルクリック)。

### 収入金額等 ・ 所得金額

所得の種類別の収入金額を入力します。金額が申告書に転記されます。また、「雑(その他)」「配当」「一時」の「種目・所得の生ずる場所」「収入金額」「必要経費等」「差引金額」は、第二表の「雑所得(公的年金等以外)・一時所得に関する事項」に印刷されます。

所得の種類①	種目・所得の生ずる場所②	収入金額③	必要経費等④	差引金額等⑤	特別控除額⑥	特別控除後の金額⑦	所得金額⑧	総所得金額⑨
給与	与	10,860,000	2,232,500				8,417,500	8,807,500
	ア						0	
雑所得	公的年金等	0	0	0			0	8,807,500
	イ						0	
配当	当	70,000	0				70,000	8,807,500
	エ						0	
一時所得	時	3,000,000	1,860,000	1,140,000	500,000	640,000	320,000	8,807,500
	ホ						0	

「合計所得金額」、「総所得金額等」の内訳を確認できます(以下)。

入力内容を登録します。

所得の内訳書(P. 95)がすでに入力されている場合は、「所得の内訳書取込」ボタンで、内容や金額をこの画面に取り込むことができます。

確定申告書A「配当控除」欄の金額を自動計算するか否かを指定します。ONのときは手引書記載の計算方法により自動計算します。手入力する場合はOFFにします。

所得の種類「給与」の必要経費等を手入力するとき(給与所得者の特定支出の控除の特例)を受けるとき)ONにします。

「合計所得金額」「総所得金額等」の内訳を確認するには上画面で、「所得の合計計算詳細」ボタンをクリックすると確認できます。

所得の合計計算詳細

合計所得金額の計算

(1) 総所得金額 8,807,500 「収入金額および所得金額」画面の「総所得金額⑨」

(2) 退職所得金額 0 (退職所得の源泉徴収票)の(支払金額-退職所得控除額)×0.5の金額を入力(特定役員分は、×0.5をしません。)

(3) 合計所得金額 8,807,500 (1)+(2)

総所得金額等の計算

(4) 総所得金額等 8,807,500 (1)+(2)

退職所得がある場合(申告が必要でないものも含む)の退職所得金額を入力します。

## 所得から差し引かれる金額

### 社会保険料控除

社会保険の種類		支払保険料	登録(F12)
社会保険料控除	<input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収票のとおり		キャンセル(Esc)
	源泉徴収票のとおり	1,065,126	ヘルプ(F1)
		0	
		0	
合計		1,065,126	

社会保険の種類、支払保険料を入力します。合計金額が申告書に転記されます。

給与所得者で既に年末調整でこの控除を受けている場合は「源泉徴収票のとおり」をONにし1行目にその支払保険料を入力します(第二表に「源泉徴収票のとおり」と印刷されます)。

なお、年末調整後に支払った社会保険料がある場合は、さらに2行目以降に後から支払った社会保険の種類、支払保険料を入力します。

### 小規模企業共済等掛金控除

掛金の種類		支払掛金	登録(F12)
小規模企業共済等掛金控除	<input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収票のとおり	0	キャンセル(Esc)
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	0	ヘルプ(F1)
	企業型年金加入者掛金/個人型年金加入者掛金	180,000	
	心身障害者扶養共済制度に関する掛金	0	
	合計	180,000	

掛金の種類に応じて、支払掛金を入力します。合計金額が申告書に転記されます。

給与所得者で既に年末調整でこの控除を受けている場合は「源泉徴収票のとおり」にその支払掛金を入力します(第二表に「源泉徴収票のとおり」と印刷されます)。

なお、年末調整後に支払った掛金がある場合は、さらに2行目以降の該当する種類に後から支払った支払掛金を入力します。

### 生命保険料控除

源泉徴収票の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		介護医療保険料の金額		一般の保険料	
<input checked="" type="checkbox"/> 源泉徴収票のとおり								新保険料の合計	24,000
新生命保険料の金額	24,000	新個人年金保険料の金額	53,000	旧個人年金保険料の金額	72,000	介護医療保険料の金額	43,000	旧保険料の合計	38,000
旧生命保険料の金額	89,000	旧個人年金保険料の金額	72,000					控除額	40,000
介護医療保険料の金額	43,000							合計	40,000
源泉徴収票以外の保険料の支払い								合計	40,000
種別	保険会社等の名称	支払保険料						控除額	32,000
未選択		0						合計	53,000
未選択		0						旧保険料の合計	72,000
未選択		0						控除額	43,000
未選択		0						合計	115,000
未選択		0						生命保険料の控除額	115,000
未選択		0							
未選択		0							
未選択		0							
未選択		0							
未選択		0							

保険料の各明細を入力します。各控除額は以下の表のように計算され、申告書に転記されます。

給与所得者で既に年末調整でこの控除を受けている場合は「源泉徴収票のとおり」をONにして、その直下の欄に源泉徴収票に記載のある支払額を入力します(第二表に「源泉徴収票のとおり」と印刷されます)。

なお、年末調整後に支払った保険料がある場合は「源泉徴収票以外の保険料の支払い」の欄で後から支払った保険料について入力します。

#### 旧契約

(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額)

年間の払込保険料	控除額
~25,000円	支払金額
25,001円~50,000円	支払金額÷2+12,500円
50,001円~100,000円	支払金額÷4+25,000円
100,001円~	50,000円

#### 新契約

(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額)

年間の払込保険料	控除額
~20,000円	支払金額
20,001円~40,000円	支払金額÷2+10,000円
40,001円~80,000円	支払金額÷4+20,000円
80,001円~	40,000円

※一般・年金・介護医療保険料の控除額の合計金額(最高12万円)

## ポイント

### 旧制度適用契約と新制度適用契約の両方を契約している場合

生命保険料控除について、旧契約分のみで申告するか、新契約分のみで申告するか、新旧両方の契約分を合わせて申告するかは、申告者の判断によります。

新旧両方の契約分が入力されている場合は、旧が4万円以上なら旧制度の計算が適用されますが、新旧合わせて4万円が限度になります。また、一般、個人年金、介護医療を合わせた控除額の上限は12万円になるよう計算されます。

## 地震保険料控除

※「地震保険料の概算の支払保険料」は、入力された「地震保険料の控除額」と「旧長期損害保険料の金額」から逆算して、概算の支払保険料が計算されます(入力不可)。このため計算結果が実際の支払額と異なる場合がありますが、控除額には影響しません。

地震保険料の明細、旧長期損害保険料の明細を入力します。控除額が以下の表のように計算され、その合計金額(最高5万円)が申告書に転記されます。

給与と所得で既に年末調整で地震保険控除を受けている場合は「源泉徴収票のとおり」をONにして、その直下の欄に源泉徴収票に記載のある地震保険料の控除額や、旧長期損害保険料の支払額を入力します(第二表に「源泉徴収票のとおり」と印刷されます)。

なお、年末調整後に支払った地震保険料がある場合は、さらに「源泉徴収票以外の保険料の支払い」の欄に後から支払った保険会社等の名称、支払保険料を入力します。

### 地震保険料

A (地震保険料)	地震保険料の控除額
～50,000 円	Aの金額
50,001 円～	50,000 円

### 旧長期損害保険料

B (旧長期損害保険料)	旧長期損害保険料の控除額
～10,000 円	Bの金額
10,001 円～20,000 円	B ÷ 2 + 5,000 円
20,001 円～	15,000 円

※地震保険料と旧長期損害保険料の控除額の合計金額(最高5万円)

## ポイント

### 一つの損害保険契約が地震保険と長期損害保険の両方に該当する場合

この場合は、地震保険と旧長期損害保険のいずれか一方の支払保険料を入力します。どちらにするかは申告者の判断によりますが、一般に支払保険料が多い方が有利となります。

## 寡婦、寡夫控除

寡婦、寡夫控除を受ける場合は、「寡婦(寡夫)控除」と、当てはまる区分をONにします。

「本年分の合計所得金額が、500万円より多い」は、合計所得金額から判定して表示されます。

控除区分		条件	控除額
寡婦控除	一般の寡婦	死別、離婚、生死不明、未帰還いずれかで、扶養親族又は生計を一にする子を有する場合	27万円
		死別、生死不明、未帰還いずれかで、合計所得金額が500万円以下の場合	27万円
	特別の寡婦	死別、離婚、生死不明、未帰還いずれかで、合計所得金額が500万円以下、かつ扶養親族である子を有する場合	35万円
寡夫控除		死別、離婚、生死不明、未帰還いずれか、合計所得金額が500万円以下、かつ生計を一にする子を有する場合	27万円
寡婦(寡夫)控除		上記のケースに該当しない	0円

※合計所得金額とは、申告書第一表の所得金額「合計⑤(①+②+③+④)」です。ただし、退職所得など分離課税の所得がある場合はその所得金額を加算した金額をいいます。

## 勤労学生、障害者控除

勤労学生控除を受ける場合は、「勤労学生控除」と、当てはまる区分をONにし、学校名を入力します。「本年分の合計所得金額が65万円以下」は、合計所得金額から判定して表示されません。

障害者控除を受ける場合は、「障害者控除」をONにし、当てはまる区分をONにし、氏名を入力します。

控除額が以下のように計算され、申告書に転記されます。

控除区分	条 件	控除額
勤労学生控除	本年分の合計所得金額が 65 万円以下かつ自分の勤労以外の所得が 10 万円以下	27 万円
障害者控除	一般障害者	27 万円
	特別障害者	40 万円
	同居特別障害者 ★	75 万円

★申告者本人が「同居特別障害者」である場合は入力しないでください。

※障害者は4名までは入力すると控除額が計算されます。それ以上の場合、金額のみ手入力で修正してください。

## 配偶者(特別)控除

「配偶者区分」は、生年月日から、「一般」「老人」が判断されます。

「本年分の合計所得金額が1,000万円より多い」は、申告者の合計所得金額から判定して表示されます。

控除額が以下のように計算され、申告書に転記されます。

また、申告書の「配偶者(特別)控除」欄の区分は、「配偶者特別控除」に該当する場合に「1」が表示されます。

処理	生年月日	配偶者合計所得金額	配偶者区分	控除額
配偶者控除	70歳未満	38万円以下	一般	38万円
	70歳以上		老人	48万円
配偶者特別控除	—	申告者の合計所得金額が1,000万円以下 かつ 配偶者の合計所得金額が38万円超 かつ 配偶者の合計所得金額が76万円未満	—	※

※配偶者の所得金額によって控除額が異なります。詳しくは国税庁発行の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書の手引き ～確定申告書A・B～」の「所得から差し引かれる金額」の配偶者特別控除欄をご確認ください。

## 扶養控除

扶養親族の氏名	フリガナ	性別	続柄	生年月日	個人番号	国外	扶養区分	控除額	削除	別居住所
申告 一郎	シウ イチロウ	♂	子	H.12/01/30	123456789012	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	380,000	<input type="checkbox"/>	
申告 さくら	シウ サクラ	♀	子	H.07/03/10	123456789012	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	630,000	<input type="checkbox"/>	
		♂		-/-/-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	0	<input type="checkbox"/>	
		♀		-/-/-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	0	<input type="checkbox"/>	
		♂		-/-/-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	0	<input type="checkbox"/>	
		♀		-/-/-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	0	<input type="checkbox"/>	
		♂		-/-/-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	0	<input type="checkbox"/>	
		♀		-/-/-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	0	<input type="checkbox"/>	
		♂		-/-/-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	0	<input type="checkbox"/>	
		♀		-/-/-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 特定 <input type="checkbox"/> 老人 <input type="checkbox"/> 同居老親等	0	<input type="checkbox"/>	
扶養控除額の合計								1,010,000		

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

扶養控除を受ける場合は、扶養控除欄の氏名等と、当てはまる区分をONにします。控除額が以下の表のように計算され、申告書に転記されます。なお、16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、第二表に氏名等を印刷するために入力します。

※扶養者の死亡等で登録内容を削除する場合は、各行にある「削除」ボタンをクリックします。行の内容が削除され、その下の行の扶養親族の内容が移動します。

16歳未満の扶養親族で別居している場合は、「別居住所」ボタンをクリックし、住所を入力します。

別居の場合の住所	
住所	東京都〇〇区
OK(F12) キャンセル(Esc)	

処理	生年月日	扶養区分	控除額
扶養控除	70歳以上	老人	48万円
		老人かつ同居老親等	58万円
	23歳以上～70歳未満	一般	38万円
	19歳以上～23歳未満	特定	63万円
	16歳以上～19歳未満	一般	38万円

## ポイント

### 入力できる人数について

画面の入力欄は控除対象親族と16歳未満の扶養親族、合わせて8名まで入力できます。控除対象親族を入力する際、8名までは控除額が計算されます。それ以上の場合は金額のみ手入力で修正してください。

### 控除対象親族または16歳未満の扶養親族が4名以上の場合

該当人数が収まる枚数の第二表が連続で印刷されます。このため税務署配布用紙(OCR用紙)をご利用になる際には相応枚数の第二表をプリンターにセットしてください。

## 雑損控除

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	登録(F12)
損	暴風	H.XX/05/18	屋根瓦破損、窓ガラス破損	キャンセル(Esc)
控	A 損害金額	B 保険金などで補填される金額	G 差引損失額のうち災害関連支出の金額	ヘルプ(F1)
除	800,000	300,000	800,000	
差引損失額(A-B)	C	500,000		
総所得金額等	D	8,807,500		
D × 0.1	E	880,750		
C - E	F	0		
G - 50,000円	H	750,000		
雑損控除額(FとHのいずれか多い方の金額)		750,000		

電子申告する方は以下のボタンから入力を行ってください

損害の原因～差引損失金額のうち災害関連支出の金額を入力します。控除額が計算され、申告書に転記されます。

電子申告にて添付資料の郵送を省略する場合に該当のボタンをクリックし、明細を入力します。

### 災害関連支出の内訳

災害関連支出の内訳	電子申告する方のみ以下の項目を入力してください	終了(F12)	
追加(F2)	訂正(F3)	削除(F4)	
支払年月日	支払先の所在地	支払先の名称	金額
H.XX/05/18	東京都品川区〇×〇×	〇×建設	800,000
合計 800,000			

(注) 支払先の所在地に代えて、電話番号(市外局番から)を入力していただいても構いません。

「災害関連支出の内訳」ボタンで表示されます。明細は一つずつ「追加」ボタンで追加します。

災害関連支出の明細	登録(F12)
支払年月日	H.XX/05/18
支払先の所在地	東京都品川区〇×〇×
支払先の名称	〇×建設
金額	800,000

### 被害届け受理証明書またはり災証明書など

被害届け受理証明書またはり災証明書など	電子申告する方のみ以下の項目を入力してください	登録(F12)
証明年月日	証明書の名称	証明書の名称
H.XX/05/18	り災証明書	東京太郎
~/~/		
~/~/		

「り災証明書など」ボタンで表示されます。明細を入力します。

## 医療費控除

医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書(P.96)が表示されます。この画面の「医療費控除額」の金額が転記されます。

## 寄附金控除

種類	寄附年月日	寄附先の所在地	寄附先の名称	金額	区分
一般	H.XX/05/05	〇〇県〇〇市	〇〇市役所	40,000	条例指定分(市区町村)
政党	H.XX/09/15	〇〇県△△市	〇〇政治研究会	50,000	

寄附金の明細を一つずつ **追加** ボタンで追加します。

寄附金の控除は所得控除と税額控除の2つから選択できます。

この画面は「所得控除」と、「税額控除」の両方について入力できます。入力した明細から、各控除額が計算され、申告書に転記されます。

詳しくは P.100 をご覧ください。

寄附金控除の場合は「所得控除」から該当の寄附金を選択します。

## 税金の計算

### (特定増改築等)住宅借入金等特別控除

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(P.106)が表示されます。この画面の金額が転記されます。

### 政党等寄附金等特別控除

寄附金の明細を一つずつ **追加** ボタンで追加します。

寄附金の控除は所得控除と税額控除の2つから選択できます。

この画面は「所得控除」と、「税額控除」の両方について入力できます。入力した明細から、各控除額が計算され、申告書に転記されます。

詳しくは P.100 をご覧ください。

税額控除の場合は「特別控除」から該当の寄附金を選択します。

## 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除

区分・金額とも、申告書で手入力できません。

これらの控除を受ける場合は、あらかじめ[添付資料]で該当の計算明細書の内容を入力します。

(申告書の「内訳」ボタンでは計算明細書画面は表示されません)

- ① 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 (P. 113)
- ② 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (P. 114)
- ③ 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (P. 116)
- ④ 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 (P. 119)

計算明細書の内容に応じて、この申告書の区分に番号が表示され、それぞれの控除額(または合計)が転記されます。

### 区分について

- 空欄： 上記①～④のいずれにも控除額がない。
- 1： 上記①または③で住宅耐震改修特別控除額がある。
  - 2： 上記②または③で住宅特定改修特別税額控除額がある。
  - 3： 上記④で認定住宅新築等特別税額控除額がある。
  - 4： 上記①～④のうちの複数に控除額がある。

## 源泉徴収税額

所得の内訳書(P. 95)が表示されます。

この画面の「源泉徴収税額」の金額が転記されます。

## その他

### 配偶者の合計所得金額

配偶者(特別)控除(P. 53)が表示されます。

この画面の「配偶者所得金額」の金額が転記されます。

### 雑・一時所得の源泉徴収税額

所得の内訳書(P. 95)が表示されます。

この画面の「雑所得・一時所得分」の金額が転記されます。

### 未納付の源泉徴収税額

所得の内訳書(P. 95)が表示されます。

この画面の「未納付分」の金額が転記されます。

## ■その他の情報の入力

画面右下のボタンをクリックすると、申告書に必要な情報を入力するための画面が表示されます。画面で必要な情報、金額を入力すると、申告書に転記されます。

**還付される税金の受取場所 (K)**

還付される税金の受取場所	<input type="radio"/> 銀行	<input type="radio"/> 金庫	<input type="radio"/> 農協	<input type="radio"/> 行 組合	<input type="radio"/> 本店	<input type="radio"/> 支店
	<input type="radio"/> 貯蓄	<input type="radio"/> 出張所	<input type="radio"/> 普通	<input type="radio"/> 当座	<input type="radio"/> 納税準備	<input type="radio"/> 貯蓄
郵便局等	箱金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	
郵便局名	記号番号	89999999999999				

登録(F12)

キャンセル(Esc)

ヘルプ(F1)

「還付される税金の受取場所」の内容を入力します。

※[ゆうちょ銀行の貯金口座の場合]  
貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。  
ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望する場合には、受取りを希望する郵便局名等のみを記入します。

**所得の内訳書 (S)**

所得の内訳書(P. 95)が表示されます。

**特例適用条文 (B)**

特例適用条文等	平成〇年4月13日居住開始
---------	---------------

申告書第二表の「特例適用条文等」の入力をします。  
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合には「平成〇年4月13日 居住開始」のように入力します。

**住民税に関する事項 (J)**

給与・公的年金等に 係る所得以外 (平成〇年4月1日 において85歳未満 の方は給与所得以 外の所得に係る 住民税の徴収方法 の選択)	<input checked="" type="radio"/> 給与から差引き <input type="radio"/> 自分で納付	配当に関する 住民税の特例 非居住者の特 例 配当割戻控除額	0 0 0
寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	条 例	都道府県
	住所地の共同基金会、 日 赤 支 部 分	指 定 分	市区町村
	50,000	0	40,000
別居の控除対象 配偶者・控除対象 扶養親族の 氏名・住所	氏 名 住 所		
	申告 三郎 大府府〇〇市		

申告書第二表の「住民税に関する事項」  
についての内容を入力します。

「寄附金税額控除」は P. 100 の画面の「住  
民税に関する事項」の金額が転記されて  
います。

**税 理 士 署 名 欄 (Z)**

税理士署名欄	税理士 板理 太郎
電話番号	0123-456-7777
<input checked="" type="checkbox"/> 税理士法第30条の書面提出有 <input checked="" type="checkbox"/> 税理士法第33条の2の書面提出有	

申告書に印刷される「税理士署名欄」につ  
いての内容を入力します。  
税理士法第 30 条の書面提出がある、ま  
たは税理士法第 33 条の2の提出がある  
場合はチェックボックスをONにしま  
す。

# 3. 確定申告書 B (第一表、第二表)

事業や不動産の所得のある方、及び予定納税額がある方は「確定申告書 B (第一表、第二表)」を提出します。

本画面は第一表をイメージしています。ここで必要な内訳等を入力すると、それに応じた内容が第二表にも反映されます(第二表をイメージした画面はありません。印刷前のプレビュー(P. 45)などにてご確認ください)。

必要な場合、この確定申告書 B と、分離課税用申告書(P. 74)または損失申告用申告書(P. 77)を提出します。

修正申告書の場合は ON になっています。詳しくは P. 79 をご覧ください。

※1 「給与」欄 区分  
特定支出控除を受ける場合は、その区分を入力します。

※2 「医療費控除」欄 区分・金額  
区分・金額とも、申告書での手入力はできません(P. 64 参照)。  
セルフメディケーション税制に該当する場合は区分に「1」が表示されます。

※3 チェックボックスを ON にすると、この画面で直接金額を手入力できます。  
ただし、この画面で直接控除金額を手入力した場合、第二表のデータは作成されないで注意してください。

※4 「配偶者(特別)控除」欄 区分・金額  
区分・金額とも、申告書での手入力はできません(P. 68 参照)。

※5 課税される所得金額(9-25) 26 8,439,000

※6 26に対する税額 第3表の88 27 1,304,970

※7 配当控除 28 7,000

※8 災害減免額 39 0

※9 外国税額控除 区分 43 0

※10 変動・臨時所得金額 区分 56 0

税金の計算

P. 71

- ※1 「給与」欄 区分  
特定支出控除を受ける場合は、その区分を入力します。
- ※2 「医療費控除」欄 区分・金額  
区分・金額とも、申告書での手入力はできません(P. 64 参照)。  
セルフメディケーション税制に該当する場合は区分に「1」が表示されます。
- ※3 チェックボックスを ON にすると、この画面で直接金額を手入力できます。  
ただし、この画面で直接控除金額を手入力した場合、第二表のデータは作成されないで注意してください。
- ※4 「配偶者(特別)控除」欄 区分・金額  
区分・金額とも、申告書での手入力はできません(P. 68 参照)。

- ※5 「配当控除」欄 区分  
事業を営む青色申告者の方で「試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除」など租税特別措置法第 10 条から第 10 条の 6 に規定する税額控除の適用を受ける方は、「1」を入力し、控除額を入力します。(印刷時、区分の左欄に「投資税額等」と印字されます。)
- ※6 「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」欄 区分・金額  
金額は P. 106 の控除額が転記されます。  
以下に該当する場合は区分に「7」～「9」を手入力します。  
住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額の特例を受ける場合 →「7」を入力。  
従前家屋等に係る住宅借入金等特別控除の適用期間の特例を受ける場合 →「8」を入力。  
再取得住宅と従前家屋等について、住宅借入金等特別控除の重複適用の特例を受ける場合 →「9」を入力。
- ※7 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除」欄 区分・金額  
区分・金額とも、申告書での手入力はできません(P. 69 参照)。
- ※8 「差引所得税」欄 区分  
肉用牛の売却があり、差引所得税額欄に「免」と記入する必要がある場合 →「(免)」(全角 3 文字)を入力(P. 105 参照)。
- ※9 「外国税額控除」欄 区分  
控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額を超えるため復興特別所得税額から一定の控除を受ける場合(復興財確法 14 条 1 項) →「1」を入力。
- ※10 「変動・臨時所得金額」欄 区分  
変動所得のみの場合でその変動所得に雑所得がある場合 →「1」を入力。  
臨時所得のみの場合でその臨時所得に雑所得がない場合または変動所得と臨時所得の両方がある場合で、変動所得および臨時所得のいずれにも雑所得がない場合 →「2」を入力。  
臨時所得のみの場合で、その臨時所得に雑所得がある場合 →「3」を入力。  
いずれにも該当しない場合、記入の必要はありません。

## ポイント

### 分離課税用申告書(第三表)も提出する場合における申告書 B(第一表)の「所得金額合計⑨」の金額について

分離課税用申告書(第三表)も提出する場合、申告書 B の内訳画面(2 画面目の「通算後(⑩)」欄)(P. 62)を必ず手入力してください。その額が申告書 B(第一表)「所得金額合計⑨」に転記されます。

## ■内訳の入力画面について

申告書画面の青字の項目は、内訳を入力する画面があります。

この画面で必要な情報や金額を入力することで、申告書(第一表、第二表)に転記されます。内訳画面を表示するには、青字の項目の金額欄にカーソルを置き、画面上部の「内訳」ボタンをクリックします(または金額欄でダブルクリック)。

### 収入金額等 ・ 所得金額 分離課税も損失申告もない場合

収入金額および所得金額：各種所得の計算

所得の種類①	種目・所得の生ずる場所②	収入金額③	必要経費等④	差引金額⑤	譲渡所得の 中での譲渡⑥	特別控除額⑦	各種所得の金額⑧
営業等	ア	56,350,000					7,000,000
農業	イ	3,500,000					2,000,000
不動産	ウ	1,800,000					1,200,000
利子	エ	0					0
配当	オ	70,000	0	70,000			70,000
給与	カ	1,800,000	720,000				1,080,000
その他	キ	0					0
その他	ク	108,000	10,000	98,000			98,000
譲渡短期	コ	0	0	0	0	0	0
譲渡長期	ク	0	0	0	0	0	0
一時	ケ	2,500,000	1,900,000	600,000		500,000	100,000

配当控除の計算  
 自動計算する  
 給与の必要経費等を入力する  
 総合譲渡特別控除額を入力する

所得の内訳書取込(F5)    次へ(F6)    キャンセル(Esc)    ヘルプ(F1)

所得の種類別の収入金額を入力します。金額が申告書に転記されます。

また、内容は申告書第二表の「雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の欄に印刷されます。

以下の画面(2画面目)に切り替わります。

所得の内訳書(P.95)がすでに入力されている場合は、「所得の内訳書取込」ボタンで、内容や金額をこの画面に取り込むことができます。

#### 給与の必要経費等を入力する

所得の種類「給与」の必要経費等を手入力するとき(「給与所得者の特定支出の控除の特例」を受けるとき)ONにします。

#### 総合譲渡の特別控除額を入力する

総合譲渡の特別控除額に手入力が必要なとき(収用の5,000万円控除があるとき)ONにします。

申告書B「配当控除」欄の金額を自動計算するか否かを指定します。ONのときは手引書記載の計算方法により自動計算します。手入力する場合はOFFにします。

### 次へ ボタンをクリックした画面(2画面目)

収入金額および所得金額：損益通算・繰越控除

所得の種類	所得の金額 (課税額)	所得の金額 (課税後)	繰越控除後の 総所得金額⑩	繰越控除額⑪	総所得金額 ⑩-⑪
総合所得	11,448,000	11,448,000	11,438,000		11,438,000
経常所得			(大損)		
			11,448,000		
譲渡短期					
譲渡長期					
一時	100,000	100,000			

所得の合計  
 合計所得金額 11,438,000  
 総所得金額等 11,438,000  
 所得の合計計算詳細(⑩)

所得の合計計算詳細

合計所得金額の計算  
 (1)繰越控除前の総所得金額 11,438,000  
 (2)総所得金額等 11,438,000  
 (3)合計所得金額 11,438,000

経所得金額等の計算  
 (4)繰越控除後の総所得金額 11,438,000  
 (5)総所得金額等 11,438,000

計算オプション  
 損益通算を自動計算する  
 不動産所得の計算  
 土地等を取得するために  
 要した負債の利子額 0

前の画面(F7)    登録(F12)    キャンセル(Esc)    ヘルプ(F1)

「合計所得金額」「総所得金額等」の内訳を確認するには

「所得の合計計算詳細」ボタンをクリックすると確認できます。

損益通算を自動計算するかどうか指定します。OFFにした場合は、⑩の入力をします。

入力内容を登録します。

※いわゆる「生活に通常必要でない資産」の損失は、内部通算(譲渡所得内の通算)ができますが、他の区分の所得とは損益通算ができません。

当該資産を内部通算してもなお損失が残る場合はOFFにし、他の区分の所得と損益通算できないよう⑩を手入力します。

なお、平成26年4月1日以後に譲渡したゴルフ会員権は「生活に通常必要でない資産」とみなされ、その譲渡損失は、他の所得と損益通算はできません。

分離課税のみがある場合、または分離課税と損失申告が両方ある場合

収入金額および所得金額：各種所得の計算

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額	課税所得 中での通算	特別控除額	各種所得の金額
営業等		59,350,000					7,000,000
農業		3,500,000					2,000,000
不動産		1,800,000					1,200,000
利子		0					0
配当	株式の配当 ○○電機	70,000	0	70,000			70,000
給与		10,850,000	2,232,500				8,417,500
公的年金等		0					0
その他	原稿料	100,000	10,000	80,000			80,000
短期		0	0	0	0	0	0
長期		0	0	0	0	0	0
一時	生命保険金 ○○生命	3,000,000	1,800,000	1,140,000		500,000	640,000

配当控除の計算  
 自動計算する  
 給与の必要経費等を入力する  
 総合課税特別控除額を入力する

所得の内訳書取込(F6) **次へ(F8)** キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

所得の種類別の収入金額を入力します。金額が申告書に転記されます。また、内容は申告書第二表の「雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の欄に印刷されます。

以下の画面(2画面目)に切り替わります。

所得の内訳書(P.95)がすでに入力されている場合は、「所得の内訳書取込」ボタンで、内容や金額をこの画面に取り込むことができます。

給与の必要経費等を入力する

所得の種類「給与」の必要経費等を手入力するとき（給与所得者の特定支出の控除の特例）を受けるとき）ONにします。

総合譲渡の特別控除額を入力する

総合譲渡の特別控除額に手入力が必要なとき（収用の5,000万円控除があるとき）ONにします。

申告書B「配当控除」欄の金額を自動計算するかどうかを指定します。ONのときは手引書記載の計算方法により自動計算します。手入力する場合はOFFにします。

次へ ボタンをクリックした画面(2画面目)

収入金額および所得金額：損益通算・繰越控除

所得の種類	所得の金額 (通算前)	所得の金額 (通算後)	繰越控除前の 総所得金額	繰越控除額	総所得金額 (⑨-⑩)
総合課税の所得			19,097,500		19,097,500
経常所得	19,777,500	19,777,500	19,777,500	0	19,097,500
譲渡長期	0	0	0	0	0
短期	0	0	0	0	0
長期	0	0	0	0	0
一時	640,000	640,000	320,000	0	320,000

所得の合計計算詳細(C)

「所得の金額(通算後)⑩」列には、総合課税の所得も含めて通算した結果を入力してください。

「損益の通算の計算書」を使用する場合は、「所得の金額(通算後)⑩」列に「損益の通算の計算」一項目の通算後の金額を入力してください。

繰越控除がある場合は、「繰越控除額」列に総所得金額を計算するための繰越控除額を入力し、繰越控除の合計を確定申告書の2画面目の4欄に入力してください。

登録(F12) ヘルプ(F1)

通算後(⑩)には、通算結果の金額を入力します。通算前(⑨)と同じ額の場合は⑨の額を入力します。⑩の額が申告書B(第一表)の「所得金額合計⑩」に転記されます。

「合計所得金額」「総所得金額等」の内訳を確認するには「所得の合計計算詳細」ボタンをクリックすると確認できます。

所得の合計計算詳細

合計所得金額の計算

(1) 繰越控除前の総所得金額 19,097,500

(2) 繰越控除前の分離課税所得の合計 45,770,000

(3) 合計所得金額 64,867,500

総所得金額等の計算

(4) 繰越控除後の総所得金額 19,097,500

(5) 繰越控除後の分離課税所得の合計 45,770,000

(6) 総所得金額等 64,867,500

※「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」を2段階で入力するため手入力する場合など自動計算した金額にしてください。

F12 キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

金額を手入力で変更したい場合は、チェックボックスをONにします。

入力内容を登録します。

## 損失申告のみある場合

収入金額および所得金額：各種所得の計算

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額	譲渡所得の中での差引	特別控除額	各種所得金額
営業等	ア	29,992,400					-1,408,373
農業	イ						0
不動産	ウ						0
利子	エ						0
配当	オ		0	0			0
給与	カ						0
退職金等	キ						0
その他	ク		0	0			0
短期	コ		0	0			0
長期	ク		0	0			0
一時	サ		0	0			0

配当控除の計算  
 自動計算する (配当所得の10%)  
 給与の必要経費等を入力する

所得の内訳書取込(F5) **次へ(F6)** キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

所得の種類別の収入金額を入力します。金額が申告書に転記されます。

また、内容は申告書第二表の「雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項」の欄に印刷されます。

以下の画面(2画面目)に切り替わります。

所得の内訳書(P.95)がすでに入力されている場合は、「所得の内訳書取込」ボタンで、内容や金額をこの画面に取り込むことができます。

所得の種類「給与」の必要経費等を手入力するとき(「給与所得者の特定支出の控除の特例」を受けるとき)ONにします。

申告書B「配当控除」欄の金額を自動計算するかどうかを指定します。ONのときは配当所得の10%で自動計算(オー⑧欄×0.1)します。手入力する場合はOFFにします。

## 次へ ボタンをクリックした画面(2画面目)

収入金額および所得金額：損益通算・繰越控除

所得の種類	所得の金額(通算前)	所得の金額(通算後)	繰越控除前の総所得金額	繰越控除額	総所得金額(④=③-⑤)
経常所得	-1,408,373				
譲渡	ア				
短期	イ				
長期	ウ				
一時	エ				

所得の合計  
 合計所得金額 0  
 総所得金額等 0  
**所得の合計計算詳細**

所得の合計計算詳細

「損失申告書の」  
 [7]欄：損失額又は所得金額の合計額  
 + [8]欄：短期所得  
 + [9]欄：長期所得  
 + [10]欄：一時所得等の金額  
 + [11]欄：上場株式等の譲渡  
 + [12]欄：上場株式等の配当等  
 + [13]欄：雑所得  
 ただし、前年の所得金額まらとして計算

「損失申告書の」  
 [14]欄：雑所得、医療費控除及び寄付金控除の計算で使用する所得金額の合計額  
 ただし、前年の場合まら

前の画面(F4) **登録(F12)** ヘルプ(F1)

「合計所得金額」「総所得金額等」の内訳を確認するには「所得の合計計算詳細」ボタンをクリックすると確認できます。

入力内容を登録します。

## 所得から差し引かれる金額

### 雑損控除

雑損	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類など	登録(F12)
控	暴風	H.XX/05/18	屋根瓦破損、窓ガラス破損	キャンセル(Esc)
A	損害金額	B	保険金などで補填される金額	ヘルプ(F1)
	800,000		300,000	
	差引損失額(A-B)	C		
			500,000	
	総所得金額等	D		
			8,807,500	
	D × 0.1	E		
			880,750	
	C - E	F		
			0	
	G - 50,000円	H		
			750,000	
	雑損控除額(FとHのいずれか多い方の金額)		750,000	

電子申告する方は以下のボタンから入力を行ってください

災害関連支出の内訳    リ災証明書など

損害の原因～差引損失金額のうち災害関連支出の金額を入力します。控除額が計算され、申告書に転記されます。

「肉用牛の特例を受ける」は一定の肉用牛(免除対象飼育牛)を売却した場合にONにします。この場合、「D：総所得金額等」は免税牛の所得金額を差し引く前の金額を手入力してください。

電子申告にて添付資料の郵送を省略する場合にクリックし、明細を入力します。

### 災害関連支出の内訳

追加(F2)	訂正(F3)	削除(F4)	終了(F12)
			ヘルプ(F1)
支払年月日	支払先の所在地	支払先の名称	金額
H.XX/05/18	東京都品川区〇〇〇	〇〇建設	800,000
*			
合計			800,000

② 支払先の所在地に代えて、電話番号(市外局番から)を入力していただいても構いません。

「災害関連支出の内訳」ボタンで表示されます。明細は一つずつ「追加」ボタンで追加します。

支払年月日	支払先の所在地	支払先の名称	金額	登録(F12)
H.XX/05/18	東京都品川区〇〇〇	〇〇建設	800,000	キャンセル(Esc)
				ヘルプ(F1)

### 被害届け受理証明書またはり災証明書など

証明年月日	証明書の名称	証明者の名称	登録(F12)
H.XX/05/18	り災証明書	東京太郎	キャンセル(Esc)
—/—/—			ヘルプ(F1)
—/—/—			

「り災証明書など」ボタンで表示されます。明細を入力します。

### 医療費控除

医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書(P.96)が表示されます。この画面の「医療費控除額」の金額が転記されます。

### 社会保険料控除

社会保険の種類	支払保険料	登録(F12)
<input type="checkbox"/> 源泉徴収票のとおり		キャンセル(Esc)
厚生年金健康保険	875,882	ヘルプ(F1)
	0	
	0	
合計	875,882	

社会保険の種類、支払保険料を入力します。合計金額が申告書に転記されます。給与所得者に既に年末調整でこの控除を受けている場合は「源泉徴収票のとおり」をONにし1行目にその支払保険料を入力します(第二表に「源泉徴収票のとおり」と印刷されます)。なお、年末調整後に支払った社会保険料がある場合は、さらに2行目以降に後から支払った社会保険の種類、支払保険料を入力します。

## 小規模企業共済等掛金控除

掛金の種類	支払掛金
源泉徴収票のとおり	0
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	0
企業型年金加入者掛金／個人型年金加入者掛金	180,000
心身障害者扶養共済制度に関する掛金	0
<b>合計</b>	<b>180,000</b>

掛金の種類に応じて、支払掛金を入力します。合計金額が申告書に転記されます。給与と所得者で既に年末調整でこの控除を受けている場合は「源泉徴収票のとおり」にその支払掛金を入力します(第二表に「源泉徴収票のとおり」と印刷されます)。なお、年末調整後に支払った掛金がある場合は、さらに2行目以降の該当する種類に後から支払った支払掛金を入力します。

## 生命保険料控除

源泉徴収票の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額	介護医療保険料の金額
源泉徴収票のとおり	0	0	0
新生命保険料の金額	24,000	0	0
旧生命保険料の金額	0	36,000	0
介護医療保険料の金額	0	0	48,000
合計	24,000	36,000	48,000

種別	保険会社等の名称	支払保険料
新生命保険料	〇〇生命	24,000
旧生命保険料	××生命	36,000
介護医療保険料	△△生命	48,000
新個人年金保険料	〇〇生命	59,000
旧個人年金保険料	××生命	72,000
未選択		0

新保険料の合計	旧保険料の合計	介護医療保険料の合計	個人年金保険料の合計
24,000	36,000	48,000	59,000
控除額	40,000	48,000	72,000
合計	48,000	92,000	115,000
控除額	32,000	43,000	

保険料の各明細を入力します。各控除額は以下の表のように計算され、申告書に転記されます。

給与と所得者で既に年末調整でこの控除を受けている場合は「源泉徴収票のとおり」をONにして、その直下の欄に源泉徴収票に記載のある支払額を入力します(第二表に「源泉徴収票のとおり」と印刷されます)。

なお、年末調整後に支払った保険料がある場合は「源泉徴収票以外の保険料の支払い」の欄で後から支払った保険料について入力します。

### 旧契約

(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料の控除額)

年間の払込保険料	控除額
～25,000円	支払金額
25,001円～50,000円	支払金額÷2+12,500円
50,001円～100,000円	支払金額÷4+25,000円
100,001円～	50,000円

### 新契約

(平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料の控除額)

年間の払込保険料	控除額
～20,000円	支払金額
20,001円～40,000円	支払金額÷2+10,000円
40,001円～80,000円	支払金額÷4+20,000円
80,001円～	40,000円

※一般・年金・介護医療保険料の控除額の合計金額(最高12万円)

## ポイント

### 旧制度適用契約と新制度適用契約の両方を契約している場合

生命保険料控除について、旧契約分のみで申告するか、新契約分のみで申告するか、新旧両方の契約分を合わせて申告するかは、申告者の判断によります。

新旧両方の契約分が入力されている場合は、旧が4万円以上なら旧制度の計算が適用されますが、新旧合わせて4万円が限度になります。また、一般、個人年金、介護医療を合わせた控除額の上限は12万円になるよう計算されます。

## 地震保険料控除

※「地震保険料の概算の支払保険料」は、入力された「地震保険料の控除額」と「旧長期損害保険料の金額」から逆算して、概算の支払保険料が計算されます(入力不可)。このため計算結果が実際の支払額と異なる場合がありますが、控除額には影響しません。

地震保険料の明細、旧長期損害保険料の明細を入力します。控除額が以下の表のように計算され、その合計金額(最高5万円)が申告書に転記されます。

給与と所得者で既に年末調整で地震保険控除を受けている場合は「源泉徴収票のとおり」をONにして、その直下の欄に源泉徴収票に記載のある地震保険料の控除額や、旧長期損害保険料の支払額を入力します(第二表に「源泉徴収票のとおり」と印刷されます)。

なお、年末調整後に支払った地震保険料がある場合は、さらに「源泉徴収票以外の保険料の支払い」の欄に後から支払った保険会社等の名称、支払保険料を入力します。

### 地震保険料

A (地震保険料)	地震保険料の控除額
～50,000円	Aの金額
50,001円～	50,000円

### 旧長期損害保険料

B (旧長期損害保険料)	旧長期損害保険料の控除額
～10,000円	Bの金額
10,001円～20,000円	B ÷ 2 + 5,000円
20,001円～	15,000円

※地震保険料と旧長期損害保険料の控除額の合計金額(最高5万円)

## ポイント

### 一つの損害保険契約が地震保険と長期損害保険の両方に該当する場合

この場合は、地震保険と旧長期損害保険のいずれか一方の支払保険料を入力します。どちらにするかは申告者の判断によりますが、一般には支払保険料が多い方が有利となります。

## 寄附金控除

寄附金の明細を一つずつ追加ボタンで追加します。

寄附金の控除は所得控除と税額控除の2つから選択できます。

この画面は「所得控除」と、「税額控除」の両方について入力できます。入力した明細から、各控除額が計算され、申告書に転記されます。

詳しくは P.100 をご覧ください。

「肉用牛の特例を受ける」は一定の肉用牛(免除対象飼育牛)を売却した場合にONにします。この場合、「総所得金額等」は免税牛の所得金額を差し引く前の金額を手入力してください。

寄附金控除の場合は「所得控除」から該当の寄附金を選択します。

## 寡婦、寡夫控除

寡婦、寡夫控除を受ける場合は、「寡婦、寡夫控除」と、当てはまる区分をONにします。「本年分の合計所得金額が、500万円より多い」は、合計所得金額から判定して表示されま

控除区分		条件	控除額
寡婦控除	一般の寡婦	死別、離婚、生死不明、未帰還いずれかで、扶養親族又は生計を一にする子を有する方	27万円
		死別、生死不明、未帰還いずれか、合計所得金額が500万円以下の方	27万円
	特別の寡婦	死別、離婚、生死不明、未帰還いずれか、合計所得金額が500万円以下、かつ扶養親族である子を有する方	35万円
寡夫控除		死別、離婚、生死不明、未帰還いずれか、合計所得金額が500万円以下、かつ生計を一にする子を有する方	27万円
寡婦(寡夫)控除		上記のケースに該当しない	0円

※申告書Bを使用して申告される方は、申告書第一表の所得金額「合計」欄とその他「本年分で差し引く繰越損失額」欄の合計額に退職所得、山林所得を加算した金額(申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算した金額)をいいます。

## 勤労学生、障害者控除

勤労学生控除を受ける場合は、「勤労学生控除」と、当てはまる区分をONにし、学校名を入力します。「本年分の合計所得金額が65万円以下」は、合計所得金額から判定して表示されま

障害者控除を受ける場合は、「障害者控除」をONにし、当てはまる区分をONにし、氏名を入力します。

控除額が以下のように計算され、申告書に転記されます。

控除区分	条件	控除額
勤労学生控除	本年分の合計所得金額が65万円以下かつ自分の勤労以外の所得が10万円以下	27万円
障害者控除	一般障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者 ★	75万円

★申告者本人が「同居特別障害者」である場合は入力しないでください。

※障害者は4名までは入力すると控除額が計算されます。それ以上の場合は、金額のみ手入力で修正してください。

## 配偶者 (特別) 控除

「配偶者区分」は、生年月日から、「一般」「老人」が判断されます。  
「本年分の合計所得金額が1,000万円より多い」は、申告者の合計所得金額から判定して表示されます。

控除額が以下の表のように計算され、申告書に転記されます。  
また、申告書の「配偶者(特別)控除」欄の区分は、「配偶者特別控除」に該当する場合に「1」が表示されます。

処理	生年月日	配偶者合計所得金額	配偶者区分	控除額
配偶者控除	70歳未満	38万円以下	一般	38万円
	70歳以上		老人	48万円
配偶者特別控除	—	申告者の合計所得金額が1,000万円以下かつ 配偶者の合計所得金額が38万円超かつ 配偶者の合計所得金額が76万円未満	—	※

※配偶者の所得金額によって控除額が異なります。詳しくは国税庁発行の「所得税及び復興特別所得税の確定申告書の手引き ～確定申告書A・B～」の「所得から差し引かれる金額」の配偶者特別控除欄をご確認ください。

## 扶養控除

扶養控除を受ける場合は、扶養控除欄の氏名等と、当てはまる区分をONにします。  
控除額が以下の表のように計算され、申告書に転記されます。  
なお、16歳未満の扶養親族は控除対象外ですが、第二表に氏名等を印刷するために入力します。

※扶養者の死亡等で登録内容を削除する場合は、各行にある「削除」ボタンをクリックします。  
行の内容が削除され、その下の行の扶養親族の内容が移動します。

16歳未満の扶養親族で別居している場合は、**別居住所** ボタンをクリックし、住所を入力します。

処理	生年月日	扶養区分	控除額
扶養控除	70歳以上	老人	48万円
		老人かつ同居老親等	58万円
	23歳以上～70歳未満	一般	38万円
	19歳以上～23歳未満	特定	63万円
	16歳以上～19歳未満	一般	38万円

## ポイント

### 入力できる人数について

画面の入力欄は控除対象親族と16歳未満の扶養親族、合わせて8名まで入力できます。  
控除対象親族を入力する際、8名までは控除額が計算されます。それ以上の場合は金額のみ手入力で修正してください。

### 控除対象親族または16歳未満の扶養親族が4名以上の場合

該当人数が収まる枚数の第二表が連続で印刷されます。このため税務署配布用紙(OCR用紙)をご利用になる際には相応枚数の第二表をプリンターにセットしてください。

## 税金の計算

### (特定増改築等)住宅借入金等特別控除

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(P. 106)が表示されます。  
この画面の金額が転記されます。

### 政党等寄附金等特別控除

寄附金の明細を一つずつ「追加」ボタンで追加します。

寄附金の控除は所得控除と税額控除の2つから選択できます。

この画面は「所得控除」と、「税額控除」の両方について入力できます。入力した明細から、各控除額が計算され、申告書に転記されます。

詳しくは P. 100 をご覧ください。

「肉用牛の特例を受ける」は一定の肉用牛(免除対象飼育牛)を売却した場合にONにします。この場合、「総所得金額等」は免税牛の所得金額を差し引く前の金額を手入力してください。

税額控除の場合は「特別控除」から該当の寄附金を選択します。

### 住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除

区分・金額とも、申告書で手入力はできません。

これらの控除を受ける場合は、あらかじめ[添付資料]で該当の計算明細書の内容を入力します。  
(申告書の「内訳」ボタンでは計算明細書画面は表示されません)

- ① 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書 (P. 113)
- ② 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (P. 114)
- ③ 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書 (P. 116)
- ④ 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書 (P. 119)

計算明細書の内容に応じて、この申告書の区分に番号が表示され、それぞれの控除額(または合計)が転記されます。

#### 区分について

- 空欄：上記①～④のいずれにも控除額がない。
- 1：上記①または③で住宅耐震改修特別控除額がある。
  - 2：上記②または③で住宅特定改修特別税額控除額がある。
  - 3：上記④で認定住宅新築等特別税額控除額がある。
  - 4：上記①～④のうちの複数に控除額がある。

### 源泉徴収税額

所得の内訳書(P. 95)が表示されます。

この画面の「源泉徴収税額」の金額が転記されます。

※分離課税用申告書(第三表)の「株式等に関する事項」画面(P. 76)で分離課税の源泉徴収税額を入力した場合は、その合計が加算されます。

## その他

### 配偶者の合計所得金額

配偶者(特別)控除(P. 68)が表示されます。  
この画面の「所得金額」の金額が転記されます。

### 専従者給与(控除)額の合計額

事業専従者一覧表(P. 112)が表示されます。  
この画面の「専従者給与(控除)額の合計額」の金額が転記されます。

### 雑・一時所得の源泉徴収税額

所得の内訳書(P. 95)が表示されます。  
この画面の「雑所得・一時所得分」の金額が転記されます。

※分離課税用申告書(第三表)の「株式等に関する事項」画面(P. 76)で株式等の譲渡の源泉徴収税額を入力した場合は、その額が加算されます。

### 未納付の源泉徴収税額

所得の内訳書(P. 95)が表示されます。  
この画面の「未納付分」の金額が転記されます。

## ■その他の情報の入力

画面右下のボタンをクリックすると、申告書に必要な情報を入力するための画面が表示されます。画面で必要な情報、金額を入力すると、申告書に転記されます。

### 還付される税金の受取場所 (K)

「還付される税金の受取場所」を入力します。

※[ゆうちょ銀行の貯金口座の場合]

貯金総合通帳の記号番号のみを記入します。

ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受け取りを希望する場合には、受け取りを希望する郵便局名等のみを記入します。

### 特例適用条文 (B)

申告書第二表の「特例適用条文等」の入力をします。

社会保険診療報酬(措法 26 条)、転廃業助成金(措法 28 条の 3)などの課税の特例の適用を受ける場合は、該当条文を入力します。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合には「平成〇年 4 月 13 日 居住開始」のように記入します。

### 所得の内訳書 (S)

所得の内訳書(P. 95)が表示されます。

### 住民税・事業税に関する事項 (J)

申告書第二表の「住民税・事業税に関する事項」についての内容を入力します。

「住民税」の「寄附金税額控除」は P. 100 の画面の「住民税に関する事項」の金額が転記されています。

### 税理士署名欄 (Z)

申告書に印刷される「税理士署名欄」についての内容を入力します。

税理士法第 30 条の書面提出がある、または税理士法第 33 条の 2 の提出がある場合はチェックボックスを ON にします。

## ■他システムからのデータ取り込み

「会計王」などのソリマチ製品(以降、「他システム」)をお使いの場合は、本製品の画面上部の「データ取込」ボタンで確定申告書に必要な情報を取り込むことができます。



### ①他システムよりデータの出力(「会計王」の場合)

- ① 「会計王」を起動し、
  - ・青色申告の場合は、[決算]-[青色申告決算書]-[青色申告決算書]
  - ・白色申告の場合は、[決算]-[収支内訳書]-[収支内訳書]を表示します。
- ② 「確定申告データ出力」ボタンをクリックします。  
これによりデータがクリップボードにコピーされます。



### ②本製品へデータの取込

- ① 画面上部の「データ取込」ボタンをクリックします。
- ② 情報が取り込まれます。  
(情報の内容は次ページの「取り込むデータの内容」をご覧ください。)

## 取り込むデータの内容

項目	ソリマチ製品(※ <sup>1</sup> )での内容
申告区分	基本情報設定の申告様式 青色申告の場合 → 青色：O N 白色申告の場合 → 青色：O F F
税理士氏名 (※ <sup>2</sup> )	青色申告入力または収支内訳入力の 依頼税理士「氏名」
税理士住所 (※ <sup>2</sup> )	〃 「事務所所在地」
税理士電話番号(※ <sup>2</sup> )	〃 「電話番号」
営業等・収入金額等	青色申告決算書(一般用)のP.1売上(収入)金額、または 収支内訳書(一般用)のP.1収入金額の計
農 業・収入金額等	青色申告決算書または収支内訳書(農業用)のP.1収入金額の計 (農業簿記以外の製品では0)
不動産・収入金額等	青色申告決算書または収支内訳書(不動産用)のP.1収入金額の 計
営業等・所得金額	青色申告決算書または収支内訳書(一般用)のP.1所得金額
農 業・所得金額	青色申告決算書または収支内訳書(農業用)のP.1所得金額 (農業簿記以外の製品では0)
不動産・所得金額	青色申告決算書または収支内訳書(不動産用)のP.1所得金額
青色申告特別控除額	青色申告入力の「青色申告特別控除額の金額」
専従者給与 氏名	10名分(ソリマチ製品のバージョンによっては4名分)の専従者 給与(控除)の情報が取り込まれます。
専従者給与 続柄	
専従者給与 従事月数	
専従者給与(控除)額	
	<b>青色申告の場合</b> 青色申告入力の専従者給与の内訳より ・専従者給与 氏名 : 「氏名」 ・専従者給与 続柄 : 「続柄」 ・専従者給与 従事月数 : 「従事月数」 ・専従者給与(控除)額 : 「支給額の合計」  <b>白色申告の場合</b> 収支内訳入力の事業専従者の氏名等より ・専従者給与 氏名 : 「氏名」 ・専従者給与 続柄 : 「続柄」 ・専従者給与 従事月数 : 「従事月数」 ・専従者給与(控除)額 : 「専従者控除額」(★)
	★ 白色申告で専従者を2名以上登録していた場合の注意 1人目の専従者の「専従者給与(控除)額」に専従者給与(控除)額の合計額 が取り込まれます(その他の専従者の「専従者給与(控除)額」は0円)。こ のため、取り込んだ後は「事業専従者一覧表」(P.112)ですべての専従者 の「専従者給与(控除)額」を入力しなおす必要があります。
専従者給与(控除)額の合計	<b>青色申告の場合</b> 青色申告入力の専従者給与の内訳「支給額合計」の計  <b>白色申告の場合</b> 収支内訳入力の事業専従者の氏名等「専従者控除額」
土地等を取得するために要した負債の利子の額(※ <sup>3</sup> )	青色申告決算書または収支内訳書(不動産用)のP.1土地等を取 得するために要した負債の利子の額

※<sup>1</sup> 「会計王」を基準にしています。製品によっては多少異なる場合があります。  
また、ソリマチ製品のバージョンによっては、白色申告データの出力ができない場合があります。

※<sup>2</sup> 税理士の情報は、本製品で空欄である場合、その部分の取り込みが行われず。

※<sup>3</sup> 「土地等を取得するために要した負債の利子の額」がある場合、「不動産・所得金額」の金額は、「収入金額および所得金額」画面の「各種所得の金額」欄に反映されます。また、「申告書B」の「所得金額：不動産」には、「不動産・所得金額」が「土地等を取得するために要した負債の利子の額」により調整された金額が反映されます。

# 4. 分離課税用申告書 (第三表)

申告する所得に、土地建物等の譲渡所得がある方、申告分離課税の株式等の譲渡所得などがある方、山林所得や退職所得がある方は、「確定申告書B (第一表、第二表)」と、「分離課税用申告書」を提出します。

確定申告書 (分離課税用) 第三表

ヘルプ F1 F2 F3 F4 F5 内訳R F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 印刷 終了

平成XX年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 (分離課税用)

住所 〒1123-4567 東京都品川区○○○ 申告商店 〇〇〇〇知

フリガナ 氏名 申告 太郎

整理番号 00000001

収入金額	短期譲渡	一般分	シ	0	課税される所得金額	9	対応分	70	16,038,000
	長期譲渡	軽減分	ス	0		59,60	対応分	71	0
	長期譲渡	一般分	セ	50,000,000		61,62,63	対応分	72	45,770,000
	長期譲渡	特定分	ソ	0		64,65	対応分	73	0
	長期譲渡	軽減分	タ	0		66	対応分	74	0
	長期譲渡	一般株式等の譲渡	チ	0		67	対応分	75	0
	長期譲渡	上場株式等の譲渡	ツ	0		68	対応分	76	0
	長期譲渡	上場株式等の配当等	テ	0		69	対応分	77	0
	長期譲渡	先物取引	ト	0		70	対応分	78	3,756,540
	長期譲渡	山林	ナ	0		71	対応分	79	0
所得金額	短期譲渡	一般分	59	0	72	対応分	80	6,885,500	
	長期譲渡	軽減分	60	0	73	対応分	81	0	
	長期譲渡	一般分	61	45,770,000	74	対応分	82	0	
	長期譲渡	特定分	62	0	75	対応分	83	0	
	長期譲渡	軽減分	63	0	76	対応分	84	0	
	長期譲渡	一般株式等の譲渡	64	0	77	対応分	85	0	
	長期譲渡	上場株式等の譲渡	65	0	78	対応分	86	10,622,040	
	長期譲渡	上場株式等の配当等	66	0	※申告書B第一表の27欄に金額を転記してください。				
	長期譲渡	先物取引	67	0	株式64,65から差引く繰越損失	87	0		
	長期譲渡	山林	68	0	等 翌年以後に繰越す損失額	88	0		
税金の計算	総合課税の合計額	9	19,097,500	配当66から差引く繰越損失	89	0			
	※申告書B第一表の9欄の金額を転記してください。			先物67から差引く繰越損失	90	0			
	所得から差し引かれる金額	25	3,820,126	取引翌年以後に繰越す損失額	91	0			

※申告書B第一表の25欄の金額を転記してください。

特例適用条文 (B)

退職所得に関する事項 (K)

- ※ 「64, 65 対応分 (73)」欄について  
「一般株式等の譲渡 (64)」欄または「上場株式等の譲渡 (65)」欄の赤字は互いに通算されません。  
「一般株式等の譲渡 (64)」欄はマイナスの金額は入力できません。  
詳しくは国税庁発行の記載例などをご確認ください。

## ■内訳の入力画面について

申告書画面の青字の項目は、内訳を入力する画面が別途あります(以下)。内訳画面を表示するには、青字の項目の金額欄にカーソルを置き、画面上部の「内訳」ボタンをクリックします(または金額欄でダブルクリック)。

### 収入金額

分離課税：短期譲渡 ・ 分離課税：長期譲渡

「区分」のドロップダウンリストから「短期：一般分」「短期：軽減分」「長期：一般分」「長期：特定分」「長期：軽減分」のいずれかを選択し、「所得の生ずる場所」「必要経費」「差引金額」「特別控除」の内容をそれぞれ入力します。

「差引金額」は、「通算前」に入力すると同じ金額が「通算後(譲渡所得)」「通算後(その他の所得)」に転記されます。  
 「通算後(譲渡所得)」に入力すると同じ金額が「通算後(その他の所得)」に転記されます。  
 通算を行っていない場合には「通算前」「通算後(譲渡所得)」「通算後(その他の所得)」に同じ金額を入力してください。  
 譲渡所得内でのみ通算を行った場合には「通算後(譲渡所得)」「通算後(その他の所得)」に同じ金額を入力してください。

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)			特別控除
			通算前 (差引金額)	通算後 (譲渡所得)	通算後 (その他の所得)	
長期一般分	〇〇市××町	4,230,000	45,770,000	45,770,000	45,770,000	0
		0	0	0	0	0
合計	92		45,770,000	45,770,000	45,770,000	

「合計所得金額」、「総所得金額等」の内訳を入力内容を登録します。確認できます(次ページ参照)

※入力した内容は分離課税用申告書の「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」に印刷されますが、入力した金額は申告書の「収入金額」の各項目に転記されません。

※「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」での印字について

「通算前」、「通算後(譲渡所得)」、「通算後(その他の所得)」が全て同じ金額の場合	差引金額欄は1段のみ印字します。
「通算前」≠「通算後(譲渡所得)」、「通算後(譲渡所得)」=「通算後(その他の所得)」の場合(譲渡所得内のみで通算した場合)	上段に「通算後(譲渡所得)」の金額、下段に「通算前」の金額が括弧書きで印字されます。
「通算前」=「通算後(譲渡所得)」、「通算後(譲渡所得)」≠「通算後(その他の所得)」の場合(その他の所得と通算した場合)	上段に「通算後(その他の所得)」、下段に「通算前」が括弧書きで印字されません。
「通算前」≠「通算後(譲渡所得)」、「通算後(譲渡所得)」≠「通算後(その他の所得)」の場合(譲渡所得内で通算しさらにその他の所得と通算した場合)	上段に「通算後(その他の所得)」、中段に「通算後(譲渡所得)」を括弧書きで、下段に「通算前」が括弧書きで印字されます。

「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の差引金額の合計欄には「通算後(その他の所得)」の合計が印字されます。差引金額の合計欄は、通算をしても2段書き(または3段書き)での印字はされません。

「合計所得金額」「総所得金額等」の内訳を確認するには  
前ページの画面で、「所得の合計計算詳細」ボタンをクリックすると確認できます。

金額を手入力で変更したい場合は、  
チェックボックスをONします。

所得の合計計算詳細

合計所得金額の計算

(1) 総所得除前の総所得金額 19,097,500

(2) 総所得除後の分離課税所得の合計 45,770,000

(3) 合計所得金額 64,867,500

総所得金額等の計算

(4) 総所得除後の総所得金額 19,097,500

(5) 総所得除後の分離課税所得の合計 45,770,000

(6) 総所得金額等 84,887,500

※「分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」を二段書きするため手入力する場合など自動計算した金額によらない場合は、(2)および(5)をチェックして金額を手入力してください。

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

### 株式等の譲渡、上場株式等の配当等

株式等に関する事項

分離課税の源泉徴収税額			合計
株式等の譲渡	上場株式等の配当等		49,000

分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項			
種目・所得の生ずる場所	収入金額	配当所得に係る負債の利息	差引金額
食品株式会社	700,000	0	700,000

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

それぞれ源泉徴収税額を入力します。「上場株式等の配当等」には、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の源泉徴収税額を入力します。合計が申告書B第一表の「源泉徴収税額」に加算されます。(なお、株式等の譲渡の源泉徴収税額は申告書B第一表の「雑・一時所得の源泉徴収税額」に加算されます)

申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の内容を入力します。入力した内容は「分離課税の上場株式等の配当所得等に関する事項」に印刷されますが、金額は「収入金額」の「上場株式等の配当等」に転記されません。また、申告書B第二表「〇所得の内訳(源泉徴収税額)」への転記も対応していません。

## ■ その他の情報の入力

画面右下のボタンをクリックすると、申告書に必要な情報を入力するための画面が表示されます。画面で必要な情報、金額を入力すると、申告書に転記されます。

### 特例適用条文等(B)

特例適用条文

法	措法	義法	1	2	3	1	2	項号
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委	の	の	の	の	項
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委	の	の	の	の	項
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委	の	の	の	の	項

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

該当する法のチェックボックスをONにすると、条、項、号の入力が行えます。

### 退職所得に関する事項(K)

退職所得に関する事項

所得の生ずる場所  
〇産業(林)

収入金額 1,400,000

退職所得控除額 1,200,000

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

※特定役員分がある場合は、その金額に( )を付けて上段に入力します。下段は特定役員分を含む金額です。

「所得の生ずる場所」と「収入金額」と「退職所得控除額」を入力します。「収入金額」と「退職所得控除額」の金額は、下段の欄に入力します。

※特定役員(勤続年数5年以下の役員)の分がある場合、その金額に( )を付けてそれぞれ上段の欄に入力します。この場合、下段の欄には特定役員分を含む金額を入力します。

# 5. 損失申告用申告書 (第四表)

本年分の所得金額が赤字の方、雑損控除額を本年分の所得金額から控除すると赤字になる方、繰越損失額を所得金額から控除すると赤字になる方は「確定申告書B(第一表、第二表)」と「損失申告用申告書」を提出します。

「損失申告用申告書」は2枚ですので、画面も2画面切り替えて必要事項を入力します。

※退職所得は、**退職所得** ボタンから内訳の画面で金額を入力します。

このボタンで画面を切り替えます。

**平成XX年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書 (損失申告用)**

住所 〒123-4567 東京都品川区〇〇〇 氏名 申告者 太郎 整理番号 00000001

1 損失額又は所得金額 (申告書B第一表1〜7までの合計額)

所得の種類	区分等	所得の生ずる場所	A 収入金額	B 必要経費等	C 差引金額 (通算後/通算前)	D 特別控除額	E 損失又は所得 (通算後/通算前)
A 経常所得	短期総合譲渡		0	0	0	60	0
	長期総合譲渡		0	0	0	61	0
	一時山林		0	0	0	62	0

3 翌年以後に繰り越す損失額

青色申告者の損失の金額	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額	要動所得の損失額
72	73	74

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類	A 前年分までに引ききれなかった損失額	B 本年分で差し引く損失額	C 翌年以後に繰り越して差引かれる損失額
A H.XX年 (3年前)	純損	0	0	0
	雑損	0	0	0
	雑損	0	0	0
B H.XX年 (2年前)	純損	0	0	0
	雑損	0	0	0
	雑損	0	0	0
C H.XX年 (前年)	純損	0	0	0
	雑損	0	0	0
	雑損	0	0	0

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額 84 0

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額 85 0

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額 86 0

※「1 損失額または所得金額」では、「B」グループの譲渡と一時のみ通算の自動計算をします。短期総合譲渡・長期総合譲渡・一時の金額は、「確定申告書B(第一表、第二表)」画面の「収入金額および所得金額」で入力します。

## ■退職所得を入力するには

退職所得の内容は、**退職所得** ボタンをクリックして表示された画面で入力します。



所得の生ずる場所	
<input type="radio"/> 産業 (株)	
収入金額	1,400,000
必要経費等 (退職所得控除額)	1,200,000
差引金額	200,000
損失又は所得	100,000

金額は、下段の欄に入力します。  
差引金額は自動計算されます。

※特定役員(勤続年数5年以下の役員)の分がある場合、その金額に( )を付けてそれぞれ上段の欄に入力します。  
この場合、下段の欄には特定役員分を含む金額を入力します。

自動計算されます。

※ただし、特定役員(勤続年数5年以下の役員)の分がある場合は、手計算して入力します。

## 6. 修正申告書を作成するには

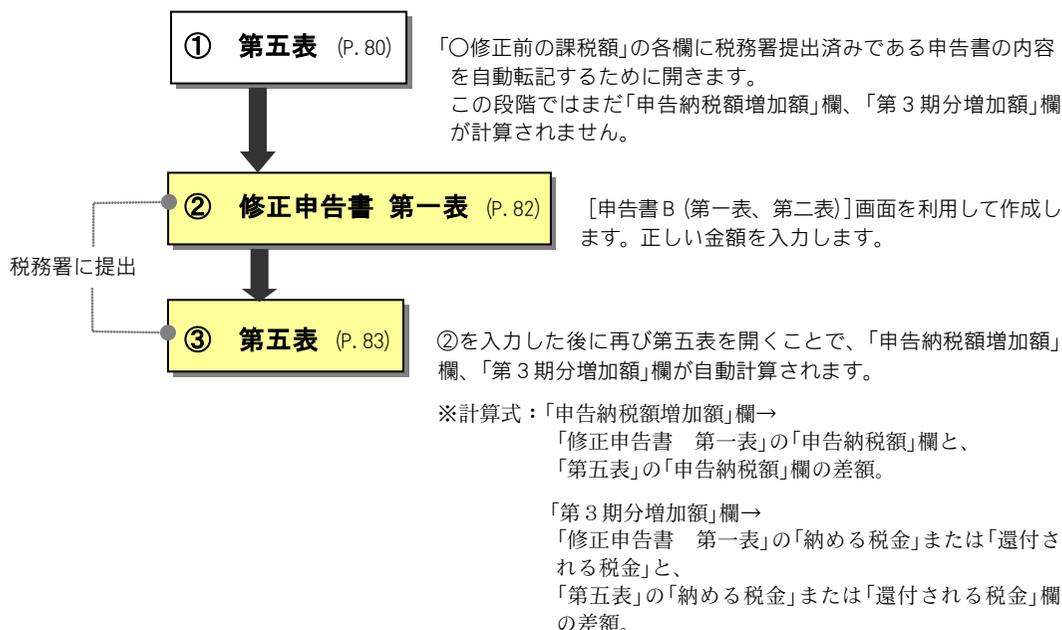
提出期限を過ぎた後で、誤った申告をしていたことに気づいたときは「修正申告」をします。

修正申告をする場合は、確定申告書Aで申告した方も確定申告書Bで申告した方も、税務署に用意してある申告書B第一表に修正する金額を記入し、第五表(修正申告書・別表)にすでに申告した金額と異動した事項を記入し提出します。

申告書B第一表 (以降「修正申告書 第一表」)	確定申告書B第一表と同じ用紙を利用して修正申告額を記入します。
第五表(修正申告書・別表) (以降「第五表」)	修正前の課税額と、異動した事項について記入します。

### ■第五表への転記について

「第五表」では、「○修正前の課税額」の各欄に提出済みの申告書からの金額の転記が必要です。また「第五表」の「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額増加額」欄、「第3期分増加額」欄を自動計算するために、本製品での修正申告書を作成するには、以下の手順で操作します。



次ページより手順を説明します。

## ■はじめて修正申告書を作成するには

「第五表」から作成します。

確定申告書Aで申告した方は①から、確定申告書Bで申告した方は②から行ってください。

始める前には、提出した確定申告書の控えを準備しておきます。

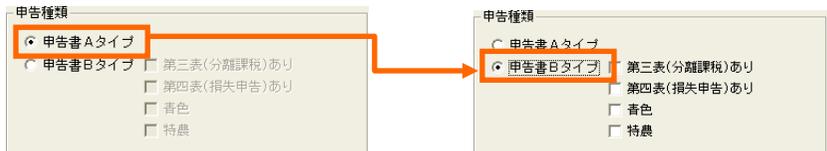
### ① 第五表に申告書Bの金額を転記する

#### ① (確定申告書Aを申告した方のみ)

[申告書設定]で申告書Bタイプに変更します。

※修正申告は「修正申告書 第一表」と「第五表」を対にして提出します。このため、申告書Aタイプから申告書Bタイプに変更します。

※変更した後は必ず[申告書B(第一表、第二表)]画面で金額の確認をしてください。



#### ② ダイレクトメニューで[修正申告書(第五表)]を選択します。

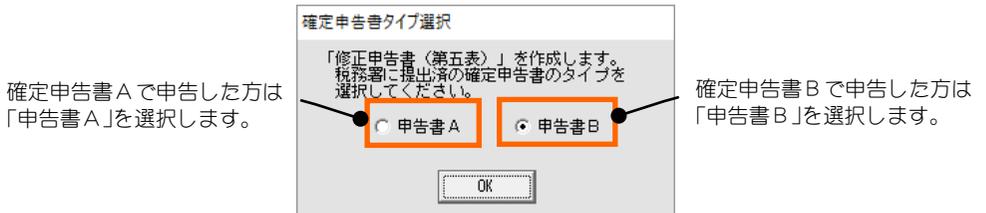
以下のメッセージが表示されますので「OK」ボタンをクリックします。



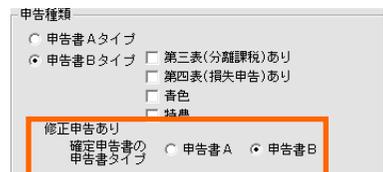
#### ③ 以下の画面が表示されます。

提出済みの確定申告書のタイプを選択します。

ここで選択した申告書のタイプは来年の申告書にも適用されます。



※上記画面は初めて作成する場合にのみ表示されます。以後は[申告者設定]画面で変更できます。



**4** 「第五表」の画面が表示されます。

「○修正前の課税額」は、「申告書B(または分離申告、損失申告)」の内容が転記されています。必ず提出した確定申告書の控えと比較し転記内容を確認してください。

「○修正申告によって異動した事項」では各ボタンをクリックし、異動した事項を入力します。

※各ボタンの内容については「■修正申告によって異動した事項の入力」(P.87)をご覧ください。

平成XX年分の所得税及び復興特別所得税の修正申告書 (別表)

住所 〒123-4567 フリガナ シノカ カノ  
又は事業所 東京都品川区○○○ 氏名 申告 太郎  
事務所居 所 整理番号 00000001

○修正前の課税額			
事業等	1		7,000,000
業	2		2,000,000
不動産	3		1,200,000
当	4		0
配当	5		70,000
与区分	6		1,080,000
雑	7		98,000
譲渡一時	8		320,000
計	9		19,097,500
長期譲渡	10		45,770,000
	11		0
雑損控除	12		0
医療費控除	13		0
社会保険料控除	14		875,882
小規模企業共済等掛金控除	15		0
生命保険料控除	16		115,000
地震保険料控除	17		50,000
寡婦寡夫控除	18		498,000
寡婦寡夫控除	19~20		0
勤労学生障害者控除	21~22		0
配偶者(特別)控除	23~24		380,000
基礎控除	25		780,000
基礎控除	26		380,000
計	27		3,058,882
課税される所得金額	9	対応分	16,038,000
所得金額	10	対応分	45,770,000
所得金額	11	対応分	0
税額	28	対応分	3,756,540

○修正申告によって異動した事項			
税額	29	対応分	6,865,500
税額	30	対応分	0
計(31+32+33)	34		10,622,040
配当控除	35		3,500
区分	36		0
区分	37		200,000
区分	38~40		0
区分	42~44		0
計	45		10,418,540
災害減免額	46		0
再差引所得税額(基準所得税額)	47		1,097,970
復興特別所得税額	48		23,057
所得税及び復興特別所得税の額	49		1,121,027
外国税額控除	50		0
源泉徴収税額	51		0
申告納税額	52		1,121,000
予定納税額	53		0
第3期分納める税金	54		1,121,000
の税額	55		0
修正申告により増加する税額等	56		0
第3期分増加額	57		0

○修正前の課税額  
申告書B(または分離申告、損失申告)」の内容が転記されます。直接、修正も入れます。

○修正申告によって異動した事項  
異動した事項を入力します。(P.87)

**5** 入力が終了したら、「終了」ボタンで画面を閉じます。

※この段階ではまだ「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額増加額」欄、「第3期分増加額」欄が計算されませんので印刷は行いません。

続いて、次ページ「修正申告書 第一表を作成する」に進みます。

## ② 修正申告書 第一表を作成する

① ダイレクトメニューで[申告書B(第一表、第二表)]をクリックし、表示します。

修正申告書Bになっています。

「修正」チェックボックスがONになっています。

「確定申告書B」に戻すにはOFFにします。

## 注意

「第五表」を作成する前に、手で「修正」チェックボックスをONにした場合右のメッセージが表示されます。

画面が「修正申告書B」に切り替わりますが、この画面ではまだ金額の修正をしないでください。

税務署提出済みである表示中の内容を「第五表」に転記する必要があるため、先に「五表出力」ボタン(P. 84)で表示中の内容を修正申告書(第五表)に転記した後、あらためてこの画面で金額の修正をしてください。

② 修正が必要な金額を修正します。

③ 入力が終了したら、「印刷」ボタンで「修正申告書 第一表」を印刷します。

## ポイント

### 印刷する申告書のタイトルについて

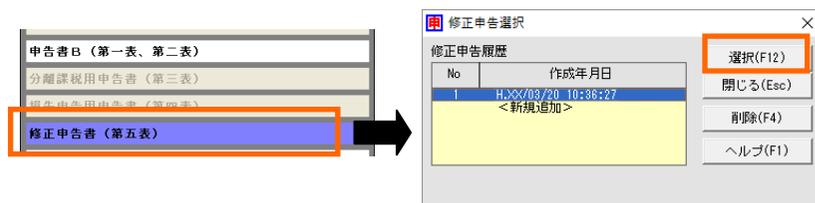
[申告書B(第一表、第二表)]画面の「修正」チェックボックスがONの状態では、「申告書B」「分離課税用」「損失申告用」の印刷時、タイトルはすべて「修正申告書」になります。また「種類」の「修正」に○がつきます。

④ 「終了」ボタンで画面を閉じます。

続いて、次ページ「第五表を作成する」に進みます。

### ③ 第五表を作成する

- 1 ダイレクトメニューから再び[修正申告書(第五表)]を選択します。  
第五表を一度作成したため、ここでは「修正申告選択」画面が表示されます。  
最新日付を選択し、**選択**ボタンをクリックします。



※「修正申告選択」画面についてはP.84をご覧ください。

- 2 先ほど作成した「第五表」の画面が表示されます。  
「修正申告により増加する税額等」の「申告納税額増加額」欄、「第3期分増加額」欄が自動計算されていることを確認します。

84,550	修正申告により増加する税額等	申告納税額増加額	56	311,400
50,000		第3期分増加額	57	311,400
35,000				
0				

※「申告納税額増加額」欄→「修正申告書 第一表」の「申告納税額」欄と、「第五表」の「申告納税額」欄の差額。

「第3期分増加額」欄→「修正申告書 第一表」の「納める税金」または「還付される税金」と、「第五表」の「納める税金」または「還付される税金」欄の差額。

- 3 「申告納税額増加額」欄、「第3期分増加額」欄の金額が正しければ、**印刷**ボタンで「第五表」を印刷します。

※金額が正しくない場合は、申告書B(第一表、第二表)の修正金額が間違っている可能性があります。再び[申告書B(第一表、第二表)]を表示させ、金額を確認してください。

- 4 **終了**ボタンで画面を閉じます。

## ■ 次回からの第五表の表示について

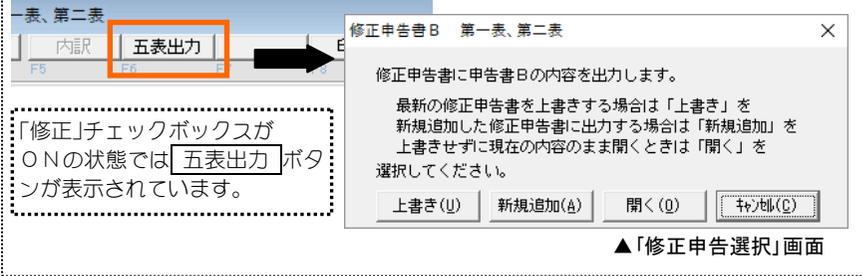
一度「第五表」を作成すると、次回から「第五表」を表示させるときに新規に追加するか、上書きで表示するかなどを選択する「修正申告選択」画面が表示されます。

「第五表」を表示させるには、ダイレクトメニューから選択する方法と、**五表出力** ボタンから選択する方法があります。

### ダイレクトメニューから「修正申告書(第五表)」を選択



### 【申告書B(第一表、第二表)画面の**五表出力**ボタンを選択



### 最新の「第五表」を表示するには (申告書Bの内容を転記しない)

最新の「第五表」を表示します。

ダイレクトメニューから表示	「修正申告選択」画面で最新日付を選択し、 <b>選択</b> ボタンをクリックします。
<b>五表出力</b> ボタンから表示	「修正申告選択」画面で <b>開く</b> ボタンをクリックします。

## 最新の「第五表」を表示するには（申告書Bの内容を転記する）

最新の「第五表」に申告書B（第一表）の内容を上書きで自動転記して、表示します。「五表出力」ボタンからのみ行えます。

「五表出力」ボタンから表示	「修正申告選択」画面で「上書き」ボタンをクリックします。
---------------	------------------------------

### 注 意

- ・作成済みの「第五表」の「○修正前の課税額」が上書きされるのでご注意ください  
例えば申告書B（第一表）を修正申告書として修正した後、提出前に「第五表」を修正することになったなどの場合、最新の「第五表」を上書きで表示すると、すでに修正申告書として入力した申告書B（第一表）の金額が「第五表」に上書きで転記されてしまいます。  
このような場合は「第五表」の金額が上書きされないように、「最新の「第五表」を表示するには（申告書Bの内容を転記しない）」を行ってください。

## 「第五表」を新規に追加するには

申告書B（第一表）の内容を自動転記して、新規に「第五表」を作成します。（既存の第五表は「保存版」となります。）

ダイレクトメニューから表示	「修正申告選択」画面で<新規追加>を選択し、「選択」ボタンをクリックします。
「五表出力」ボタンから表示	「修正申告選択」画面で「新規追加」ボタンをクリックします。

### ポイント

- ・「第五表」は3つまで作成できます  
「第五表」は、1申告者につき3つまでの作成・保存ができます。「第五表」が3つ作成されると新規追加はできなくなります（不要な保存版を削除することで再び新規追加が行えます）。

## 保存版の「第五表」を表示するには

「第五表」を新規追加すると、前に作成した「第五表」は自動的に『保存版』として保存されます。

ただし、更新・編集できるのは新規追加した最新のものだけで、保存版である古い「第五表」は参照のみで修正は一切できません。

ダイレクトメニューからのみ行えます。

○修正前の課税額				
事業	営業	等	1	7,000,000
総	業	業	2	2,000,000

税額		対応分		
29	30	32	33	0

編集できません。

▲「保存版」の「第五表」

ダイレクトメニューから表示

「修正申告選択」画面で保存版を選択し、  
**選択** ボタンをクリックします。

## ポイント

### ・保存版を編集したい場合

最新の「第五表」を削除すると、一つ前に作成した保存版が最新となり編集できるようになります。

## ■修正申告によって異動した事項の入力

「第五表」画面の「○ 修正申告によって異動した事項」の各ボタンをクリックすると、異動のあった金額について入力するための画面が表示されます。

### 所得金額に関する事項(S)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	取入金額	必要経費	登録(F12)
事業・営業等	○○小売業・○○市△△町	35,000,000	30,000,000	キャンセル(Esc)
雑	原稿料・○○出版	800,000	800,000	ヘルプ(F1)
異動の理由 取入金額申告誤りほか(事業・営業等)、取入申告誤り(雑)				

異動のあった所得について、修正後の金額を入力します。

### 事業専従者に関する事項(E)

氏名	申告 二郎	氏名	異動前	異動後	登録(F12)
控除額等	異動前	1,200,000	異動前	0	キャンセル(Esc)
	異動後	0	異動後	0	ヘルプ(F1)

申告書B第一表の「専従者給与(控除)額の合計額」欄の金額に異動があるとき入力します。

### 所得から差し引かれる金額に関する事項(K)

所得控除の種類	所得控除額	異動の理由	登録(F12)
配偶者特別控除	0	控除誤り	キャンセル(Esc)
扶養控除	760,000	扶養控除追加(申告二郎、子)	ヘルプ(F1)
	0		

申告書B第一表の「雑損控除」～「合計」欄に異動があるとき、異動後の金額と異動の理由を入力します。

### 税金の計算に関する事項(I)

税額控除等の種類	税額控除額等	異動の理由	登録(F12)
配当控除	33,350	控除額誤り	キャンセル(Esc)
源泉徴収税額	336,310	申告誤り	ヘルプ(F1)

申告書B第一表の「課税される所得金額」～「還付される税金」欄に異動があるとき、異動後の金額と異動の理由を入力します。

### 住民税・事業税に関する事項(J)

住民税・事業税に関する事項	金額	異動の理由	登録(F12)
配当に関する住民税の特例	0		キャンセル(Esc)
非居住者の特例	0		ヘルプ(F1)
配当割額控除額	0		
株式等譲渡所得割額控除額	0		
高附金 都道府県、市区町村別	0	金額 都道府県	
税額控除 住民税の算定額	0	指定の 市区町村	
非課税所得など	0	番号 所得金額	
損益通算の特例適用前の不動産所得	0		
不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額	0		
事業用資産の譲渡損失など	0		
異動の理由			

申告書B第二表の該当欄に異動があるとき、異動後の金額と異動の理由を入力します。

## 7. 電子申告 (e-Tax 連携オプション)

---

この機能は、弊社の e-Tax 連携ソフト「みんなの電子申告 (e-Tax 連携オプション)」をインストールしている場合のみ使用することができます。

「みんなの電子申告 (e-Tax 連携オプション)」は弊社ホームページで無償にてダウンロード提供いたしておりますので、どうぞご利用ください。

### みんなの電子申告 (e-Tax 連携オプション) とは

国税電子申告・納税システム「e-Tax」と連携するオプションソフトです。申告を税務署へ出向くことなく処理することができます。

※ 国税電子申告・納税システム「e-Tax」についてのご質問は、所轄の税務署にお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

国税電子申告・納税システム「e-Tax」に関しましては弊社ではサポートいたしておりません。

※e-Tax 申告により添付を省略した書面については、法定申告期限から5年間、税務署等から提示又は提出を求められることがあります。



# **添付資料の作成**

---

# 1. 添付資料の共通操作

ここでは、添付資料を作成するにあたり、共通する操作について説明します。

添付資料の入力画面には2つの形式があります。

## ◆形式1

明細行のある入力画面です。明細行に直接入力せず、画面上部のボタンで追加/訂正/削除を行います。また、明細行の複写や並べ替えを行うことができます。

以下の添付資料がこの形式に当たります。

- ・所得の内訳書
- ・医療費控除
- ・セルフメディケーション税制の明細書
- ・譲渡所得計算明細書
- ・土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書
- ・事業専従者一覧表
- ・寄附金
- ・寄附金特別控除額の計算明細書(明細行の複写や並べ替えは行えません)

※譲渡所得計算明細書、土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書はダイレクトメニューにはありません。メニューバーの[添付資料]から選択してください。

所得の種類	住所・所在地	電話番号	収入金額	源泉徴収税額
種目	氏名・名称	支払確定年月	資産の数量	(内)
一時	東京都〇〇区	03-xxxx-xxxx	2,500,000	0
生命保険金	〇〇生命	H.XX/10	1,000	0
雑・その他	東京都△△区	03-****-****	108,000	10,800
原稿料	××出版社	H.XX/05	0,000	0
*				

収入金額合計

営業等	0	利子	0	雑・公的年金等	0	総合・長期	0
農業	0	配当	0	雑・その他	108,000	一時	2,500,000
不動産	0	給与	0	総合・短期	0	退職	0

源泉徴収税額 (申告書日の44欄へ) 10,800      雑所得・一時所得分 (申告書日の52欄へ) 10,800      未納付分 (申告書日の53欄へ) 0

## ◆形式 2

明細行のない入力画面です。入力欄に直接、項目や金額を入力します。  
以下の添付資料がこの形式に当たります。

- ・ 財産及び債務の明細書
- ・ 肉用牛の売却による所得の税額計算書
- ・ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書
- ・ 損益の通算の計算書
- ・ 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
- ・ 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
- ・ 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
- ・ 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

		A. 収入金額	B. 必要経費	C. 専従者控除額 (白色のみ記入)	所得金額 青色は青色申告特 別控除後の金額 (A - B - C)
農業所得	①	8,000,000	3,500,000	0	4,500,000
①のうち、特定の肉用 牛の売却による所得	②	2,000,000	200,000	0	-200,000
	③	0			
① - ②	③	8,000,000	3,300,000	0	4,700,000

③の収入金額、所得金額を申告書日第一表の農業の収入金額、所得金額に転記して下さい。

2 課税総所得金額に対する税額の計算			
免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の 売却による収入金額等	①	2,000,000	← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書き した収入金額を書いてください。
① × 5 %	②	100,000	→ 申告書日第一表の「税金の計算」欄 38 に加算し てください。

## ■入力欄について

形式1の下部や形式2にある入力欄は、その色により以下のような違いがあります。

入力欄の色	入力欄の性格
白色	直接入力します。
黄色	自動計算されます。入力はできません。
水色	申告書に自動転記されます。入力はできません。

## ■明細行の追加

- 1 画面上部の「追加」ボタンをクリックします。  
※または新規行(最下行)をダブルクリックします。



- 2 明細を入力する画面が表示されますので、各項目を入力します。

- 3 「登録」ボタンをクリックします。

- 4 明細行が追加されます。

配当	東京都〇〇区	03-1111-1111	1,500,000
株式	××株式会社		50.00
▶ 雑・その他	東京都△△区	03-1111-2222	130,000
原稿料	××出版社		0.00
*			

## ■明細行の訂正

- 1 訂正したい明細行をクリックし、画面上部の「訂正」ボタンをクリックします。  
※または訂正したい明細行をダブルクリックします。



- 2 明細を入力する画面が表示されますので、修正します。

- 3 「登録」ボタンをクリックします。

## ■ 明細行の削除

① 削除したい明細行をクリックして選択します。

② 画面上部の「削除」ボタンをクリックします。



③ 削除確認のメッセージが表示されますので、「はい」ボタンをクリックすると、選択した明細行が削除されます。

## ■ 明細行の複写

① 複写したい明細行をクリックして選択します。

▶	配当 株式	東京都〇〇区 ××株式会社	03-1111-1111	1,500, 50
	雑・その他 原稿料	東京都△△区 ××出版社	03-1111-2222	130, 0
*				

② 画面上部の「複写」ボタンをクリックします。



※ボタンが「貼付」ボタンに変わり、①で選択した行が太字になります。

③ 貼り付けたい位置(行)を選択します。

	配当 株式	東京都〇〇区 ××株式会社	03-1111-1111	1,500, 50
▶	雑・その他 原稿料	東京都△△区 ××出版社	03-1111-2222	130, 0
*				

④ 画面上部の「貼付」ボタンをクリックします。



⑤ ③で選択した行の上に貼り付けられます。

	配当 株式	東京都〇〇区 ××株式会社	03-1111-1111	1,500, 50
▶	配当 株式	東京都〇〇区 ××株式会社	03-1111-1111	1,500, 50
	雑・その他 原稿料	東京都△△区 ××出版社	03-1111-2222	130, 0
*				

## ■ 明細行の並べ替え

画面上部の **並替** ボタンで、以下の項目をキーに明細行を並び替えることができます。

添付資料	並替キー項目
所得の内訳書	所得の種類
医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書	・医療費控除の明細書の場合 医療を受けた方 ・セルフメディケーション税制の明細書の場合 薬局などの支払先の名称
譲渡所得計算明細書	長期・短期の区分
土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書	該当条文および譲渡した年月日

① 画面上部の **並替** ボタンをクリックします。



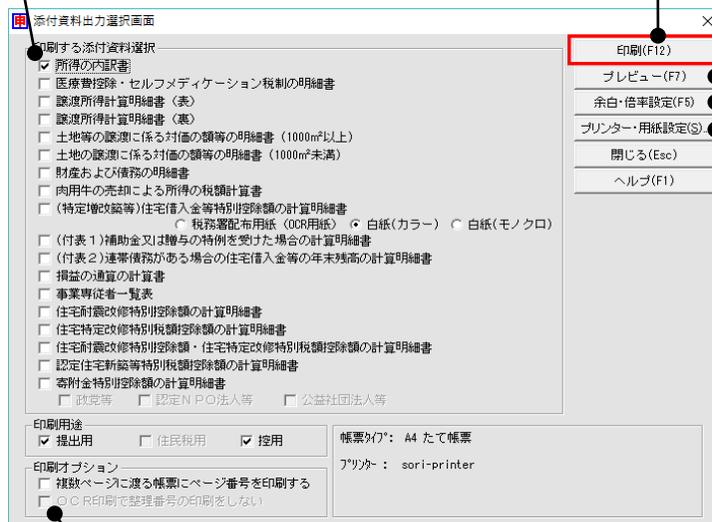
② 確認メッセージが表示されますので、**はい** ボタンをクリックすると明細行が並び替えられます。

## ■ 添付資料の印刷

画面上部の **印刷** ボタンをクリックすると以下の画面が表示されます。



印刷する添付資料を ON にします。



印刷されます。

印刷イメージの画面が表示されます。

余白（マージン）や倍率などの調節の設定画面が表示されます。（P. 47）

印刷するプリンターや用紙の設定画面が表示されます。

「(特定増改築等)住宅借入金等・・・」が ON で、かつ「税務署配布用紙 (OCR 用紙)」が選択されているときに有効となります。プレプリントなどのため「整理番号」欄を印刷したくないときに ON にします。

## 2. 所得の内訳書

所得の内訳の入力と、源泉徴収税額を計算するための「所得の内訳書」を作成します(ここでの所得は総合課税による所得になります)。

この画面で明細を入力すると、一覧画面下部に「所得の種類別の収入金額合計」と「源泉徴収税額」が自動計算されます。「源泉徴収税額」は申告書(第一表)に転記されます。また、申告書(第二表)の「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」には、明細と「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」が印刷されます。

### 注意

明細が4行以内のときは明細がそのまま申告書第二表に印刷されますが、明細が4行を超えるとときは、明細を所得の種類別に集計した結果、源泉徴収税額がある所得のみを抜粋して印刷します。この場合、「種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称」は印刷されません。

明細を入力します。

源泉徴収税額の合計が表示されます。  
申告書(第一表)に転記されます。

所得の種類別に収入金額の合計金額が表示されます。  
申告書(第一表)には転記されません。

ただし、申告書(第一表)の「収入金額および所得金額」画面(申告書A P. 50/申告書B P. 61)の「所得の内訳書取込」ボタンで、この内容や金額を取り込むことができます。

# 3. 医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書の明細書

医療費控除額を計算するための「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」を作成します。

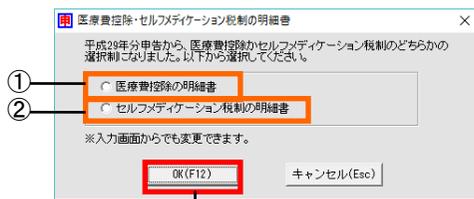
この明細書は申告書に添付して税務署へ提出します。

※領収書は提出不要ですが、ご自宅で5年間保存する必要があります。

メニューから初めて選択した際に、以下の画面が表示されますので、通常の「医療費控除」か、医療費控除の特例である「セルフメディケーション税制」(P. 99)かを選択します。

※どちらか一方の控除しか受けられません。

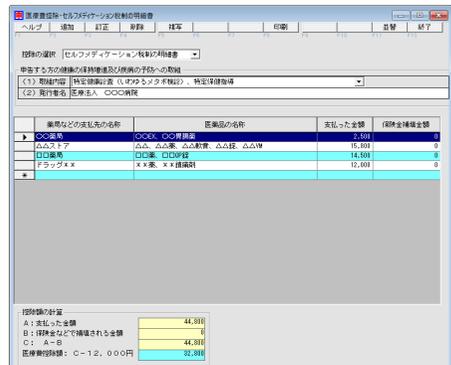
※前年データにて「医療費控除の内訳書」を入力していた場合は、選択画面は表示されずに「医療費控除の明細書」(P. 97)が表示されます。



該当の明細書画面が表示されます。



①医療費控除の明細書 (P. 97)



②セルフメディケーション税制の明細書 (P. 99)

明細書画面を入力することで医療費控除額が計算され、申告書(第一表)に転記されます。

また、申告書(第二表)には「支払った医療費(支払医療費等)」「保険金などで補填される金額」が印刷されます。

## ■ 医療費控除の明細書

画面上部の「医療費通知に関する事項」には、医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付(原本)する場合にその額を入力します。医療費通知を添付する場合は、その明細を入力する必要はありません。

「医療費通知に関する事項」以外の医療費(医療費通知にない医療費)については、その明細を入力します。

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

「医療費通知に関する事項」以外の医療費(医療費通知にない医療費)について、明細を入力します。

医療費控除の明細書

医療を受けた方の氏名: 申告 太郎

病院・薬局などの名称:  病院

医療費の区分:  診療・治療  介護保険サービス

医薬品購入  その他の医療費

支払った医療費の額: 9,400

保険金などで補填される金額: 0

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

次ページ参照

控除を切り替えることができます(入力内容はクリアされます)。

医療費控除の選択: 医療費控除の明細書

医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	125,000	※明細欄は、「医療費通知に関する事項」で記載されたものについては入力しないでください。
(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	125,000	
(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額	0	

医療を受けた方	病院・薬局などの名称	医療費の区分	支払った医療費	保険金補填金額
申告 太郎	<input type="checkbox"/> 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> その他	9,400	0
同上	△△薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> その他	700	0
申告 花子	<input checked="" type="checkbox"/> 診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品 <input type="checkbox"/> その他	4,400	0
米				

電子申告にて医療費に係る使用証明書等(おむつ証明書など)の郵送を省略する場合は入力します。支払った医療費のうち、おむつに係る費用などの証明書の内容を入力してください。

電子申告する方は以下の項目も入力してください。支払ったおむつに係る費用などが医療費控除の対象となるための証明書

追加	訂正	削除
証明年月日	証明書の名称	証明者の名称
*		

次ページ参照

控除額の計算  適用年の特例を適用

A: 支払った医療費	139,500
B: 保険金などで補填される金額	0
C: A - B	139,500
D: 所得金額の合計額	8,040,400
E: D × 0.05	402,020
F: 10万円とEの少ない方の金額	100,000
医療費控除額: C - F	39,500

控除額が計算され、その合計金額(最高200万円)が申告書に転記されます。

所得金額の合計額が表示されます。

申告書(第二表)に印刷されます。

証明書の内容を入力します。

おむつ使用証明書など

証明年月日: H30/07/05

証明書の名称: おむつ使用証明書

証明者の名称:  病院 (医療機関名等)

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

#### 医療費を超える「保険金などで補填される金額」について

医療費控除を入力する際に、「支払った医療費」よりも「保険金などで補填される金額」が大きい場合は「支払った医療費」と同額を「保険金などで補填される金額」に入力するようにしてください。

〈例〉 ■ケガによる入院費用：10万円      その入院給付金：15万円  
        ■配偶者の出産費用   ：50万円      出産育児一時金：39万円

ケガによる入院費用よりも入院給付金が大きいたが、その引ききれなかった5万円を配偶者の出産費用からは差し引きません。

出産費用実費の11万円(50万円-39万円)から「10万円と所得の5%の額の少ない方」を引いた額が医療費控除額になります。

#### 「肉用牛の特例を受ける」について

一覧画面の「肉用牛の特例を受ける」は、申告書Bの場合に選択できます。

一定の肉用牛(免除対象飼育牛)を売却した場合にONにし、「D：所得金額の合計額」は免税牛の所得金額を差し引く前の金額を手入力してください。

## ポイント

添付または提示が必要な書類は以下の通りです。

- ・医療費控除の明細書 (添付)
- ・医療費通知(原本) 「医療費通知に関する事項」に記入したものに限りです。(添付)  
(電子申告の場合、本システムでは医療費通知の提出省略(書類の記載事項の送信)に対応していませんので税務署に郵送してください)
- ・その他「おむつ使用証明書」など医療費控除を受ける費用に係る各種証明書 (添付または提示)

## ■セルフメディケーション税制の明細書

### 「セルフメディケーション税制について

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等購入費(\*)を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができます。

(\*医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された医薬品(スイッチ OTC 医薬品))

画面上部の「申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組」では、取組を行ったことを明らかにする書類からその取組内容を選択します。

※この控除を受ける方は、一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が必要です(電子申告の場合は取組を明らかにする書類を郵送する必要はありません)。

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

購入した特定一般用医薬品等について、明細を入力します。

控除を切り替えることができます(入力内容はクリアされます)。

薬局などの支払先の名称	医薬品の名称	支払った金額	保険金補填金額
〇〇薬局	〇〇EX、〇〇胃腸薬	2,500	0
△△ストア	△△、△△薬、△△軟膏、△△錠、△△VM	15,800	0
□□薬局	□□薬、□□錠	14,500	0
ドラッグ**	**薬、**鎮痛剤	12,000	0
* 控除額の計算			
A: 支払った金額		44,800	
B: 保険金などで補填される金額		0	
C: A - B		44,800	
医療費控除額: 〇-12,000円		32,800	

控除額が計算され、その合計金額(最高8万8千円)が申告書に転記されます。

申告書(第二表)に印刷されます。

# 4. 寄附金・寄附金特別控除額の計算明細書

所得控除または税額控除(特別控除)となる寄附金について入力します。  
 所得控除か税額控除はどちらか有利な方を判断して入力してください。税額控除分を入力すると以下の計算明細書が印刷可能になります。

- ①「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」
- ②「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」
- ③「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」

入力した内容は、申告書第一表、第二表に反映されます。

※「肉用牛の特例」を受ける場合は、適用を受ける前の総所得を入力してください。

明細を入力します。

**寄附の明細**

寄附の種類  所得控除 一般の寄附金  特別控除 政党等寄附金

寄附年月日 H.20/05/05

寄附先の所在地 ○○県○市

寄附先の名称 ○○市役所

金額 40,000

区分  
 都道府県、市区町村分  条例指定分(都道府県)  
 住所地の共同募金会、日赤支部  条例指定分(市区町村)  
 その他  条例指定分(都道府県と市区町村の両方)

次ページ参照

**寄附金**

追加(F2) 訂正(F3) 削除(F4)

種類	寄附年月日	寄附先の所在地	寄附先の名称	金額	区分
一般	H.20/05/05	○県○市	○市役所	40,000	条例指定分(市区町村)
政党	H.20/09/15	○県△△市	○政治研究会	50,000	

所得から差し引かれる金額

寄附金合計	40,000
寄附金控除額	30,000

総所得金額  肉用牛の特例を受ける 8,290,000

税金の計算

寄附の種類	寄附金合計	控除額
政党等寄附金	50,000	15,000
認定NPO法人等寄附金	0	0
公益社団法人等寄附金	0	0
政党等寄附金等特別控除額		15,000

住民税に関する事項

寄附金税額控除	都道府県、市区町村分	条例指定分	都道府県	市区町村
寄附金税額控除	0	0	0	0
寄附金税額控除	0	0	0	40,000

申告書 第一表(所得控除)に転記されます。

申告書 第一表(税額控除)に転記されます。

申告書(第二表)に印刷されます。

「寄附の種類」について（以下の表をご覧ください）

- ・②～④は「所得控除」か「税額控除(特別控除)」のどちらか有利な方を選ぶことができます。
- ・詳しい内容については所轄の税務署にお問い合わせいただくか、国税庁のホームページをご覧ください。
- ・寄附金がどの種類に該当するか不明な場合は、寄附先にお問い合わせください。

寄附の種類		寄附先
所得控除	① 一般の寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体に対する寄附金</li> <li>・指定寄附金               <ul style="list-style-type: none"> <li>③④以外の公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金で財務大臣が指定したもの</li> </ul> </li> <li>・特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭               <ul style="list-style-type: none"> <li>主務大臣の証明を受けた特定公益信託のうち、その目的が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すると認められる一定の公益信託の信託財産とするために支出した金銭。</li> </ul> </li> <li>・特定新規中小会社が発行する特定新規株式の取得に要した金額(1千万円を限度)</li> </ul>
特別控除	② 政党等寄附金	政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの。
	③ 認定 NPO 法人等寄附金	特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの(認定 NPO 法人等)に対する寄附金(その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除きます。)で、特定非営利活動に係る事業に関連するもの。
	④ 公益社団法人等寄附金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人及び公益財団法人</li> <li>・私立学校法第 3 条に規定する学校法人及び同法 64 条第 4 項の規定により設立された法人</li> <li>・社会福祉法人</li> <li>・更生保護法人</li> <li>・東日本大震災の被災者活動への費用、減失または破壊した建物等の原状回復に要する費用に充てるために行った寄附金</li> </ul>

「区分」について

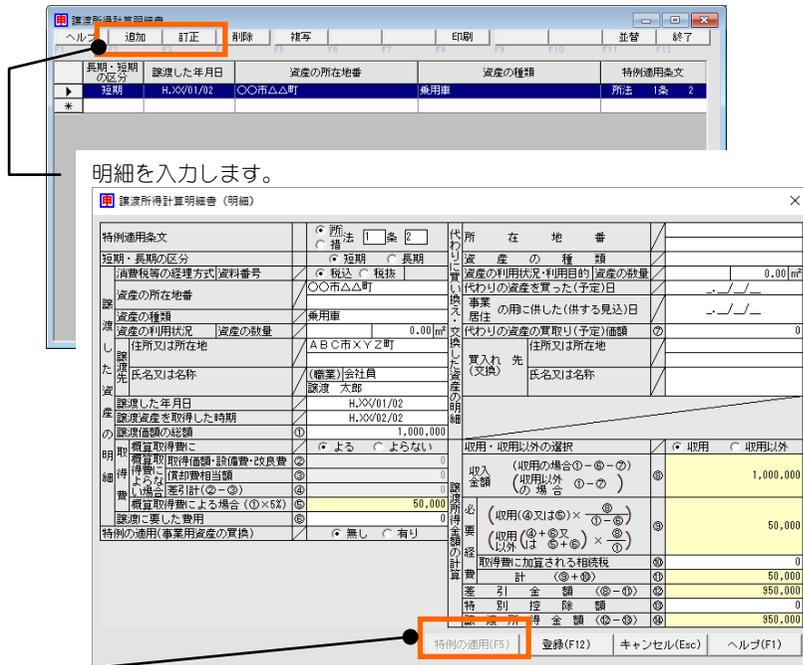
- ・ふるさと納税分は「都道府県、市区町村分」を選択します。
- ・都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金控除の対象の公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、認定 N P O 法人等に対する寄附金は「条例指定分(都道府県)」または「条例指定分(市区町村)」を選択します。
- ・都道府県・市区町村の両方が条例で指定した寄附金がある場合は、「条例指定分(都道府県と市区町村の両方)」を選択します。
- ・所得税の寄附金控除の対象となっているが、住民税の控除対象になっていない寄附金(国に対する寄附金や政党等に対する政治活動に関する寄附金など)は「その他」を選択します。(「その他」の金額はどの区分にも加算されませんが、「寄附金合計」に加算されます。)

# 5. 譲渡所得計算明細書

土地・建物等の譲渡があった場合に、譲渡所得金額を計算する「譲渡所得計算明細書」を作成します。

(譲渡所得計算明細書はダイレクトメニューにはありません。メニューバーの[添付資料]から選択してください。)

※土地や建物の譲渡に係る分離課税の譲渡所得金額の計算は、最寄りの税務署より、「譲渡所得の内訳書(計算明細書)【土地・建物用】」を入手し、それに転記してください。



**特例の適用** ボタンは、“特例の適用”で“有り”の場合に選択できます。  
**特例の適用** ボタンをクリックすると、条件により異なる画面が表示されます。

## 「譲渡価額の総額① ≤ 代わりの資産の買取り(予定)価額」の場合

特例の適用		X	
1 譲渡資産の譲渡価額(①)が買換え資産の取得価額(②)以下である場合			
割合の選択	① × 20% (10%又は40%)	① × 20% ① × 10% ① × 40%	登録(F12)
収入金額	200,000		登録(F12)
②(①+③又は④) × 20% (10%又は40%)	12,000		キャンセル(Esc)
取得費に加算される相対税	0		ヘルプ(F1)
計	12,000		
譲渡所得金額	188,000		

(注) ③欄及び④欄の20%の割合は、買換えの組み合わせ、譲渡資産の譲渡の時期、買換え資産の所在地等によっては10%又は40%となります。

## 「譲渡価額の総額① > 代わりの資産の買取り(予定)価額」の場合

特例の適用		X	
2 譲渡資産の譲渡価額(①)が買換え資産の取得価額(②)を超える場合			
割合の選択	20% ① × 10% ① × 40%		登録(F12)
譲渡資産の譲渡価額(①)	200,000		登録(F12)
買換え資産の取得価額(②)	800,000		キャンセル(Esc)
差引金額 ((20)-(21))	200,000		ヘルプ(F1)
(21) × 20% (10%又は40%)	160,000		
収入金額 ((22)+(23))	360,000		
(④+⑤又は⑥+⑦) × (24)	21,600		
取得費に加算される相対税	0		
計	21,600		
譲渡所得金額 ((24)-(27))	338,400		

(注) (23)欄の20%の割合は、買換えの組み合わせ、譲渡資産の譲渡の時期、買換え資産の所在地等によっては10%又は40%となります。

## 6. 土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書

土地等の譲渡がある場合に、その所得に対する税額を計算する「土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書」を作成します。

(土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書はダイレクトメニューにはありません。メニューバーの[添付資料]から選択してください。)

土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書

ヘルプ 追加 訂正 削除 複写 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 並替 終了

該当条文	譲渡した年月日	土地等の所在地番	土地等の面積
▶ 指法第28条の4第3項第2号	H,XX/03/03	〇〇市△△町	2,000.0

土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書(明細)

該当条文	租税特別措置法 第28条の4第3項第 2号	参考 に し た 土 地 の 価 格 事 例	標準地又は標準地の 所在地番	標準地又は標準地の 面積
土地等の所在地番	〇〇市△△町	近隣雑地の 売買事例	標準地又は標準地の 所在地番	0
土地等の種類	田		同上の1平方メ ートル当たり価格	0
土地等の面積	2,000.00 m <sup>2</sup>		土地の所在地番	
譲渡先 住所又は所在地	〇〇市△△町		土地の種類	
譲渡した年月日	H,XX/03/03		土地の面積(C)	0.00 m <sup>2</sup>
譲渡資産を取得 した年月日	S,XX/04/04		取引年月日	— / — / —
譲渡対価の額			当該土地の譲渡 対価の額(D)	0
1平方メートル当 たり譲渡対価の額			許可、届出確認 又は申出の区分	<input checked="" type="radio"/> 許可 <input type="radio"/> 届出 <input type="radio"/> 確認 <input type="radio"/> 申出
1平方メートル当 たり譲渡対価の額			1平方メートル当 たり譲渡対価の額 (D/C)	0
1平方メートル当 たり譲渡対価の額				
譲渡対価の額又は 譲渡予定価額		譲渡価格が適正であることの説明		
譲渡対価の額等の 区分	<input checked="" type="radio"/> 許可 <input type="radio"/> 届出 <input type="radio"/> 確認 <input type="radio"/> 申出			

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

明細を入力します。

「該当条文」を7号と入力した場合は、以下の画面になりますので必要事項を入力します。この際、「土地の面積」は1,000 m<sup>2</sup>未満を入力してください。

土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書(明細)

該当条文	租税特別措置法 第28条の4第3項第 7号	参考 に し た 土 地 の 価 格 事 例	標準地又は標準地の 所在地番	標準地又は標準地の 面積
土地等の所在地番	〇〇市△△町	近隣雑地の 売買事例	標準地又は標準地の 所在地番	0
土地等の種類	田		同上の1平方メ ートル当たり価格	0
土地等の面積(A)	800.00 m <sup>2</sup>		土地の所在地番	
譲渡先 住所又は所在地	〇〇市△△町		土地の種類	
譲渡した年月日	H,XX/03/03		土地の面積(C)	0.00 m <sup>2</sup>
譲渡資産を取得 した年月日	S,XX/04/04		取引年月日	— / — / —
譲渡対価の額(B)	0		当該土地の譲渡 対価の額(D)	0
1平方メートル当 たり譲渡対価の額			許可、届出確認 又は申出の区分	<input checked="" type="radio"/> 許可 <input type="radio"/> 届出 <input type="radio"/> 確認 <input type="radio"/> 申出
1平方メートル当 たり譲渡対価の額			1平方メートル当 たり譲渡対価の額 (D/C)	0
1平方メートル当 たり譲渡対価の額				
譲渡対価の額又は 譲渡予定価額		譲渡価格が適正であることの説明		
譲渡対価の額等の 区分	<input checked="" type="radio"/> 許可 <input type="radio"/> 届出 <input type="radio"/> 確認 <input type="radio"/> 申出			

登録(F12) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

# 7. 財産及び債務の明細書

※平成 27 年度税制改正において、「財産及び債務の明細書」の見直しが行われ、一定の基準を満たす方に対し「財産債務調書」を提出する制度に改められました。  
 (本製品は「財産債務調書」に対応していません。入力した内容を「財産債務調書」に転記してご利用ください)。

この画面で財産又は債務の種類と細目、金額を直接入力し、「財産及び債務の明細書」を作成します。

※平成 27 年分の申告より、「財産及び債務の明細書」は電子申告の対象ではなくなりました。このため入力しても e-Tax 用のデータは作成されません。

財産又は債務の種類	財産又は債務の細目	財産の価額又は債務の金額	財産又は債務の種類	財産又は債務の細目	財産の価額又は債務の金額
財産	土地	〇〇県△△市	120,000,000		0
	建物	自宅	50,000,000		0
	山林	神奈川県	30,000,000		0
			0		0
	貸付金		3,500,000		0
			0		0
	現金		500,000		0
			0		0
	預貯金		12,000,000		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0		0
			0	計(A)	216,000,000
債務	借入金	5,000,000			0
	未払金	4,000,000			0
		0			0
		0			0
		0		0	
		0	計(B)	9,000,000	
差引計((A)-(B))					207,000,000
備考					

# 8. 肉用牛の売却による所得の税額計算書

肉用牛の売却による農業所得について特例の適用を受ける場合は、この画面で金額を直接入力し、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」を作成します。

ここで金額を計算した結果は、該当項目の計算結果を申告書B（第一表）に転記する必要があります（自動転記されません）。また、申告書B（第一表）の「特例適用条文等」に「措法25」と入力してください。

肉用牛の売却による所得の税額計算書

ヘルプ 印刷 終了

1 申告書に記載する農業所得

	A.収入金額	B.必要経費	C.専従者控除額 (白色のみ記入)	所得金額 青色は白色申告特別控除後の金額 (E=B-C)
農業所得 ①	8,000,000	3,500,000	0	4,500,000
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得 ②	2,000,000	200,000	0	-200,000
① - ② ③	8,000,000	3,300,000	0	4,700,000

③の収入金額、所得金額を申告書B第一表の農業の収入金額、所得金額に転記して下さい。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等 ①	2,000,000	← 「1 申告書に記載する農業所得」欄の②に内書きした収入金額をコピーしてください。
① × 5 % ②	100,000	→ 申告書B第一表の「税金の計算」欄 38 に加算してください。

肉用牛の売却による所得の税額計算書

③の収入金額、所得金額を申告書B第一表の農業の収入金額、所得金額に転記してください。

又、③の金額を基に申告書Bの差引所得税額を計算して入力してください。そのとき、申告書Bの差引所得税額欄のチェックボックスをチェックオンにすると、手入力ができるようになります。

この控除を受ける方は申告書Bの差引所得税額欄の入力欄に(免)と入力してください。

OK

「終了」ボタンをクリックすると、確認画面が表示されます。画面内容のとおり申告書Bに記載してください。

## 申告書B（第一表）

収入金額	8,000,000	税	28に対する税額 第3表の27	27	0
雑収入		配当控除	区分	28	0
雑収入		政党等寄附金等特別控除	区分	29	0
雑収入		火害免	区分	30	0
雑収入		災害特別控除	31~33	0	0
雑収入		差引所得税額 (免)	35~37	38	518,000
雑収入		雑収入	39	0	0
雑収入		雑収入	40	517,922	0
雑収入		復興特別所得税の額	41	10,878	0
雑収入		所得税および復興特別所得税の額	42	528,878	0
雑収入		外国税額控除 区分	43	0	0
雑収入		雑収入	44	0	0

「特例適用条文等」ボタンで「措法25」と入力

# 9. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」を作成します。

なお、本製品では「再び居住の用に供した場合」の計算明細書、震災特例法に係る計算および重複適用(の特例)のための計算書(2通目)の作成には対応していません。

## 1、2、3、4、8、9の事項の画面

1～7の該当する欄を入力し、8で控除額が計算されます。

5および6、7は画面中央のボタンをクリックした画面で入力します。

計算条件

項目	内容
「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」⑩を手入力する	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を自動計算せず、手入力したい場合にONにします。控除額はON、OFFどちらでも申告書(第一表)に転記されます。
特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当する	特定増改築等住宅借入金等特別控除に該当するときにONにします。

電子申告にて添付資料の郵送を省略する場合、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の明細を入力します。

補助金等の交付を受けた場合に入力します。

連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に入力します。

特定取得(\*)である場合にONにします。  
※特定取得とは住宅の取得の対価や費用等に含まれる消費税が8%である場合。

5. と6. は、このボタンで表示された画面で入力します。

7. は、このボタンで表示された画面で入力します。

申告書(第一表)に転記されます。

該当する場合にONにします。「重複適用(の特例)」を受ける場合は、控除金額も入力します。(ただし本製品では2通目は作成できません)

ヘルプ F2 | ヘルプ F3 | ヘルプ F4 | 補助金等 F9 | 連帯債務 F10 | 証明書 F11 | 印刷 F12 | 終了 F13

控除区分: 新築または購入 (選択済み) | 増改築等

「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」⑩を手入力する

### (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1. 氏名 (共有者の氏名)

申告者	共有者	共有者の氏名は、新築等した家屋やその家屋とともに購入したその家屋の敷地又は増改築等をした家屋が共有となっている場合にのみ入力します。
氏名	申告 太郎	申告 花子
フリガナ	シカカ タロウ	シカカ ハナコ

2. 新築又は購入した家屋等に係る事項

項目	家屋に関する事項	土地等に関する事項
居住開始年月日	イ H.××/04/19 ( )	ホ ( )
取得対価の種類	ロ 15,000,000	ヘ 17,000,000
総(床)面積	ニ 100.00㎡	ト 100.00㎡
うち居住用部分の(床)面積	ハ 80.00㎡	チ 80.00㎡

3. 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日 年 月 日

増改築等の費用の額 円

うち居住用部分の金額 円

9. 控除証明書の要否

控除証明書の交付を要する

4. 特定取得に係る事項

特定取得 ※家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2のロ又は3のロ)に含まれる消費税額等が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合、「特定取得」をONしてください。

5. 家屋や土地等の取得対価の額 および 6. 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

7. 特定の増改築に係る事項

8. (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

⑩ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 200,000 (100円未満の端数切捨て)

適用期間  適用期間の特例

重複適用 重複適用に係る計算明細書の⑩の額(過剰分の控除額と重複適用分の控除額の合計額) ※各の額は第一表の住宅借入金等特別控除額欄に転記されます(計算書の⑩には印字されません)

重複適用の特例

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額に転記します。  
※ 電子申告するは「証明書」ボタンから住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の入力も行ってください。

## 5、6の事項の画面

「5. 家屋や土地等の取得対価の額」および「6. 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の入力をします。

**終了** ボタンで前画面に戻ります。

計算条件

項目	内容
連帯債務がある	連帯債務があるときにONにします。この場合④、⑤には、付表2の⑬、⑭を手入力します。(自動転記されません)
居住用割合Eの⑦欄およびFの⑦欄を入力する	前画面の「控除区分」が「新築または購入」のときに表示されます。居住用割合Eの⑦およびFの⑦欄を手入力するときにONにします。

**5. 家屋や土地等の取得対価の額** および **6. 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高**

ヘルプ | 補助金等 | 連帯債務 | F6 | F7 | F8 | F9 | F10 | F11 | F12 | 終了

計算条件

連帯債務がある

居住用割合Eの⑦欄およびFの⑦欄を入力する

---

**5. 家屋や土地等の取得対価の額**

	A 家屋	B 土地等	C 合計	D 増改築等
取得対価の額	ロ 15,000,000	ホ 17,000,000	32,000,000	リ 0
あなたの共有持分 (※共有の場合のみ入力)	分子			
	分母 ①			
取得対価の額もしくは取得対価の額×①	15,000,000	17,000,000	32,000,000	0
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額	0	0	0	0
あなたの持分に係る取得対価の額等	② 15,000,000	17,000,000	Aの② + Bの② 32,000,000	0

**6. 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高**

	E 住宅のみ	F 土地等のみ	G 住宅及び土地等	H 増改築等
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	③ 0	0	32,000,000	0
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表2の⑭) ※連帯債務がなしの場合には100%	④ 100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
住宅借入金等の年末残高(付表2の⑮) ※連帯債務がなしの場合には③の金額	⑤ 0	0	32,000,000	0
③と⑤のいずれか少ない方の金額	⑥ 0	0	32,000,000	0
居住用割合	⑦ 二 + ハ 80.0%	ト + ヘ 80.0%	80.0%	ヌ + リ 0.0%
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (⑥×⑦)	⑧ 0	0	25,600,000	0
住宅借入金等の年末残高の合計額(控除区分が「新築または購入」のとき Eの⑧ + Fの⑧ + Gの⑧ 「増改築等」のとき Hの⑧)			⑨ (最高2,000万円) 20,000,000	

## 7の事項の画面

「7. 特定の増改築等に係る事項」の入力をします。

該当の工事の費用の額等を入力します。50万円を超える場合に特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

**終了** ボタンで前画面に戻ります。

⑭特定耐久性向上改修工事等は、⑫特定断熱改修工事等と併せて行うものに限りです。

## 【付表1】補助金等の内訳

**補助金等** ボタンで表示される画面です。

住宅の取得等に関して補助金の交付を受ける場合に、補助金等の内訳を入力します。

この画面で入力、計算された額などが「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」画面(P.106~108)等に転記されます。

**【付表2】連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書**

連帯債務 ボタンで表示される画面です。

連帯債務に係る住宅借入金等がある場合に入力します。

計算条件

項目	内容
⑮欄および⑯欄を入力する	⑮欄および⑯欄を手入力するときONにします。このとき、⑮欄に区分毎に計算した金額の合計を入力するか、0のままにし⑮欄を空白で印刷し、手記入するかどちらかを行います。⑯欄も同様です。

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

ヘルプ F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12 印刷 終了

計算条件  
 ⑮欄および⑯欄を入力する

**連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書**

1. 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

		A あなた	B 共有者	C 共有者	D 合計等
連帯債務者(共有者)の氏名		申告 太郎	申告 花子		
取得した資産	家屋の取得対価の額(増改築等の費用の額)	①			15,000,000
	各共有者の共有持分	分子	40	0	
		分母	100	100	
	各共有者の持分に係る家屋の取得対価の額等(①×②)	③	3,000,000	6,000,000	0
	土地等の取得対価の額	④			17,000,000
資産	各共有者の共有持分	分子	40	0	
		分母	100	100	
	各共有者の持分に係る土地等の取得対価の額(④×⑤)	⑥	10,200,000	6,800,000	0
	各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等(③+⑥)	⑦	19,200,000	12,800,000	0
	取得した資産に係る借入金	各共有者の自己資金負担額	⑧	0	0
借入金	各共有者の単独債務による当初借入金額	⑨	15,360,000	10,240,000	(A+B+C) 25,600,000
	当該債務に係る住宅借入金率に係る年末残高	⑩	15,360,000	10,240,000	0
	連帯債務による当初借入金額	⑪			25,600,000
	当該債務に係る住宅借入金率に係る年末残高	⑫			0

2. 各共有者の住宅借入金等の年末残高

		A あなた	B 共有者	C 共有者	D 合計等
各共有者の負担すべき連帯債務による借入金の額(⑦-⑧)	⑬	3,840,000	2,560,000	0	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合(⑬÷⑭)	計算値	⑮	15.00%	10.00%	25.00%
	決定値	⑯	55.00%	45.00%	0.00%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高(⑬×⑮)	⑰	0	0	0	
各共有者の住宅借入金等の年末残高	⑱(⑰+⑫)	15,360,000	10,240,000	0	

※ ⑯欄は「⑰+ ⑱と⑳のいずれか少ない方の金額」で計算します。

⑭の計算値・決定値について  
 ⑭の計算値は⑬÷⑰の値を自動計算します。  
 決定値は計算値の値を基に、合計が100%となるように割合を入力してください。  
 決定値を印刷します。

## 【証明書】住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

【証明書】ボタンで表示される画面です。

新規に証明書を追加する場合は<新規追加>を選択し、【選択】ボタンをクリックします。

電子申告にて添付資料の郵送を省略する場合、借入先(金融機関など)から送付された「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の記載事項を入力します。

No	債権者などの名称
1	債権銀行 <新規追加>

最大5枚の証明書を登録できます。

電子申告する方のみ以下の項目を入力してください		登録(F12)
住宅借入金等の内訳	<input type="radio"/> 住宅のみ <input type="radio"/> 土地等のみ <input checked="" type="radio"/> 住宅及び土地等	キャンセル(Esc)
住宅借入金等の金額	年末残高 19,974,000	ヘルプ(F1)
	当初金額 H.××/01/05	
	22,000,000	
償還期間又は賦払期間	H.××/01 から H.××/12 までの 20 年 0 月間	
証明年月日	H.××/10/24	
住宅借入金等に係る債権者など	所在地 東京都品川区××××	
	名称 債権銀行	

# 10. 損益の通算の計算書

申告書Bや申告書第三表(分離課税用)を使用して申告する方のうち、各種の所得の黒字から差し引く各種の所得の損失額(赤字)が数多くある場合は、この画面で金額を直接入力し、「損益の通算の計算書」を作成します。

※申告書第四表(損失申告用)を使用して申告する方は、この計算書は使用しません。

あらかじめ申告書Bを入力しておくことで、すでに入力済みの申告書Bの「収入金額および所得金額」画面の金額を取り込む(背景色が水色の部分)ことができます。(「損益の通算の計算書」画面の「取込」ボタン)

ここで金額を計算した結果は、該当項目の計算結果を申告書B(第一表)および分離課税用申告書(第三表)に転記する必要があります(自動転記されません)。

総合譲渡の特別控除額に手入力が必要となるときにONにします。

通算欄を自動計算せず、手入力する場合は、ONにします。

申告書Bの「収入金額および所得金額」画面の金額を取り込みます。

「通算後」の金額を転記してください。

ケ、コ、サについては、「F7:取込」により「申告書B」の「収入金額および所得金額」画面の「差引金額」が自動転記されます。

「第3次通算後」の金額を転記してください。

経常所得、ケ、コ、サ  
「申告書B」の「収入金額および所得金額」画面の「所得の金額(通算後)」に転記します。

ナ、ニ  
「申告書(分離課税用)」の68欄、69欄に転記します。

画面の説明文に記載されている各項目に、転記してください。

# 11. 事業専従者一覧表

「事業専従者一覧表」を作成します。

明細を入力すると、一覧画面下部に「専従者給与(控除)額の合計」が自動計算され、申告書B(第一表)に転記されます。

また、申告書(第二表)の「事業専従者に関する事項」には、明細と「専従者給与(控除)額の合計」が印刷されます。

## 注意

申告書B 第二表の「事業専従者に関する事項」の明細は2行のため、事業専従者が3名以上の場合は、該当人数が収まる分の第二表が連続で印刷されます。このため税務署配布用紙(OCR用紙)をご利用になる際には相応枚数の第二表をプリンターにセットしてください。

専従者の氏名～専従者給与(控除)額を入力します。

事業専従者一覧表 (明細)

氏名	生年月日	続柄	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
甲告 権造	S.16/05/06	父	12か月 毎日8時間	500,000

専従者給与(控除)額の合計 500,000

※入力した個人番号は保存されません。本システムを終了すると破棄されます。

控除額が計算され、申告書に転記されます。  
氏名等の情報は、第二表に印刷されます。

## 12. 住宅耐震改修特別控除額の計算明細書

「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書(平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に住宅耐震改修をした方用)」を作成します。

金額を入力することで計算された「住宅耐震改修特別控除額」が、申告書(第一表)の該当箇所に転記されます。

平成 29 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方	当画面で作成します。
平成 29 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修した方	「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」画面(P. 116)で作成します。

### 注意

- 本システムでは本計算明細書が2つ必要なケースには対応していません。また、平成 29 年 3 月 31 日以前に耐震改修をした場合(当画面)と、平成 29 年 4 月 1 日以後に耐震改修または特定改修した場合(P. 116)の両方あるケースには対応していません。メニューを切り替える際は入力した内容が破棄されますのでご注意ください。

住宅耐震改修特別控除額の計算		
住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	①	1,500,000
①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②	500,000
① - ②	③	1,000,000
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	1,666,000
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	1,000,000
住宅耐震改修特別控除額 (⑤×10%) ※100円未満の端数切捨て	⑥	100,000 (最高25万円)

控除額が計算され、申告書に転記されます。

# 13. 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間居住用)」を作成します。

金額等を入力することで計算された「住宅特定改修特別税額控除額」が、申告書(第一表)の該当箇所に転記されます。

平成 29 年 3 月 31 日以前に居住	当画面で作成します。
平成 29 年 4 月 1 日以後に居住	「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」画面(P. 116)で作成します。

## 注意

- ・本システムでは本計算明細書が 2 つ必要なケースには対応していません。  
また、平成 29 年 3 月 31 日以前に特定改修をした場合(当画面)と、平成 29 年 4 月 1 日以後に耐震改修または特定改修した場合(P. 116)の両方あるケースには対応していません。メニューを切り替える際は入力した内容が破棄されますのでご注意ください。

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間居住用

1. 改修工事をした家屋に係る事項 (共有者の氏名)

居住開始年月日	(1) H:00/04/20	氏名	
あなたの共有持分 (※共有の場合にのみ入力)	分子 0	フリガナ	
	分母 (2) 0		

共有者

2. 一般断熱改修工事に係る事項

<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備設置工事を含む	(3)	
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	(4)	1,500,000
交付を受ける補助金等の合計額 ※平成29年6月30日以前に工事を契約した場合のみ	(5)	500,000
(4) - (5)	(6)	1,000,000
※50万円を超える場合に限りです		
(6) または (6) × (2)	(7)	1,000,000
一般断熱改修工事に係る断熱改修工事限度額	(8)	1,000,000
(7) と (8) のいずれか少ない方の金額	(9)	1,000,000
(9) × 10% ※100円未満の端数切捨て	(10)	100,000

3. 高齢者等居住改修工事に係る事項

- (11) 年齢が 65 歳以上 (同居親族の方の場合 65 歳以上)
- (12) 障害者 (11) に該当する方を除きます
- (13) 要介護認定又は要支援認定を受けている ((11) または (12) に該当する方を除きます)

同居親族の方が(11)(12)(13)に該当する場合、その方の氏名、続柄を入力します

氏名	
続柄	

高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	(14)	0
交付を受ける補助金等の合計額	(15)	0
(14) - (15)	(16)	0
※50万円を超える場合に限りです		
(16) または (16) × (2)	(17)	0
高齢者等居住改修工事に係る改修工事限度額	(18)	0
(17) と (18) のいずれか少ない方の金額	(19)	0
(19) × 10% ※100円未満の端数切捨て	(20)	0

4. 多世帯同居改修工事に係る事項

多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	(21)	0
交付を受ける補助金等の合計額	(22)	0

下にスクロール

(21) - (22)	(23)	0
※50万円を超える場合に限りです		
(23) または (23) × (2)	(24)	0
多世帯同居改修工事に係る改修工事限度額	(25)	0
(24) と (25) のいずれか少ない方の金額	(26)	0
(26) × 10% ※100円未満の端数切捨て	(27)	0
住宅特定改修特別税額控除額 ((10) + (20) + (27))	(28)	100,000

※一つの改修工事について住宅特定改修特別税額控除額と住宅借入金等特別控除(又は特定増改築等住宅借入金等特別控除)の両方を適用することはできません。どちらか一つの選択適用となります。

控除額が計算され、申告書に転記されます。

	改修工事限度額	控除率	控除限度額
居住者が一般断熱改修工事等をした場合 ※（ ）内は太陽光発電設備設置工事を含む場合	250 万円 (350 万円)	10%	25 万円 (35 万円)
特定居住者が高齢者等居住改修工事等をした場合	200 万円	10%	20 万円
多世帯同居改修工事等をした場合	250 万円	10%	25 万円

# 14. 住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書(平成 29 年 4 月 1 日以後用)」を作成します。

金額等を入力することで計算された「住宅耐震改修特別控除額」または「住宅特定改修特別税額控除額」が、申告書(第一表)の該当箇所に転記されます。

※平成 29 年分申告用より「住宅耐震改修特別控除額の明細書」と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の平成 29 年 4 月 1 日以後用は併せて一つの帳票になりました。

平成 29 年 4 月 1 日以後の耐震改修 または特定改修		当画面で作成します。
平成 29 年 3 月 31 日以前	耐震改修	「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」画面(P. 113)で作成します。
	特定改修	「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」画面(P. 114)で作成します。

## 注意

- ・本システムでは本計算明細書が2つ必要なケースには対応していません。  
また、平成 29 年 3 月 31 日以前に耐震改修(P. 113)または特定改修(P. 114)した場合と、平成 29 年 4 月 1 日以後に耐震改修または特定改修した場合(当画面)の両方あるケースには対応していません。メニューを切り替える際は入力した内容が破棄されますのでご注意ください。

### 1. 住宅耐震改修特別控除額の計算の画面

住宅耐震改修工事を行った場合は、「1. 住宅耐震改修特別控除額の計算」にて金額を入力します。

住宅耐震改修特別控除額の計算		
住宅耐震改修の標準的な費用の額	(1)	1,500,000
交付を受ける補助金等の合計額	(2)	500,000
((1)-(2))	(3)	1,000,000
住宅耐震改修に係る耐震改修工事稼働額	(4)	1,668,000
(3)と(4)のいずれか少ない方の金額	(5)	1,000,000
住宅耐震改修特別控除額((5)×10% 100円未満端数切捨て)	(6)	100,000 (最高25万円)

住宅耐震改修控除額が計算され、申告書に転記されます。

※住宅耐震改修工事を住宅特定改修工事と併せて行った場合は、上記の欄ではなく、下記該当欄に入力します。

住宅耐震改修工事と併せて行った工事	該当欄
耐久性向上改修工事	2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算の「5. 耐久性向上改修工事等に係る事項」(P. 118)で入力
以下の両方 ・一般断熱改修工事 ・耐久性向上改修工事	2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算の「6. 耐久性向上改修工事等に係る事項」(P. 118)で入力

## 2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算(1面)～(3面)の画面

住宅特定改修工事を行った場合は、「2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算」にて金額を入力します。

住宅特定改修特別税額控除を受けられる工事は、以下のものです。

- ・高齢者等居住改修工事
- ・一般断熱改修工事
- ・多世帯同居改修工事
- ・耐久性向上改修工事(※)

※耐久性向上改修工事は、住宅耐震改修工事(P.116)、一般断熱改修工事を併せて行うことで控除の対象となります。この場合、併せて行った住宅耐震改修工事、一般断熱改修工事の金額とともに下記該当欄に入力します。

耐久性向上改修工事と併せて行った工事	該当欄
以下のどちらか ・住宅耐震改修工事 ・一般断熱改修工事	2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算の「5. 耐久性向上改修工事等に係る事項」(P.118)で入力
以下の両方 ・住宅耐震改修工事 ・一般断熱改修工事	2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算の「6. 耐久性向上改修工事等に係る事項」(P.118)で入力

居住開始年月日はいずれの住宅特定改修工事でも入力します。

2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算(1面)		共有者の氏名	
1. 改修工事をした家庭に係る事項			
居住開始年月日	(7)	HJXX/04/2	
あなたの共有持分 (※共有の場合にのみ入力)	分子	0	
	分母	0	
		氏名	共有者
		フリガナ	
2. 高齢者等居住改修工事等に係る事項			
<input type="radio"/> (9) 年齢が65歳以上(同居親族の方の場合は65歳以上) <input type="radio"/> (10) 障害者 <input type="radio"/> (11) 要介護認定又は要支援認定を受けている		同居親族の方が上記に該当する場合、その氏名と続柄	
		氏名	続柄
高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額	(12)	0	
交付を受ける補助金等の合計額	(13)	0	
((12)-(13))	(14)	0	
((14)又は(14)×(8))	(15)	0	
高齢者等居住改修工事等に係る改修工事限度額	(16)	0	
(15)と(16)のいずれか少ない方の金額	(17)	0	
((17)×10%) (100円未満の端数切捨て)	(18)	0	(最高20万円)
2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算(2面)			
3. 一般断熱改修工事等に係る事項			
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備設置工事を含む			
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	(19)	1,500,000	
交付を受ける補助金等の合計額	(20)	500,000	
((19)-(20))	(21)	1,000,000	
(21)又は(21)×(8)	(22)	1,000,000	
一般断熱改修工事等に係る断熱改修工事限度額	(23)	5,000,000	
(22)と(23)のいずれか少ない方の金額	(24)	1,000,000	
((24)×10%) (100円未満の端数切捨て)	(25)	100,000	(最高25万円。太陽光発電設備設置工事を含む場合は335万円)
4. 多世帯同居改修工事等に係る事項			
多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額	(26)	0	
交付を受ける補助金等の合計額	(27)	0	
((26)-(27))	(28)	0	
(28)又は(28)×(8)	(29)	0	
多世帯同居改修工事等に係る改修工事限度額	(30)	0	
(29)と(30)のいずれか少ない方の金額	(31)	0	
((31)×10%) (100円未満の端数切捨て)	(32)	0	(最高25万円)

高齢者等居住改修工事をした場合に入力します。

一般断熱改修工事をした場合に入力します。耐久性向上改修工事と併せて行った場合はこの欄ではなくP.118の5.または6で入力します。

多世帯同居改修工事をした場合に入力します。

5. 耐久性向上改修工事等に係る事項		
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備設置工事を含む		
住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	(33)	0
(33)に関し交付を受ける補助金等の合計額	(34)	0
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	(36)	0
(36)に関し交付を受ける補助金等の合計額	(37)	0
((36) - (37))	(38)	0
((35) + (38))	(39)	0
(39)又は((39) × (8))	(40)	0
住宅耐震改修及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額又は一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	(41)	0
(40)と(41)のいずれか少ない方の金額	(42)	0
((42) × 10%) (100円未満の端数切捨て)	(43)	0
<small>(最高25万円。太陽光発電設備設置工事を含む場合は35万円)</small>		
5. 耐久性向上改修は、住宅耐震改修又は一般断熱改修と併せて行った改修工事について入力します。		
2. 住宅特定改修特別税額控除額の計算(3面)		
6. 耐久性向上改修工事等に係る事項		
住宅耐震改修の標準的な費用の額	(44)	0
(44)に関し交付を受ける補助金等の合計額	(45)	0
((44) - (45))	(46)	0
<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備設置工事を含む		
一般断熱改修工事等の標準的な費用の額	(47)	0
(47)に関し交付を受ける補助金等の合計額	(48)	0
((47) - (48))	(49)	0
耐久性向上改修工事等の標準的な費用の額	(50)	0
(50)に関し交付を受ける補助金等の合計額	(51)	0
((50) - (51))	(52)	0
((46) + (49) + (52))	(53)	0
(53)又は((53) × (8))	(54)	0
住宅耐震改修、一般断熱改修工事等及び耐久性向上改修工事等に係る改修工事限度額	(55)	0
(54)と(55)のいずれか少ない方の金額	(56)	0
((56) × 10%) (100円未満の端数切捨て)	(57)	0
<small>(最高50万円。太陽光発電設備設置工事を含む場合は80万円)</small>		
6. 耐久性向上改修は、住宅耐震改修及び一般断熱改修と併せて行った改修工事について入力します。		
7. 住宅特定改修特別税額控除額		
(18)+(25)+(32)+(43)+(57)	(58)	100,000

耐久性向上改修工事と以下のどちらかの工事をした場合に入力します。

- 住宅耐震改修工事
- 一般断熱改修工事

耐久性向上改修工事と以下の両方の工事をした場合に入力します。

- 住宅耐震改修工事
- 一般断熱改修工事

住宅特定改修特別控除額が計算され、申告書に転記されます。

	改修工事限度額	控除率	控除限度額
特定居住者が高齢者等居住改修工事等をした場合	200万円	10%	20万円
居住者が一般断熱改修工事等をした場合 ※ ( ) 内は太陽光発電設備設置工事を含む場合	250万円 (350万円)	10%	25万円 (35万円)
多世帯同居改修工事等をした場合	250万円	10%	25万円
耐久性向上改修工事と以下のどちらかの工事を併せて行った場合 ・住宅耐震改修工事 ・一般断熱改修工事 ※ ( ) 内は太陽光発電設備設置工事を含む場合	250万円 (350万円)	10%	25万円 (35万円)
耐久性向上改修工事と以下の両方の工事を併せて行った場合 ・住宅耐震改修工事 ・一般断熱改修工事 ※ ( ) 内は太陽光発電設備設置工事を含む場合	500万円 (600万円)	10%	50万円 (60万円)

## 注意

・住宅借入金等特別控除、または特定増改築等住宅借入金等特別控除を適用する場合には、同じ工事についてこの控除を適用することはできません。

# 15. 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書(平成 26 年 4 月 1 日以後居住用)」を作成します。

明細を入力すると「住宅特定改修特別税額控除額」が、申告書(第一表)の該当箇所に転記されます。

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

平成26年4月1日以後居住用

1. 共有者の氏名(※共有の場合にのみ入力)

氏名	共有者
フリガナ	

2. 認定住宅に係る事項

居住開始年月日	①	H.26/08/30
総床面積	②	120.00 m <sup>2</sup>
◎のうち居住部分の床面積	③	120.00 m <sup>2</sup>
床面積1平方メートル当たりの標準的なかり増し費用の額	④	43,800
あなたの共有特分(※共有の場合にのみ入力)	分子	0
	分母	0

3. 税額控除限度額の計算等

標準的なかり増し費用の額 (④ × ⑤)	⑥	5,256,000
あなたの特分に相当する費用の額 (⑥ × ⑦)	⑦	5,256,000
居住用割合 (⑧ × ⑨) ※小数点以下第一位まで	⑧	100.0 %
居住用部分に相当する費用の額 (⑦ × ⑧)	⑩	5,256,000
認定住宅限度額	⑪	850万円 500万円
⑩と⑪のいずれか少ない方の金額	⑫	5,256,000
税額控除限度額 (⑫ × 10%) ※100円未満の端数切捨て	⑬	525,600
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の(23)の金額)	⑭	0

4. 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税所得金額に対する税額	⑮	814,900
配当控除	⑯	300,000
控除税額等控除	⑰	0
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	⑱	0
政党等寄附金等特別控除	⑲	15,000
住宅借入金等特別控除	⑳	0
住宅特定改修特別税額控除 (⑬ - ⑱ - ⑲ - ⑳ - ㉑)	㉑	100,000
(※半端のときは0)	(21)	399,900
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑬と(21)の少ない方又は㉑と(21)の少ない方)	(22)	399,900
翌年に繰り越す控除未済税額控除額 (⑬ - (22))	(23)	125,700

※前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受ける場合は、⑩欄と㉑欄のみ記入します。  
※認定住宅の新築等について、住宅借入金等特別控除を適用する場合には認定住宅新築等特別税額控除額は適用できません。どちらか一つの選択適用となります。

消費税率に 8%が含まれる場合は「650 万円」を選択します。それ以外の場合は「500 万円」を選択します。

消費税率が 8%と旧税率が混在している場合は 0N にし、手計算した金額を入力します。(計算式は国税庁 HP などでご確認ください)

控除額が計算され、申告書に転記されます。

改修工事限度額	控除率	控除限度額
650 万円	10%	65 万円

住宅の構造	標準的な費用の額
木造、鉄骨造	43,800 円/m <sup>2</sup>
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造	
その他	

## 注意

住宅借入金等特別控除を適用する場合には、同じ認定住宅の新築等についてこの控除を適用することはできません。



## 第6章

# 過年度比較資料の作成

# 1. 過年度データ比較表

過去5年以内の「みんなの確定申告」のデータが取り込まれている場合、今年を含めた5年分の申告データの比較表を印刷することができます。

過年度と比較することにより、大幅に金額が違う項目がないか等で入力ミスのチェックとしてご利用になれます。

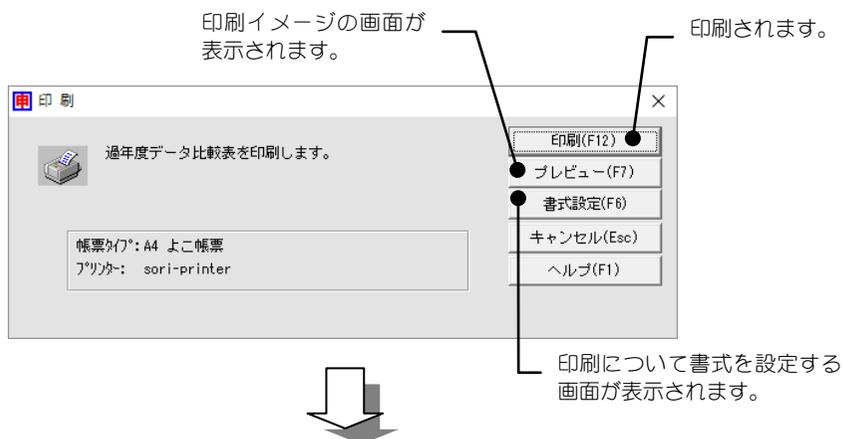
印刷画面が表示されますので、**印刷** ボタンをクリックします。

※前年データを取り込むには、[データ選択]で前年データ取り込み(P.27)を行います。

前年の「みんなの確定申告」がインストールされており、そのデータがある場合は、本製品を最初に起動したときに前年のデータが取り込まれています。

## 📖 ポイント

取り込んだ前年のデータが、前年の「みんなの確定申告」により過年度のデータを取り込んでいる場合は、引き継いでいる過年度データ全ての比較表を印刷することができます。



申告 太郎		平成XX年度	平成XX年度	平成XX年度	平成XX年度
提出申告書種類		申告書B	申告書B	申告書B	申告書B
収入	事業	8,600,000	8,350,000	8,800,000	
	農業	1,350,000	1,500,000	1,800,000	
	不動産	1,700,000	1,600,000	0	
	配当	0	0	0	
	配当	80,000	80,000	80,000	
	給付	1,600,000	1,800,000	1,100,000	
	雑所得	0	0	0	
	その他の	128,000	100,000	180,000	
	総額	0	0	0	
	合計	0	0	0	
金額	一時	2,350,000	2,500,000	2,700,000	
	事業	7,000,000	7,000,000	7,100,000	
	農業	1,500,000	2,000,000	1,280,000	
	不動産	1,600,000	1,280,000	1,560,000	
所利	子	0	0	0	

# 索引

---

e-Tax 連携オプション	88
---------------	----

## オ

OCR用紙	46
-------	----

## い

医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書	96
医療費控除の明細書	96, 97
インストール後に行うこと	9

## う

内訳を入力する (確定申告書A)	50
内訳を入力する (確定申告書B)	61
内訳を入力する (分離課税用申告書 第三表)	75

## お

主な収入の入力 (ガイダンス入力)	33
-------------------	----

## か

ガイダンス入力	32
ガイダンス入力からの印刷 (確定申告書A)	40
各控除の設定・その他の内訳設定 (ガイダンス入力)	38
確定申告書A	49
確定申告書B	59
過年度データ比較表	122
寡婦、寡夫控除 (確定申告書A)	52
寡婦、寡夫控除 (確定申告書B)	67
株式等の譲渡、上場株式等の配当等 (分離課税用申告書 第三表)	76
環境設定	21
還付される税金の受取場所 (確定申告書A)	58
還付される税金の受取場所 (確定申告書B)	71

## き

寄附金・寄附金特別控除額の計算明細書	100
寄附金控除 (確定申告書A)	56
寄附金控除 (確定申告書B)	66
給与所得の源泉徴収	34
金額が連動する項目	43
勤労学生、障害者控除 (確定申告書A)	53
勤労学生、障害者控除 (確定申告書B)	67

## こ

公的年金の所得	35
個人番号	18
個人番号の入力箇所	18
個人番号を一括で削除	18

## さ

財産及び債務の明細書	104
雑損控除 (確定申告書A)	55
雑損控除 (確定申告書B)	64

## し

次回からの第五表の表示	84
事業専従者一覧表	112
事業専従者に関する事項 (修正申告書 (第五表))	87
事業専従者に関する事項 (確定申告書B)	70
地震保険料控除 (確定申告書A)	52
地震保険料控除 (確定申告書B)	66
社会保険料控除 (確定申告書A)	51
社会保険料控除 (確定申告書B)	64
修正申告書 (第一表)	79
修正申告書 (第五表)	79
住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書	110
住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別控除額の計算明細書	116
住宅耐震改修特別控除額の計算明細書	113
住宅特定改修特別控除額の計算明細書	114
収入金額および所得金額 (確定申告書A)	50
収入金額および所得金額 (確定申告書B)	61
住民税・事業税に関する事項 (修正申告書 (第五表))	87
住民税・事業税に関する事項 (確定申告書B)	71
住民税に関する事項 (確定申告書A)	58
小規模企業共済等掛金控除 (確定申告書A)	51
小規模企業共済等掛金控除 (確定申告書B)	65
譲渡所得計算明細書	102
所得から差し引かれる金額に関する事項 (修正申告書 (第五表))	87
所得金額に関する事項 (修正申告書 (第五表))	87
所得の内訳書	95
申告者設定	16
申告者設定 (ガイダンス入力)	37
申告者の個人番号のみ削除	18
申告者の削除	26
申告者の選択	25
申告者の追加	25
申告者の訂正	26
申告書の印刷	45
申告書の共通操作	42
申告書の金額の入力	42

## せ

税金の計算に関する事項 (修正申告書 (第五表))	87
政党等寄附金等特別控除 (確定申告書A)	56
政党等寄附金等特別控除 (確定申告書B)	69
税務署配布用紙	46
生命保険料控除 (確定申告書A)	51
生命保険料控除 (確定申告書B)	65
税理士署名欄 (確定申告書A)	58
税理士署名欄 (確定申告書B)	71

セキュリティを強化する.....	19
セルフメディケーション税制の明細書.....	96, 99
前年データの取り込み.....	27

## そ

送信票の特記事項 .....	17
その他の収入の入力（ガイダンス入力） .....	36
損益の通算の計算書 .....	111
損失申告用申告書（第四表） .....	77

## た

退職所得に関する事項（分離課税用申告書 第三表） .....	76
他システムからのデータ取り込み.....	72

## て

データ選択 .....	25
データ取込で取り込むデータの内容.....	73
データバックアップ .....	22
データ復元 .....	24
電子申告を利用する .....	17
添付書類ナビゲーション.....	20
添付資料の印刷 .....	94
添付資料の共通操作 .....	90
添付資料の入力欄について.....	92
添付資料の明細行の削除.....	93
添付資料の明細行の追加.....	92
添付資料の明細行の訂正.....	92
添付資料の明細行の並べ替え.....	94
添付資料の明細行の複写.....	93

## と

動作環境 .....	3
（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書 .....	106
特例適用条文（確定申告書A） .....	58
特例適用条文（確定申告書B） .....	71
特例適用条文等（分離課税用申告書 第三表） ..	76
土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書.....	103
取り込まれる前年データ情報.....	28

## に

肉用牛の売却による所得の税額計算書.....	105
認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書..	119

## は

配偶者（特別）控除（確定申告書A） .....	53
配偶者（特別）控除（確定申告書B） .....	68
はじめて修正申告書を作成するには.....	80
パスワード .....	21

## ふ

扶養控除（確定申告書A） .....	54
扶養控除（確定申告書B） .....	68
分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項（分離課税用申告書 第三表） .....	75
分離課税用申告書（第三表） .....	74

## ほ

補助金等の内訳 .....	108
補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書.....	108
本製品の概要.....	2
本製品の起動.....	14
本製品の修正申告書.....	79
本製品の終了.....	14

## ま

マイナンバー .....	18
マイナンバーの入力箇所.....	18

## れ

連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書.....	109
----------------------------------	-----

## みんなの確定申告〈平成 29 年分申告用〉 操作マニュアル

---

発行・製作 ソリマチ株式会社

平成 30 年 1 月 初版発行

---

ActiveToolBars Plus  
Copyright (C) 2000 Sheridan Software Systems, Inc.

InputMan Pro  
Copyright (C) 2002 GrapeCity inc.

TrueDBGrid Pro  
Copyright (C) 2002 APEX Software Corporation

VS-FlexGrid Pro  
Copyright (C) 2002 VideoSoft Corporation

VS-VIEW  
Copyright (C) 1999 VideoSoft Corporation

お客様の喜びを喜びに

